

第1回 建設厚生委員会記録

1 日 時 令和3年3月17日(水) 午前9時59分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 5名

委 員 長 小 嶋 正 彰

副 委 員 長 太 田 紀 己 代

委 員 関 根 正 明

委 員 宮 澤 一 照

〃 横 尾 祐 子

4 欠席委員 1名

委 員 丸 山 政 男

5 欠 員 0名

6 職務出席者 0名

7 説 明 員 5名

市 長 入 村 明

建 設 課 長 渡 部 雅 一

福 祉 介 護 課 長 岡 田 雅 美

健 康 保 険 課 長 今 井 一 彦

環 境 生 活 課 長 岩 澤 正 明

8 事務局員 3名

局 長 築 田 和 志

主 査 霜 鳥 一 貴

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第 2 号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

議案第 3 号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算

議案第 13 号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第15号)のうち当委員会所管事項

議案第 14 号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第 15 号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第 16 号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について

議案第 17 号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定について

議案第 18 号 妙高市希少野生動植物保護条例議定について

議案第 19 号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定について

議案第 20 号 妙高市手話言語条例議定について

議案第 21 号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第 22 号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について

議案第 23 号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

議案第 27 号 令和 3 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 1 号）

10 閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（小嶋正彰） ただいまから建設厚生委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第 2 号の所管事項、議案第 3 号、議案第 4 号及び議案第 6 号の予算 4 件、議案第 13 号の所管事項、議案第 14 号、議案第 15 号及び議案第 27 号の補正予算 4 件、議案第 16 号から議案第 23 号の条例関係 8 件の合計 16 件であります。

議案第 13 号 令和 2 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 15 号）のうち当委員会所管事項

○委員長（小嶋正彰） 最初に、議案第 13 号 令和 2 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 15 号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第 13 号 令和 2 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 15 号）のうち建設課所管分について御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費補正のうち 8 款 2 項道路橋梁費の克雪施設整備事業は、12 月中旬からの強い寒波により市内全域で大雪となり、1 月上旬にはさらに降雪量が増加したため、末広町地内の十三川水系流雪溝整備工事において年度内完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行いたいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 続きまして、福祉介護課所管分につきまして御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費補正の追加、2 行目、3 款民生費、1 項社会福祉費の高齢者等新型コロナウイルス感染症検査助成事業 85 万 2000 円につきましては、財源である国庫補助金が翌年度に繰り越され、継続して実施することとなったことから、市の予算につきましても同様に令和 3 年度に繰り越し、継続して実施したいものであります。

続きまして、15 ページをお開きください。まず、歳出について申し上げます。下段の 3 款 1 項 1 目介護保険特別会計繰出金 18 万 7000 円は、介護保険特別会計の保険給付費の増額に対する市の負担分を一般会計から繰り出すものです。

その下の 3 款 1 項 4 目在宅障がい者訓練等給付費 300 万 6000 円は、障がい福祉サービスにおける共同生活援助、いわゆるグループホームですが、及び自立訓練の利用者の増加により予算に不足が見込まれることから、必要な扶助費を増額するものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。戻りまして 10、11 ページをお開きください。上段の 16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費等負担金 105 万 3000 円及び中段の 17 款 1 項 1 目民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金 75 万 1000 円は、先ほど歳出で御説明いたしました在宅障がい者訓練等給付費 300 万 6000 円に対する国・県の負担金であります。

以上、議案第 13 号について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第 13 号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 障害者自立支援事業で想定よりどのぐらいの人数が増えたのか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

令和2年度の当初予算と比べてということになりますが、共同生活援助、グループホームでは41人を見込んでいたものが44人、自立訓練、これは生活のための訓練ということになりますが、利用者2人を見込んでいたものがその倍の4人となったということで今回補正予算のほう提出させていただいております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 同じく障害者自立支援事業です。予算はグループホーム、また自立支援に対してどのようなものに必要なのか、それについてお願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 共同生活援助というのは、日常共同生活の中で住居で営む中で、相談とか、入浴、排せつ、あるいは食事の介護、その他日常生活、通常必要上の援助を行うサービス、一緒にみんなで住んでいる中でそういうサービスを提供するところです。自立訓練につきましては、知的、あるいは精神的な障がいをお持ちの方が金銭管理ですとか、服薬管理、家事等、そうした自立した日常生活を営むための必要な訓練とか、そういったものに対して相談とか、助言とか、そういうサービスとなっております。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第13号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第15号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページを御覧ください。7款1項1目一般被保険者保険税還付金保険税過年度還付金は、さきの6月定例会で新型コロナウイルス感染症の影響等により、主たる生計維持者の令和2年分の収入が前年と比較して3割以上減少した場合などに、令和元年度の国民健康保険税を減免し、対象となる保険税の還付金について補正したものでありますが、実績見込みが当初の見込みを大きく下回ることから、2192万2000円を減額補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして特8、9ページを御覧ください。4款1項1目2節特別交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました保険税過年度還付金に対して国から交付される特別調整交付金であります。歳出の減に伴い、2192万2000円の減額となっております。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第14号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。特10、11ページをお開きください。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業150万円の増額は、要支援者及び基本チェックリストに該当した虚弱高齢者が利用する訪問型サービスや通所型サービスの利用実績が当初予算を上回る見込みであることから、給付費を増額したいものであります。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金の保険料過年度還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響等により主たる生計維持者の令和2年度の収入が令和元年度と比較して3割以上減少した場合などに対象となる令和元年度分の介護保険料を還付する予算であります。実績見込みが6月補正時の利用見込みを大きく下回ることから、実績見込みに応じ、4441万2000円を減額補正するものであります。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして特8、9ページをお開きください。まず、3款2項1目介護給付費調整交付金の特別調整交付金、同項6目介護保険災害等臨時特例補助金は、歳出で説明いたしました第1号被保険者保険料還付金の保険料過年度還付金に係る国からの財源措置であります。6月補正時では、特別調整交付金で全額を財源措置することになっておりましたが、その後、国からの通知により、特別調整交付金で4割、介護保険災害臨時特例補助金で6割を財源措置することとなり、歳出の実績見込みに合わせてそれぞれ減額補正、増額補正するものであります。

また、それ以外の3款2項2目地域支援事業交付金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金、8款繰

越金は、歳出の介護予防・生活支援サービス事業に対する国・県・市等のルール分の負担金、交付金、一般会計繰入金等であります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第15号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月の消費税率の引上げと平成30年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料水準の変動などを踏まえ、令和2年4月1日に道路法施行令の一部が改正され、国及び県の道路占用料が見直されたことから、当市においても、県に準じた変更を行うため、条例を改正するものであります。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第16号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定につきまして御説明申し上げます。

議案第17号参考、生命地域妙高ゼロカーボン推進条例の説明を御覧ください。本条例案は、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロ、いわゆるゼロカーボンを経後の市の重要課題と位置づけ、施策を総合的かつ計画的に推進し、持続可能な脱炭素型地域の実現を図るため、必要な事項を定めるものであります。

本条例案の主な内容について御説明申し上げます。第1条は、目的として、妙高市環境基本条例の理念に基づきゼロカーボンの実現を図ることを定めています。

第2条から第5条までは、市、市民、事業者、滞在者の責務として、それぞれの役割においてゼロカーボンに積極的に取り組むことを定めています。

第6条は、昨年6月の生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言に基づき、重点的に取り組む5つの施策を定めています。

第7条は、市長によるゼロカーボン推進計画の策定を義務づけており、令和3年度は妙高市地球温暖化対策地域推進計画を改定し、より実効性の高い計画の策定を予定しております。

第8条は、環境教育の実施について定めており、学校や地域などにおいて、脱炭素型地域の実現につながる実践的な環境教育を実施します。

第9条と第10条は、ゼロカーボン推進に係る市民や事業者の主体的な取組に対する市の支援や、それに伴う財政措置を定めています。

以上、議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第17号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定につきまして御説明申し上げます。

議案第18号参考、妙高市希少野生動植物保護条例の説明を御覧ください。本条例案は、絶滅の危機に直面している当市の希少野生動植物を保護し、次代に継承するため、保護が必要な種の指定や捕獲等の禁止などについて必要な事項を定めるものであります。

本条例案の主な内容について御説明申し上げます。第1条は、条例の目的となります。

第2条は、市内に生息、生育している野生動植物のうち希少野生動植物とする要件を定めています。

第3条から第5条までは、市、事業者、市民等の責務を定め、それぞれの立場から希少野生動植物の保護に努めることを定めています。

第9条は、希少野生動植物のうち、特に保護する必要があると認める種を指定希少野生動植物として指定することができることを定めています。指定に当たっては、妙高市環境審議会の意見を聞いた上で種を指定し、告示を行うこととなります。

第10条は、指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の禁止について定めています。学術研究や保護のために生きている個体を捕獲する場合には、第1条で定める許可を受ける必要があります。

第16条は、希少野生動植物を保護するための監視員の設置について定めています。監視員が巡回、指導を行い、希少野生動植物の乱獲防止や保護を図ってまいります。

第18条から第20条は、罰則について定めています。罰則の内容については、指定希少野生動植物の生きている個体を許可なく捕獲等した場合や、偽りや不正な手段により許可を受けた場合など、新潟県希少野生動植物保護条例、これ今県で審議中ですけれども、準じたものとなっております。

以上、議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第18号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） まだ審議会等経なければなんでしょうけど、今のところ希少野生動植物というのはどういうものを想定しているのか、現時点の考えでいいと思いますけど、よろしくをお願いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 指定につきましては、環境審議会の指定を受けることになっております。条例案の策定の際にですね、ちょっとこちらからも案を審議会には示させていただいたところでもありますけれども、指定の要件につきましては、新潟県のレッドデータブック等を参考にしながら、有識者から意見をいただいて、妙高市内の生息、生育し、希少性が高い動植物とするということになっております。一応22種類の種を予定しております。植物につきましては6、昆虫類につきましては9、鳥類につきましては5、魚類につきましては2ということで、22種類となっております。昆虫の分野につきましては、議会等でも話題になっておりますが、クモツマキチョウなどを考えておりますし、植物につきましては、クマガイソウなどといったものも考えておるところであります。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 佐渡のトキも絶滅だったんですけども、今危機を逃して、たくさんのトキが飛んでいるとい

うのをニュースで見ました。私たちも理解してこれからも勉強しなければいけません、市民にどういふふうにして浸透していただく方法を考えておられるか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） この条例を制定したわけなんですけれども、単に捕獲禁止というだけのPRではなくてですね、希少動植物、野生動植物を見るといったようなことも大事かと思えます。見たり、観察しながら、それを基にですね、保護していくという観点も大事かというふうに思えます。条例制定後ですね、市のホームページをはじめ、監視員から周知のためのチラシを登山者なりに配るといったようなことも考えております。主に啓発活動を取り組んでいきたいというふうに思えます。

○委員長（小嶋正彰） 委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 豊かな自然、妙高市、これを次の世代に継承していくというのは非常に大事なことだというふうに思います。そういった観点からお伺いします。第5条の事業者の責務がありますけれども、事業者の内容については説明にあるように、建設業、製造業、宿泊業、その他となっておりますけれども、こういった方々にですね、保護をするために、事業活動に支障になるようなことがあったときに、何か市で支援をするというようなことは考えておりますでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 具体的な支障というのはあまり考えておらないんですけれども、特に開発みたいなものがですね、土地だとかですね、形状を変更するとか、そういうときに支障があるのかなというふうには思うんですけれども、それについては、開発については、自然環境を保護していただくというような観点から協力していただくというようなことで、特別な支援、補填みたいなものは考えておりません。

以上です。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そういった事例が出たときに、ではしっかりこの条例の趣旨を御理解いただいて、また支援もしていただきたいなと思います。

それから、第8条の環境審議会なんですけれども、これについてはどういふ、環境審議会の中身についてですね、教えていただきたいと思えます。といいますのは、これ会議録が公開されていないんですね。ですから、どういった内容がどういふ方々で審議されているのか、またこの条例の扱いについてどういふふうにしていくということなのか、御説明いただきたいと思えます。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 環境審議会につきましては、近年ですが、開かれたのは、地球温暖化対策の地域推進計画ということで、昨年3月ぐらいですかね、ということでしばらく会議がなかったということでもあります。条例制定に当たりまして、書面ですけれども、環境審議会のほうに条例案、それと一応基本方針は、今後条例定めてから基本方針定めることになるんですが、その案を一応提示させていただいて意見をいただいたところです。条例制定後になりますけれども、基本方針、すぐにですね、定める必要がありますので、4月上旬に基本方針を定めるといったこと、それと指定希少野生動植物も審議していただいて、速やかに告示をしてまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 昨年も入域料の話だとか、環境に関する大事な話がいっぱいありましたが、それについては、生命地域環境会議ですか、そちらのほうを中心になって計画をつくり、また実施をしてきたと、ライチョウ保護だとかですね、そういう経過があるかと思いますが、そちらのほうとの関連というのはどういうふうになるんでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 生命地域妙高環境会議につきましては、市内全般の自然環境を保護していくなり、保全していくというような形で、実施団体の集まりかというふうに思います。なっております。ということで、条例制定後につきましては、当然、生命地域妙高環境会議の構成団体の方からもですね、十分内容承知してもらったり、実施活動、保護活動のほうに協力していただくというようなことで働きかけてまいりたいと思います。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひそういう団体一体となってですね、推進していただきたいと思います。15条の調査等の推進についてお伺いします。やはり環境の変化だとか、時代の変化によってですね、先ほど22種という話がありましたけれども、変化していくのではないのかなというふうに思います。そういったことを含めて実態をきちっと押さえるということが大事だというふうに私は思っております。先ほど県のレッドデータブックに基づいてというのがありますが、隣の某市ではこういうやつをですね、その市における絶滅のおそれのある野生生物、レッドデータブック独自に作っているわけですね。これすごい数です。こういったことをきちっと押さえながらですね、妙高市の場合、海拔70メートルから2462メートルまで、非常に幅広く、環境が違っております。ぜひこういうことをですね、きちっと基礎的なデータをそろえる中で、この運用をしていただきたいというふうに思いますが、調査の方向についてはどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 調査等ということでございます。今までも環境基本計画の中にですね、実態調査するといったようなことが記載されていたんですが、なかなか実施されてこなかったという経過があります。この条例制定を機にですね、今度条例による義務化というのが市長というか、行政に対して義務化されるようになるということで、第一歩として調査を進めていかなければいけないと思います。1年、1年実態調査をしながら、積み重ねて、上越市ですかね、のような、いつかは独自のものがつくれる方向に持っていきたいというふうに思います。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひこういった希少動物、それもそうですけれども、妙高市の自然環境そのものも今どうなっているのか、調査を進めていただきたいと思います。

16条、17条に監視員と、それから権限について書いてありますけれども、監視員というのは、実際どのような形で運用する。また、そういった違反事例だとかですね、罰則もあるんですよね。見ますと、罰則の金額や何かは長野県の県条例だとか、そういう非常に厳しいところとですね、一緒の大変厳しいもんだというふうに私は思っています。こういったことを実効性のある体制でこの条例を運営していくためには、監視員の位置づけというのが非常に大事じゃないかなというふうに見ております。監視員の権限、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 監視員につきましては、監視、指導等を行う、条例に書いてあるとおりなんですが、監視、指導等を行うことを目的としております。ですので、具体的なやめさせる権限なり、そういうものまでは持っていないというのが実情であります。監視員につきましては、国立公園の清掃協会の作業員であるとか、登山道整備の

作業員の業務の一環としてお願いするというようなところから入りたいというふうに思っております。その中で注意をしていただく、指導していただくというような形になります。規則も制定しまして、その中でちゃんと任命するようになっております。その中で指導していくということになります。

あと罰則の金額についてでありますけれども、長野県と同じ金額で厳しいのではないかと、厳しいというような話でありましたけれども、それはやはり同額のものにしておかなければバランスが取れないのではないかなというふうなところでありまして、新潟県とも同様の額としているところであります。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 監視員は、この条例がきちっと対応できるかの要になる方々になるんじゃないかなというふうに思います。今のお話ですと、山行く方だとか、山小屋の従業員ですか、そういったことになろうかと思えますけれども、ぜひ市民の力を借りてですね、啓発といいますかね、そういったことが重点になろうかと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、市長にお伺ひします。生命地域、市長の最大の方針であります。生命地域は、やっぱり人間だけじゃなくて、こういう野生生物だとか、こういったものもきちっと大事にしていく、命を守るということではないかなというふうに思えます。ライチョウとか、そういう象徴的な、この地域を象徴する生き物、これを大事にしていくことによって、この地域がいいところだということアピールしていく絶好の機会じゃないかなというふうに思えます。そういった意味からもですね、例えばライチョウに関して言えばですね、富山県とか、那須自然王国、栃木県とか、大町市とかでは人工繁殖ですね、そこにまで踏み込んでやっているところもあります。大町市なんかは、人口2万7560人ですか、当市と同じぐらいの市なんですけれども、博物館を持ってそこで人工繁殖に取り組んでいる。非常に積極的にやっているということだそうですね。当市についてもですね、そこまで踏み込んで積極的に生命地域をアピールするためにも、希少動物の保護について踏み込んだ活動すべきと思えますけれども、市長のお考えをお伺ひいたします。

○副委員長（太田紀己代） 入村市長。

○市長（入村 明） 今御指摘の同様のよう形の施設というのはいろいろあるのは承知しております。ただ、この件に関しては、私どもの意欲的な発想が一番大事だと思いますが、あくまでも環境行政の中の一環になります。今の環境省の予算規模、あるいは今の体制からしてですね、同種同様のものを何か所も造るというような方向にはないというふうに聞いております。そんな中でですね、今ある現状をいかに安定させるかということに当分の間力を入れるというふうなことに相なろうかと思っております。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（小嶋正彰） 委員長、交代します。

ほかいいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

議案第19号参考、妙高市斎場条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。本案は、今年度上越市の新斎場の建設計画が示されたことに伴い、旧新井頸南広域行政組合の構成市町村の上越市板倉区、中郷区を含め、施設を使用できる市外居住者の範囲を明確に定めるとともに、市外居住者の使用料を適正な負担となるよう見直しを行いたいものであります。

市外居住者の範囲につきましては、施行規則で定めるものとして、2の表のとおり、①、特別養護老人ホームの入所者などにより妙高市民が市外に住所を移した場合の住所地特例を受けていた者、②、使用者が妙高市民で、死亡者の親族である者、または使用者の住所が本市に隣接する市町村で、死亡者の親族である者、③、死亡者の本籍地が妙高市である者、④、死亡時の住所が妙高市に隣接する市町村である者、⑤、死亡地が妙高市である者の5項目としております。

使用料については、現状の処理経費で適正な負担となるよう見直しを行いたいもので、市内居住者については、おおむね適正な負担であることから、据置きとしております。市外居住者については、これまでの市内居住者の2倍としておりましたが、経費の負担の公正さや他市の状況などを考慮し、処理費用の実費相当分としたいものであります。具体的には、3の市外居住者の使用料の表を御覧ください。火葬の12歳以上では2万6000円を5万9000円に、12歳未満は1万6000円を3万6000円に、死産児は8000円を1万8000円とし、焼却の人体の一部は6000円を1万2000円としたいものであります。また、葬儀等の式場の使用料金の変更はありません。

なお、経過措置として、上越市板倉区、中郷区については、旧新井頸南広域行政組合の構成市町村であったことから、上越市の新たな斎場が供用開始されるまでの間は従前のままの使用料金としたいものであります。

以上、議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第19号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 妙高市手話言語条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第20号 妙高市手話言語条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第20号 妙高市手話言語条例議定について御説明申し上げます。

まず最初に、これまでの取組の経緯について御説明いたします。平成30年度の新潟県聴覚障害者大会の妙高市開催を契機といたしまして、新潟県聴覚障害者協会や妙高市ろう協会などから、手話言語条例制定の強い要望があり、市としても条例制定に向けて取り組むことといたしました。

条例案につきましては、他市の条例や取組内容を参考にしながら、妙高市ろう協会や市障がい者地域自立支援協議会など関係機関の意見を踏まえ、整理した後、広く市民の皆様から御意見をいただくため、本年1月4日から2月2日までの間、パブリックコメントを実施し、この御意見を基に一部修正の上、提案させていただいているものであります。

それでは、議案第20号参考のほうを御覧ください。まず、前文では、本条例の制定の趣旨、意義について明記しております。日本では、手話は平成26年の国際条約の批准により言語として位置づけられました。その後、全国で手話に対する理解を広げる取組が行われてまいりましたが、当市としても、ろう者がコミュニケーションに不安を感じることなく、地域社会で安心して暮らすことができるよう、市民一人一人が手話やろう者の理解を深め、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定することと明記いたしました。

次のページを御覧ください。第1条では、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。手話やろう者への理解は深まりつつありますが、まだまだ十分とは言えません。手話についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策の基本的事項を定め、推進することにより、ろう者が安心して手話でコミュニケーションを図ることができ、全ての市民が共に生きることのできる地域社会の実現を本条例の目的としております。

第2条では、基本理念として、手話の普及及びろう者への理解の推進は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならないということを規定しております。

第3条は、ろう者、手話についてそれぞれ用語を定義しております。

第4条では、基本理念に基づく手話の普及及びろう者への理解の促進に関する施策の推進について、市の責務を定めております。

第5条では、市民と事業者は市の施策に協力するよう努めること。また、事業者はろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備に努めることを、市民及び事業者の役割として規定しております。

第6条は、市が推進する5つの施策について規定しております。

第1号では、手話の普及やろう者への理解、配慮を促すため、研修会等の開催や広報紙、ホームページ等での周知啓発に関する施策、第2号では、市役所窓口等における手話による応対やホームページ等において手話による情報発信及び取得に関する施策、第3号では、手話通訳者の派遣や配置といった手話による意思疎通の支援に関する施策、第4号では、手話通訳者等の育成、確保に向けた養成講座の開催及び派遣、その活動環境の充実に関する施策、第5号では、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策です。

続いて、第7条は、緊急時及び災害時の対応について定めております。市は、緊急時及び災害時において緊急メールでの発信や市ホームページへの掲載、地域での見守り体制の構築など、ろう者に対して情報の取得及び意思疎

通を図ることができるよう努めるものであります。

第8条は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置について定めております。

第9条は、ろう者や手話を使えない聴覚障がい者に対しても、個人の特性に応じた意思疎通に必要な支援及び措置を講ずるよう努めることを定めたものであります。

以上、議案第20号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第20号に対する質疑を行います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 議会でも天野議員がたくさん質疑してくださり、大まかなことは分かりました。私も、よつば保育園の入園式、卒園式にもやはり入園されるお子さんのために手話の方が来られて、ほんの小さい未満児のお子さんも、手話の方を見て、何なのという顔をしながら、やはり父兄も後で説明されて、あっ、これはいいことだなと思って何年も見てきました。その様子は、やはり心温かいという感じしましたので、それとまた平成30年には、やはりこちらでろう者の方が来て、議会でも、そのときも私建設厚生だったので、皆さんと一緒に議場で写真撮ったことが思い出されます。養成講座をするということで、先日やはり国でもそういうろう者のための事前教育をしていまして、その方もスターバックスコヒーに勤めていて、やはり音で感知するんですけども、その音が聞こえないので、電気でランプがつくということで、通常の方と健常者と同じ仕事をして収入を得ているということで、非常にやはり一般市民の方の目線も普通になってきたなと思っています。先日点字の名刺を作らないかと、私たち議員のほうに来たと思いますし、点字のシールということで、こういうふうに戻ってきていますし、妙高市でも庁舎でいろいろなシール案内していただいたり、お手洗い、いろんなところでそういったことをしっかりと活動に向けてしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

今委員おっしゃるとおりで、今回の条例制定につきましては、極めて理念的なものが強いというのは十分承知しておりますが、これを第一歩にそれぞれ関係機関と協議したり、いろんな意見聞きながらですね、一つずつ実現に結びつけていく第一歩になればいいなと思っておりますので、そのように対応してまいりたいなと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○委員（太田紀己代） この条例を制定するといったところで、非常に皆様の障がい者の方々に対する意気込みを感じ取りました。こういったことをつくる、この前文のところにも全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指す。非常に大きなところで、市全体として障がい者と共に生きるんだよといったところの部分だとは思われますが、実は障がい者ってたくさんおられるんですね。いろんな方々、そういった中でも聴覚とか、視覚とかって、実際いろいろとすぐ出てきますが、例えば知的障がい、肢体不自由、それから精神、発達、そして内部障がいと、いろんなところもあります。これを契機にですね、これはしっかりやっていただきたいんですけど、今後広げていくようなお考えはないかどうか。この近隣が今のところこの手話言語条例だけの対応なのか、その辺も含めてお話をいただけるとありがたいです。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、条例の前文のところにもちょっと書かせていただいておりますが、当市の取組としていわゆるSDGsの推進ということで、誰一人取り残さない、この部分と、今特に国が福祉行政の中で進めている地域共生社会、これは地域の中でそういった方々を取り残さないで進めていくという強い意志の表れだと思っ

ておりますので、今回は聴覚障がい者の方、こういった方からの声が大きいですということもありましたが、ほかの分野についても、やはり同様にできることから進めていくべきではないかなと思っておりますので、そのように考えております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○委員（太田紀己代） ぜひともですね、その辺を進めていただきたい。というのは、国が批准してから随分たっているんですね。私どもちょっと前になりますが、先回大阪府の茨木市に行ってまいりました。そこでは、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例というのが出されていて、これは学校等々にも含めて、きちっと情報発信をしながら、自分たち、障がい者と共に生きるんだよといったところも出しております。今回手話言語条例というものの制定に当たって、入村市長のお考えを再度伺いたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 入村市長。

○市長（入村 明） 今茨木ですか、それはまたそれで非常に評価は私も大事なことだと思っています。私どもも一つ一つたくさんな課題がありまして、その一つ一つに正面からきちっと向かい合ってますね、今うちの課長が申し上げましたけども、共生する社会だとか、いろんな形で地域づくり、あるいは国としての方針も随分方向が明確になってきております。ここまで来まして、これでいいというのは、毎日、毎日生活していく上で、いいというのは僕はないと思います。だから、絶えずですね、その状況、その状況に乗じて一番ベストな方法をどうつくっていったらいいか。一気にできる場合もありますし、時間をかけていろんなですね、関係者の方から御指導いただく場合もありますね。そういう中での取組を今後も継続していく必要がある。いわゆる今回のこの件に関しては、これは当然ですね、遅きに失するぐらいの時期だと思っていますので、一気にそういう環境整備するための基本的な指針を今日はお願いしているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第20号 妙高市手話言語条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

このたびの条例改正の内容は、主に3点ございます。1点目が、令和3年度から令和5年度までの保険料を定めるもの、2点目が、介護保険施行令の一部改正に伴う保険料の算定方法について改正するものであります。3点目が、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの修正に合わせ、文言を整理するものであります。

まず、1点目について御説明いたします。これは、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間の保険料の年額を定めるものであります。なお、保険料については、

第7期介護保険事業計画の令和2年度と同額となり、保険料の基準月額が6900円のままで変更はございません。

2点目について御説明いたします。介護保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。具体的には、平成30年度の税制改正で給与所得及び公的年金等の控除額が10万円引き下げられたことに伴い、所得が変動しない場合でも保険料が増額となる場合が出てしまうということで、当該合計所得金額から10万円を控除する旨を規定し、意図せざる保険料の増額を防ぐものであります。これにより、給与や公的年金等に係る収入のみで、収入額が前年と変わらない場合には前年度と同額の保険料となる必要な措置を行うものであります。

さらに、令和2年度の税制改正で低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が新設されたことに伴い、同控除を保険料の算定に加えるものであります。

3点目について御説明いたします。これは、新型コロナウイルス感染症について、国の法的位置づけが変更になったということから、それに合わせて当市の条例上の文言の修正を行うものであります。

以上、議案第21号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第21号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

このたびの改正は、先ほどの介護保険条例と同様に、新型コロナウイルス感染症についての国の法的位置づけが変更になったことから、それに合わせて文言の修正を行うものであります。

以上、議案第22号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第22号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、令和3年度分以降の国民健康保険税の軽減について、給与所得及び公的年金等の所得控除が10万円引き下げられたことにより、軽減対象となる納税義務者に不利益が生じないよう、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、給与所得者と公的年金等の支給を受ける方の人数による影響が出ないよう、軽減判定基準の見直しを行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する文言についての改正につきましては、先ほどの議案第22号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第23号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第23号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち建設課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。予算書29ページをお開きください。下段の15款1項7目2節住宅使用料は、市内6か所の市営住宅と朝日町の特定公共賃貸住宅及びその駐車場の使用料等であります。

次に、37ページをお開きください。上段の16款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金は、市道及び普通河川における災害復旧に対する国からの負担金であります。

中段の2項1目3節防衛施設周辺整備調整交付金5991万6,000円のうち3110万円が新井総合公園の拡張整備に対する国からの交付金であります。

続いて、39ページをお開きください。下段から41ページ中段までの5目1節道路橋梁費補助金とその下の2節住宅費補助金は、それぞれの事業に対する国からの交付金等であります。

次に、51ページをお開きください。下段の17款2項6目1節住宅費補助金は、木造住宅の耐震補強工事や既存住宅の屋根の克雪化に対する県からの補助金であります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。235ページをお開きください。8款2項2目道路維持費の道路管理事業は、道路の破損箇所や道路附帯構造物などの修繕を行い、安全で快適な道路交通を確保するものであります。

その下の8款2項3目除雪対策費の除雪対策事業は、冬期間における道路交通確保のため、市道の除排雪作業や除雪機械の維持管理などにかかる経費及び老朽化した妙高高原地域の除雪ドーザー1台と妙高地域のロータリー除雪車1台の更新などを行うものであります。

次に、239ページをお開きください。克雪施設管理事業は、流雪溝1路線の整備と老朽化等により機能低下が著しい消雪施設3路線の更新を行うものであります。

1枚めくっていただいて、241ページ上段の8款2項4目道路新設改良費の道路新設改良事業は、継続7路線、新規5路線の市道を整備するものであります。

その下の5目橋梁維持費の橋梁長寿命化事業は、市道橋40橋の定期点検による健全度の確認と、老朽化が著しい市道橋2橋に対し、修繕に向けた実施設計委託を行うものであります。

次に、245ページをお開きください。中段の4項2目持家住宅費の雪国妙高住まいの克雪対策推進事業は、雪下ろしに伴う負担軽減や危険防止対策を目的に、既存住宅の屋根の克雪化と雪下ろし時の命綱固定器具の設置等に対し、その費用の一部を補助するものであります。

1枚めくっていただいて、247ページ上段の安全・快適住まいづくり支援事業は、住宅の環境負荷を低減し、長寿命化で質が高く、災害に強い住宅を推進するため、既存住宅のゼロカーボン化や耐震性の向上を行う工事に対し、その費用の一部を補助するものであります。

中段、5項1目都市計画総務費の都市計画総務費は、都市計画マスタープランの策定から10年が経過し、都市計画に関連する法令等が改定されていることや土地利用の実態も大きく変化していることなどから、計画の見直しを行うもの及び新井スマートインターチェンジ改良工事の負担金等であります。

1枚めくっていただいて249ページ上段の優良宅地造成支援事業は、立地適正化計画の居住誘導区域内において低廉で優良な宅地の提供による定住促進を図るため、宅地造成を行う事業者が築造する道路整備に対し、かかる費用の一部を補助するものであります。

中段3目公園費の都市公園整備事業では、新井総合公園に新たなグラウンドゴルフ場や遊具広場などを整備するための用地買収や物件補償等にかかる費用であります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 続きまして、福祉介護課所管のものについて御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。35ページをお開きください。上段の低所得者介護保険料軽減負担金は、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階までの方の介護保険料の負担軽減に係る国の負担金であります。

43ページをお開きください。下段の低所得者介護保険料軽減負担金は、同様に所得段階が第1段階から第3段階までの方の介護保険料の負担軽減に係る県の負担金であります。

次に、歳出について申し上げます。107ページをお開きください。下段2款1項12目新井ふれあい会館改修事業では、建設から28年が経過し、施設全体の老朽化が著しいため、国の補助金を活用し、空調設備の更新やバリアフリー化など施設の機能維持に必要な改修に向けて実施設計を行うものであります。

133ページをお開きください。下段3款1項1目社会福祉協議会助成事業では、災害支援ボランティアの運営に携わるスタッフの養成や、高齢者、障がい者世帯への有償ボランティアの派遣による生活支援などを行います。また、法人として成年後見人を受任し、相談業務をはじめとした高齢者等の権利擁護に関する体制整備に努めます。

143ページをお開きください。下段の3款1項4目障がい者日常生活支援事業では、自立した社会生活を送ることができるよう、生活用具の給付や外出支援等のサービスを提供するとともに、緊急時の相談や短期入所施設の受入れ等、地域全体で障がい者を支える体制づくりに取り組みます。また、手話言語の普及と障がい者理解の促進を図るため、手話言語条例推進に向けた取組を進めてまいります。

163ページをお開きください。下段の3款3項1目生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、就労体験やカウンセリングを実施するなど、本人の状況に応じた包括的、継続的な相談支援を行ってまいります。

以上で福祉介護課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。45ページをお開きください。中段の17款1項1目4節保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険料軽減分及び保険者支援分に係る国民健康保険特別会計への繰出金に対する県の負担金であります。

その下5節保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療制度の保険料軽減分に係る後期高齢者医療特別会計への繰出金に対する県の負担金であります。

49ページをお開きください。上段の17款2項3目1節保健衛生費補助金のうち子ども医療費助成等交付金は、子供の入院、通院医療に対する県の交付金であります。

少し飛びまして、65ページをお開きください。中段の22款5項3目1節雑入の健康保険課分のうち、厚生連寄附講座負担金は、新潟大学に設置された寄附講座に係る新潟県厚生農業協同組合連合会からの負担金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。大きく飛びまして、167ページをお開きください。下段の4款1項1目保健衛生総務費の地域医療体制確保事業では、市内病院の医療提供体制の充実と市民の健康増進に係る調査研究などのため、新潟大学医学部に設置した消化器疾患診療ネットワーク講座に対する負担金のほか、市内医療機関の医師確保を目的とした医師養成修学資金貸与のための基金への繰出金であります。けいなん総合病院に対しては、特別交付税及び県補助金を活用した運営費や設備整備費への補助を引き続き行ってまいります。

169ページをお開きください。中段の体と心の健康づくり事業では、生活習慣病予防の推進を図るため、健康づくりリーダーと連携し、地域ぐるみで運動習慣を定着できるよう、引き続きウォーキングの推進に努めてまいります。

171ページをお開きください。中段の生活習慣病予防健診・重症化予防事業では、市民健診や各種がん検診等の受診率向上に向け、新たにインターネット予約を導入するほか、特に国・県よりも死亡率の高い胃がんの死亡率を下げるため、ピロリ菌の検査等を継続するなど、がん予防の普及啓発と早期発見、早期治療を推進してまいります。また、引き続き人工透析への移行を防止するため、かかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた保健指導を強化するとともに、生活習慣病との関連性が深い骨折を予防するため、積極的に骨粗鬆症検診の受診勧奨に取り組みます。

飛びまして、175ページをお開きください。上段の4款1項2目予防費の感染症予防対策事業では、感染症の発症と蔓延を予防するため、予防接種法等に基づく定期予防接種を実施するとともに、風疹の感染拡大の防止を図るため、引き続き風疹抗体価の低い世代の男性を対象とした抗体検査と予防接種を行ってまいります。

少し飛びまして、185ページをお開きください。上段の4款1項4目母子衛生費の妊産婦・子ども医療費助成事業では、保護者の経済的な負担軽減のため、出生から高校卒業までの子供につきまして、医療機関の窓口で支払う一部負担金に対し、助成を行うもので、中学卒業までの子供については、引き続き無償化を継続してまいります。

中段のすくすく親子健康づくり事業では、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から出産、子育て期までの一貫した切れ目のない手厚い支援を行うとともに、不妊、不育症治療費や産前産後の家事、育児費用の助成を行うほか、第3子以降の出産費用や出産時にかかるタクシー費用の助成を行うなど、経済的な負担軽減を図ってまいります。

以上で健康保険課所管の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 続きまして、環境生活課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。33ページをお開きください。中段15款2項2目1節の環境衛生手数料は、妙高クリーンセンターやあらい再資源センターに搬入されるごみの処理手数料や指定ごみ袋の代金などが主なものであります。

次に、37ページをお開きください。中段の16款2項1目1節の地域内フィーダー系統確保維持費補助金は、市営バスの関燕温泉線、杉野沢線の運行に対する国からの補助金であります。

次に、39ページをお開きください。下段の16款2項3目1節の持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業補助金は、ゼロカーボン実行計画の策定に対する国からの補助金であります。

次に、59ページをお開きください。中段の20款1項3目1節のごみ処理施設整備基金繰入金は、妙高クリーンセンター基幹改良工事に係る繰入金であります。

次に、67ページをお開きください。上段の22款5項3目1節の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、同じく妙高クリーンセンターの基幹改良工事に対する補助金であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。115ページをお開きください。中段から117ページ上段にかけての生活交通確保対策事業では、市営バス7路線の運行のほか、路線バス4路線、コミュニティバス3路線、乗合タクシー4路線の運行を支援し、市民生活を支える公共交通サービスを確保します。また、老朽化した妙高高原地域の路線バス1台の更新や令和4年度に見直しが予定されている路線バスの斐太線、青田線の代替交通の検討を行います。

次に、175ページをお開きください。下段から177ページ上段にかけての2050ゼロカーボン推進事業では、先ほど

審議していただきました生命地域妙高ゼロカーボン推進条例の制定を契機に、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けたロードマップやアクションプランを策定するほか、小学生の環境学習や市民への情報発信などを通じて、持続可能な脱炭素型地域づくりに取り組みます。

中段の生命地域妙高環境会議事業では、2年目となる妙高山・火打山エリアへの入域料の収受やクラウドファンディングなどを通じて財源を確保する中で、ライチョウをはじめとする貴重な自然資源を次世代に引き継ぐ取組を継続します。また、先ほど審議していただきました希少野生動植物保護条例の制定を契機に、国立公園妙高の貴重な宝である希少動植物の保護活動に取り組みます。

下段の妙高高原ビジターセンター管理運営事業では、10月にプレオープンを予定しているビジターセンターの管理運営を通じて、妙高戸隠連山国立公園や当市の魅力を発信するほか、駐車場の整備や、いもり池周辺の新たな遊歩道の整備に向けた設計を行います。

次に、181ページをお開きください。上段の霊園維持管理事業では、市内2か所の市営霊園の適正な維持管理を行うほか、陣場霊園の敷地内に近年ニーズが高まっている新たな形態のお墓として合葬墓と納骨堂の一体的な施設整備に向けた設計を行います。

次に、183ページをお開きください。上段の鳥獣対策事業では、鳥獣対策専門員や鳥獣被害対策自治体による地域と連携した有害鳥獣の捕獲活動や狩猟免許取得支援により人的被害や農作物被害を防止するほか、令和2年度から導入したICTを活用した捕獲、監視を実施し、市民の皆さんの安全、安心な暮らしを守ります。

次に、187ページをお開きください。下段から189ページ上段にかけてのごみ減量リサイクル推進事業では、食品ロス削減に向けたフードドライブや食べ残しゼロ運動を普及、推進するほか、国で検討を進めているプラスチックごみの収集拡大に対応した新たな収集体制の検討や新たにスマホアプリを活用したごみの分別の推進などにより、生活に身近な場所からゼロカーボンを進めます。

189ページ上段から191ページ上段にかけての焼却施設管理運営事業では、妙高クリーンセンターで施設長寿命化総合計画に基づいた基幹改良工事を実施し、施設の延命化と適正な維持管理に努めます。

最後に、戻りまして7ページをお開きください。第2表の継続費になります。今ほど御説明申し上げました焼却施設管理運営事業のごみ焼却施設基幹改良工事につきまして、令和3年度から5年度までの3か年にわたる大規模な工事となることから、継続費を設定させていただきたいものであります。総額で26億640万を見込んでおり、このうち令和3年度は6369万円となっております。

以上で議案第2号に係る当委員会所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） 議案第2号に対する質疑の前に、質疑の進め方について説明します。

歳出の審査については、初めに令和3年度予算主要事業の概要に記載されている事業の質疑を行い、次にその他の事業の質疑を行います。1つの款が終わってから次の款の質疑を行うこととします。また、歳入については歳出の事業に関連して行うか、歳出の質疑を全て行った後、歳入の質疑を行うこととします。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

交通安全対策事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 交通災害共済の加入者数は現在何人いらっしゃいますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、ちょっと今手元にないので、資料分かりましたら報告させていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この中で、運転免許返納制度の普及と促進といったところでございますが、この返納率は前年度、あるいは前々年度からの経過の中で進展しているかどうかお伺いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 運転免許の返納の支援事業ということでありまして、率というものでなくて申請者数でちょっと今管理しております。近年でいいますと平成28年から申し上げますと、申請者数で104人、29年は123人、平成30年度で113人、令和元年度145人、令和2年度、今現在3月8日時点で116人ということになっております。昨年度につきましては、145人ということで、報道されました事故、東京都での高齢者の事故があつてですね、増えたというようなことになっております。今年度につきましては、例年より若干多いというような形になっております。引き続き、返納されたときはですね、警察で制度の紹介をしていただいておりますので、そのようなところで漏れはないようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あと70歳以上の免許返納者に対して2万円分のバス、タクシー利用券を交付されておられますが、交付された方の使用状況とかは把握なさっておられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 申請あつて決定した後、例えば今年度であれば次の次の年度の末まで使える、約2年から3年使えるものになっております。ですので、なかなか管理というのは難しいんですけども、利用率についてはですね、金額ベースで年平均61%ということになっております。大体交付された方のうち61%使っているということであります。全部使っていらっしゃる方と、全く使わない方もいらっしゃるというふうに分析しています。全く使っていらっしゃらない方は、家族とかの送迎とかある方が使っていない方がいらっしゃるというふうに分析しております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 私何でこのことを伺ったかといいますと、私の近所の方がですね、2万円分のものをいただいてもまずバスがうちの前通らないといったところ、タクシーを呼んでもなかなかタクシーが来なかったり、必要なときに皆さん一緒になってしまうというふうな状況があつて、せっかく2万円分のものをいただいても利用できない部分があるというふうなお話を伺ったことがあるんですね。そういったところの部分で2万円というのが本当に妥当なのか、バス、タクシー券と分離してやったほうがいいのか、その辺の検討というのはなされておられるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） バスとタクシーの関係でございます。2万円交付しているうちですね、どのような割合で利用されているかというようなことなんですけれども、バスが約2%、タクシーが98%ということで、ほとんどタクシーの方が利用されております。最短でも2年間使えることができますので、使う機会があると思いますので、ぜひそのときに使っていただければというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 確かにこういうふうな補助をしていただけるというのは、物すごく市民としてはありがたいことだというふうには思われます。しかし、それが適正に補助を出されていて使用されるといったところ、市のお金を適切に使う、あるいは利用されるべき人が利用するといったところも含めてきちっと検証されて、そして予算化されていく、そしてそこをまたチェックしていくというふうなことが重要だと考えます。もう一度お考えをお

伺います。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 免許返納の支援につきましては、免許返納のきっかけづくりという面もありますし、移行したときにですね、不便を感じないようにという面もあります。利用率が61%というようなことも考えながらですね、本当にそれが有効なのかどうかという検討はしていく必要があるかと思っておりますので、今後考えていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、新井ふれあい会館改修事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 新井ふれあい会館、建設から28年たったんだなと思っております。そこで、主な改修内容として、外壁の改修、空調設備の更新、トイレのバリアフリー化などがあります。その中で、トイレのバリアフリー化ですね、ふれあい会館の入り口のほうにありますトイレのほうは、女性のほうは洋式的な、そういうのがないんですね。バリアフリーでなくて洋式的なものがあればいいかと思えます。そしてまた、もし研修とかあると、本当に女性のところが行列になっていって、知っている人は大急ぎでふれあい会館の1階のほうの向こう側の2つしかないトイレ、もしくは文化ホールまで飛んでいくか、分かっている人は2階へ駆け上がってきます。できましたらそういうところも工面していただくとありがたいと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、喫緊の課題としてバリアフリー化というのは、ふれあい会館は福祉の拠点的な施設ですので、それは当面やりたいと思っておりますが、数については実施設計等来年行いますので、その辺の中で可能かどうかも含めて、スペース的にどうしても物理的に難しい場合もあるかと思っておりますので、その辺また設計の中で検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、生活交通確保対策事業。

○副委員長（太田紀己代） 委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 1点だけ、概要書45ページの一番下にありますが、地域特性に対応した運行形態の見直し、斐太線、青田線、路線バスの再編に伴うということになりますが、今の現状の課題をどういうふうに見ておけるのか、そしてまた代替手段についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 課題ということでありまして。斐太線が上越市との2市にまたがるものがなくなるというものがどうかというのが課題かと思っておりますが、それについては、近年利用率がですね、利用者数が減っているの、上越市の補助金の面からと、補助金の負担をなくしていくという判断もやむを得ないのではないかなというふうに評価しておるところです。代替手段につきましては、今現在あります乗合タクシー、斐太地区で運行しております。その充実というか、現在の本数を増やすなり、曜日を増やすなりというようなことも検討の課題ではないかというふうに思っています。今後鉄道、トキ鉄との連携というものを評価しながら上越市、妙高市、交通手段として利用されるのがいいのかなというふうに思っております。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 代替手段はいろいろあるかと思うんですが、地域の中でやっていくようなコミュニティバスについては、実際昨年もね、南部地区のほうで動き出しましたけれども、こういった形については今後どういうふ

うにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今の代替の関係でのコミュニティバスでしょうか、市全体でのコミュニティバスでしょうか。

○小嶋委員（小嶋正彰） 両方考えられると思うんですけど。

○環境生活課長（岩澤正明） 市全体でのコミュニティバスの方向性というものについてですけれども、コミュニティバスというのは、地域の足の確保とともにですね、地域づくりをしている団体の経済的なバックボーンを支えるような機能もあるかというふうに思っておりますので、市営バスでの運行が困難な利用者が少なくなってきた場合にですね、次の方策としてのコミュニティバスというのは考えていく必要があるかというふうに思います。今斐太線の関係でのコミュニティバス化というものになるかと思っておりますけれども、なかなか広いエリアでの運行ということになりますので、難しい面もあるかと思っております。現在のところ乗合タクシーというもので機能發揮できているのではないかというふうに思っておりますので、コミュニティバス化というものも選択肢にあるんですけども、それよりも乗合タクシーの充実のほうがいいのではないかというのが私の担当としての考えであります。

○副委員長（太田紀己代） 委員長、交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（小嶋正彰） 2款総務費、ほかにありますでしょうか。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと確認なんですけれども、交通安全対策事業の件です、免許の返納あるじゃないですか。免許の返納で例えば目が悪くなったとか、体が不自由になってそれで返納したと、そういう方に対する何か補助というか、そういうのはどうなっているんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 一昨年ですかね、宮澤委員からそのような質疑ありまして、制度の検討をさせていただきますまして、令和2年の4月から、この4月から制度改正しまして、今まで70歳以上が対象だったんですけども、70歳になる前の方でも事情があれば対象とするようなことで変更させていただいております。2名の方がですね、新しい制度で交付をさせていただいたところです。

○委員長（小嶋正彰） 3款民生費……

〔「すみません、委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 先ほど関根委員から質疑のありました交通災害の加入状況であります。今募集しているんですが、今募集しているのではなく、令和2年度分の加入状況であります。令和3年1月末現在で加入率は約61%ということであります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 今61%ということですけども、最近のここ何年間の推移はどんな感じでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、そこまではちょっと資料今手元にないんですが、61%という割合なんですけれども、未成年であったり、高齢者であったりという方が多く入っている状況です。あと大人につきましては、車の保険とかですね、入っておりますので、その辺りで今6割ぐらいの方が加入しているというのは妥当なのかなというように思っております。それらちょっと状況について、推移についてまた後で報告いたします。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 私の常会では、常会で回って一応募集しているんですけど、その辺がなかなか難しくなってきたら、予想としては減っているのかなという気がしてこの中に入れてたんですけど、その辺の募集方法というのはどういうほうが多いのか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 募集につきましては、町内会を通じて集金というか、加入の申込みをしていただいているのが多い状況です。ほとんどそのような状況ですけども、地域によっては配るだけはやりますけれども、あとは個人の方から加入してもらおうといったところもあります。ただ、手数料がですね、町内会に入る部分がありますので、今のところ町内で取り組んでいただいている地区が多いということになります。そのようなやり方の中で61%というのは、結構高い率だというふうに判断しております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、3款民生費、社会福祉協議会助成事業。
太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この中で権利擁護事業の実施と言われておまして、法人後見制度というふうな注釈がございまして。ちょっと違うというふうになるとあれなんです、成年後見制度というのはあるかと思うんですが、そういったところとの兼ね合いというのはどういうふうに捉えておられますか。特に施設の中では、いずれかを選択してやるという場合があるかと思いますが。その辺も含めてちょっと御説明いただきたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

これ一応社会福祉協議会の助成事業ということで、こちらにあるのは当然法人後見ということでお願いしております、市が助成する中で昨年裁判所のほうから一応受けられますよという認定を受けて、今実際には1名の方を受け入れる準備を進めているところです。成年後見ですか、そこら辺の制度のところまで承知していないんですが、恐らく身内の方のことになるのか、逆にそこら辺は委員さんの意図しているところがちょっと分からない。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） すみません、特別養護老人ホームとか、そういったところの施設内においても、独居の方であったり、本当に完全に親族も近間におられない、あるいは本当におられない方が入所、入居されている場合があるんですね。そういったときに成年後見制度といったところの利用をして、司法書士の方とか、あるいは弁護士の方とかになっていただいている部分があったりするんですが、そこら辺との法人後見制度との兼ね合いというのがどういうふうに考えておられるかなと思ったので、質疑させていただきました。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 実際ですね、今委員おっしゃったとおり、直接個人的に頼んでいる方も当然施設の中ではいますし、ただそういう形だけでなく、どうしても個人ということになると、その人がいなくなってしまうらどうするかとか、そういう問題があるということで、市としては福祉協議会のほうにそういった受任、資格を持ってもらって、協議会全体で例えば誰かがいなくなっても引き継げるというような形で安定した形で、どうしてもそういった後見制度というのは長期にわたるもので、組織で受けてもらうようにということで、今回この協議会の中での助成を行っているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あくまでも社会福祉協議会のみというふうなことなんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 実際今協議会だけじゃなくて、助成制度市のほうで持っておりますので、3人の方が今受けて、そういった後見制度やっておりますので、それはちょっとこの事業とは関係ありませんけど、やっております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、民生委員推薦会。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私も過去に推薦会の委員をしていました。民生委員は、任期変わることになかなか委員を探すのに苦慮されています。今現在妙高市の民生委員は何人おられますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 83人おります。そのほかに主任児童委員ということで6人います。89人です。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 締切りまでにははっきり83人は確実に決定されたのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今ほど83人と申し上げましたが、定目的に84人ということで、今現在1名、民生委員さんのほうが欠員となっております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） その欠員の地域は、どなたかが代わって民生委員としての活動していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

具体的には斑尾のほうになるんですが、今支所と、あと地域の役員さん、相談する中でですね、民生委員さんの果たしている役割というのは何とかやっておられるのかなというところですが、引き続きどなたか適当な方がいれば就任していただけるよう働きかけのほうは行っていきたいと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 民生委員さん、初めてなられる方もいるんですけども、研修会とかはございますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今市内で6つの一応協議会つくっておりますして、月1回程度の定例的な研修会といますか、会合を開く中で、この地区で何か私のところではこういう問題があるとか、こういうふうに対応したとか、情報交換なり、対応方法等情報共有を図ることで、それぞれの資質を高めていくというような形で取り組んでおります。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 当市でなくて市外での研修会もありますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） バス使って研修使っていることがあるんですが、どこまで行っているかちょっと把握していないので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それについて私のほうがちょっと聞いていることありますので。この方は、初めて民生委員になりました。何度かお伺いに行って、子供の扶養家族外れるから駄目だとか、それには関係ないよという形で一生懸命皆さんが声かけてくださって納得してなっただきました。年齢的には72歳ぐらいですか、高齢ですが、

なかなか人格的にもいい方になっていただきました。あるとき、ちょうど歩いていたので、珍しくいい格好しているなど思ったので、お伺いしたところ、新潟の県庁まで研修に行ってきたと。今まで出たことないけど、研修会で誰か行ってもらえないかということで、思い切って高速バスで行って、何とか行かれたと。行ったところ研修内容は、こちらでした研修内容とほぼ同じであったと。だったら、わざわざ行ってもなというので、大変だったねというあれしたんですけども、やはり何人行っているか分からなかったんですけども、それぞれ自己紹介みたいなのしたときに結構妙高市からも来ていて、だったら、みんな自分と同じぐらいの年齢だったので、よく来たねという感じで、皆さん、びっくりされたんですけども、そうであつたらみんなまとめて時間と一緒にいくとか、もしくはバス、今の時期コロナ禍ですから、ちょっとあれかも分かりませんが、お一人で行って、行ったら同じ研修内容だった。聞いたら、あっちこっちにみんな妙高市の人もいたとなるとやはり少しまとまって行ったほうが、70代の方、それ以上の方もおられるので、安全面、そしてまた精神的にも軽くなるんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今ほどのお話の中で、協議会の中ですとね、お互い連携取りながらそういう体制が取れるよう、またこちらとしても働きかけのほうを行っていきなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それと、上町、中町、下町と1つの地域ですが、順番に毎回民生委員が変わられています。ほかの地域も高齢化かかっていますが、まさに市の中心部、特にお年寄りだけが残っている家庭状況で、3年ぐらい前にも上町の方にお伺いしたら、みんな今までやった人、同じ繰り返して民生委員やっていると、何とかならぬいかという話も聞いて、以前にも私このお話を委員会でもさせていただきました。地元の上町の中で、職員もいる、中町もいるとなつたら、そういう方が、そんなに人数、件数あるわけでもない上町、中町、下町ですので、そういう中で職員の採用というか、そういうふうな民生委員となつていただくことはできないのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

以前私のほうで同じようなことでお答えさせていただいたかと思いますが、原理原則から申し上げますと、選考要領の中に、地方公務員の適用を受ける公務員については、原則として選任しないものとなっております。ただ、委員さんおっしゃるとおり、どうしてもやむを得ない場合には、任命権者の承諾書があればということでただし書がついております。ただ、実際職員も日中の時間にですね、その時間例えば職務専念義務をちょっと外してもらって何かやるとかというのはなかなか現実的にはちょっと難しいところがあるかなと思いますので、従前お答えさせていただいたとおり、何とか地域の中でそういう形にさせていただければありがたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） そんな仕事に影響があるようではいけません、できましたら退職された方とか、またそういった意味でそういう方にも声かけしていただければ幸いですと思いますので、お願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、妙高市保護司会。横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 引き続きです。先日小嶋委員長からも保護司会の説明、私も回覧板で見させていただきました。事業所としてもやはりそういう方を仕事に交えて更生させる、そしてまた親代わりとなつてやはり面倒見というのは、テレビで見ると同じだなと思って見ていました。また、次の保護司のなり手がいないというような話、私のところまでその話聞きます。兼業していることもあったり、とても人格的に立派な保護司さんには私はとても

向いていないと思ひまして、あらゆる判断でお断りしております。なり手不足、今どんな状況かお聞かせください。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

民生委員さんとちょっと共通するようなどころがあるかと思いますが、現在の20人中の定員の中で19名確保しております、この4月にまたもう1名入る予定ということで聞いておりますので、何とか定員は確保できているのかなと思いますが、やはりなかなか保護司という仕事というのは保護監察ですとか、よくテレビの中で登場するような、ああいった何か非常に難しいようなイメージもあるのか、危ないとか、いろんな意味もあるのかなと思うんですが、なかなか手がいないというのが事実ですので、引き続き、今公務員の方が保護司の中では結構多くなっておりますので、さっき委員おっしゃったとおりOBの皆さんのところにもお声がけする中で、定員確保については今後とも努めてまいりたいと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 小嶋委員長さんも保護司さんでおられて、いろいろ活動しております。結構委員の方を見ますと学校の先生が多いんですね。そういう面でやはり適格かと思ひます。私もそういう適格ではないんですけども、そういう適格の方にまたお願いできるような形で説明できるようにしていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 次、妙高高原ふれあい会館管理事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっとお伺ひしたいんですけども、修繕料というのは270万円かかっているんですけども、これって何するんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

主に消防器具のような関係になるんですけども、非常用照明器具交換修繕で140万円、それと非常用階段ということで裏のほうに鉄の階段があるんですが、あれを要は市のほうで引き受けてから塗装等を行っていないということで、避難するにちょっと支障が出つつあるということで、塗装のほうを行うという、この2つで270万円というふうになっております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 非常用の消防のというのは、緑の非常口とか、あと停電のときのとか、主に何なんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

非常用照明ということで、ちょっとなかなか説明しづらいんですけど、こういうような直管型ですかね、こういうような感じのやつで、LED非常用照明器具ということで、普通の蛍光管みたいなものだと思います。

○委員長（小嶋正彰） 議事整理のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて会議を続けます。

環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 先ほど関根委員から質疑のありました交通災害共済の加入率の推移でございます。平成30年度以降3か年ですけれども、61%台と、ここに来て安定した数値となっております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、3款民生費、緊急通報装置設置事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、午後からですが、よろしく申し上げます。緊急通報設置事業としては、全体に対しての現在の設置数はいかほどですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

昨年の12月末現在で199台となっております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） この事業は、終了したのか、まだ継続しているのか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 継続中ということで、ボタン式からセンサー式に切り替えたということで、利用者からは好評いただいております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 時々ですが、以前にも、最近もそうですけれども、いまだに逆に屋外の放送がよく聞こえないとか、屋外放送がうるさい、それで、よくよく聞いてみると緊急通報装置がついていない方なのです。それで、無料とは思っていない、悪徳業者だと思っているという、そういう方がおられて一生懸命説明するのですが、もし本当にまだ199台としたら、やはりもうちょっと皆さんに浸透するべき方法は何か考えたほうがよいのではないかと思います。

○委員長（小嶋正彰） 委員、防災無線の話ではないですか。

○横尾委員（横尾祐子） 防災無線です。緊急無線か、間違いましたね。

○委員長（小嶋正彰） 総文の所管です。

○横尾委員（横尾祐子） はい。以上で終わります。

○委員長（小嶋正彰） じゃ、次、高齢者福祉施設整備事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 負担金のケアハウス新井、グループホーム新井建設費とデイサービスセンター朝日整備費、これ何年間負担するんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

詳細は、予算書の322ページに債務負担ということでちょっと載っておりますが、ケアハウス新井、グループホーム新井につきましては、平成16年から令和5年の20年間、デイサービスセンター朝日につきましては、平成17年から令和5年までの19年間というふうになっております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 建設費と整備費、整備費って土地も入っているような気はするんですけど、その違いってどういう違いですか。

○福祉介護課長（岡田雅美） 建設費と……

○関根委員（関根正明） 整備費。朝日のほうが整備費でケアハウス新井のほうが建設費。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えします。

特に違いはないと、建設に係る同じ経費だというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、高齢者冬期生活支援事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは課長、冬期に入居する方なただけけれども、今現在とか、今後どれぐらいの人数というふうに予定しているのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、現在冬期入所ということで、それぞれ妙高の里、長沢いきいきホーム、それとひだまり荘、冬期入居者おられますが、妙高の里につきましては1月末時点で入居者9名ですね、トータルか……すみません、12月から3月の間までは5名、長沢につきましても12月から3月まで3名、ひだまり荘は3名ということですので、合わせると今現在で11名ですか、おられます。何名ということ、定員からいきますと、まだまだ余裕がありますので、これから例えば今年のような大雪、そういったことを想定した場合にはもう少し利用者のほうがまた増えてくるのかなということで、多少余裕を持つ中で、こういった施設の利用を今後考えていきたいなというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 主にどの辺から来られているんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

妙高の里ですと、関山、上中村新田、樽本、二俣、田口、やっぱりどちらかというとなら妙高、妙高高原のほうが多くなっております。長沢につきましては、地元の長沢と平丸、ひだまり荘については、新井の上中、上小沢、坂口新田ということでちょっとばらけるような、そういう状況です。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 定員の何%ぐらい入っているんですか、これ。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） すみません、ちょっと後ほど答えさせていただきます。

○委員長（小嶋正彰） それでは、障がい者移動支援事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 人工透析の現在の患者数は何人でしょうか。

○福祉介護課長（岡田雅美） 人工透析の……

○関根委員（関根正明） 助成しているのが何人いるのかでもいいです。

○福祉介護課長（岡田雅美） 移動支援でしたっけ。

○関根委員（関根正明） 交通費助成。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

移動支援の助成数としては、今21名おられます。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） そのうちの妙高市と上越市に通っている比率というか、何名、何名なんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 市内では、けいなん病院だけが対応できるような形になっておりますが、けいなん病院

で12人ですので、残り9人が市外ということ。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） では、次、障がい者日常生活支援事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） お願いします。ここでまた再度ですが、手話奉仕員養成講座の開催を考えています。どのような開催方法を計画していますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 手話奉仕員の養成ということによろしいですか。この事業につきましては、市内のろう協会さんに委託する中で、入門講座、基礎講座、応用講座、それぞれ10名ずつの講座を開く中で、委託料のほう一応130万円ほどで委託させてもらっています。現状でいいますと今4名奉仕員さんいらっしゃいますが、この条例制定を契機にですね、もう少し何とか増やしていきたいなというふうを考えております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 分かりました。

それでは次に、経済的理由に成年後見制度として生活が困難な方に対して費用を助成するとありますが、どれくらいの費用を考えていますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 在宅支援といたしまして一応2万8000円、施設入所者については1万8000円というふう

に要綱上定められておりますので、そのように対応しております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今回市役所の窓口到手話通訳者を配置されるといったところですが、何人くらいでその職種というか、立ち位置はどういった立場になるのか、お教えいただけますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

まず、人数については、さっきの本会議の際にちょっと御説明させていただきましたが、今1名、市民税務課のほうに消費生活相談員ということでいらっしゃいまして、月曜から金曜まで朝の9時から5時までずっといらっしゃるといことで、その方、手話の資格、一番高い手話通訳士という国の認定している資格をお持ちということで、その方に一応対応していただくということで来年度は対応してまいりたいなと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 1名で少ないのかどうかといったところもございしますが、いわゆる障がいをお持ちの方でこういったことができる方っておられるかと思うんですが、そういった方の職域として採用されるとか、そういった計画はないですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 障がい者雇用の割合についてそれぞれ当然市役所に割り当てられているので、その中で対応しておりますが、もしそういった中で適任の方がいらっしゃればと思いますが、この例えば条例制定を契機にこの方とかというところまでは今考えておりません。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） できればそういった方々の働くところも広げて、そして障がいを持っている方がさらにそういう障がいの方に対して、いろんな思いが伝わる通訳ができるかと思っておりますので、その点含めてしっかりと検討

していただきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 先ほど申しましたとおり、この奉仕員の育成については、ろう協会の皆さんにお手伝い
いただく中でやっておりますので、今後も協力し合いながら、よりよい方向に持っていきたいなというふうに思っ
ております。

○委員長（小嶋正彰） 次、障がい者相談支援事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ここの中で、新たに障害者手帳交付した方に対する相談員の訪問とございますが、この相
談員というのはどういった方になるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今現在相談員ということで、市役所の福祉介護課の中に1名と、あと、ほっとランド、
ふれあい会館のほうにお一人、2人一応いらっしゃいますが、その相談員と、あと市の職員が基本的には一緒に行
くような形で、手帳は持っているけれども、今例えばサービスを使っていないような方がいらっしゃいましたら、
区分認定審査を受けるなりして、積極的に利用してくださいということで、回っているところであります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 障がい者の方に何うと、いろんな障がい者団体が出来上がっているかと思うんですが、そ
ういった方々も障害者手帳は持っているけど、そういった方々の団体との兼ね合いがなくて、ひきこもっていると
か、あるいはお互いのそういう問題点の解決策のところちょっと不備が起こったりするとか、いろんな話をお聞
きするんですが、そういったところまで含めて支援なさるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

今ほどの話は、私も今、昔と違ってなかなかそういった団体に加入してくれる方が少なくなってきたと。そ
の理由としては、今の時代ですので、例えばSNSとか、インターネットですとか、いろんなところから情報がや
っぱり自分でも何とか取れてしまう。あと、また団体に入るとどうしても何か役をやったり、集まりがあったりす
るとちょっとちゅうちょしちゃうという話も聞いております。それぞれの団体で基本的にこういうメリットと言
うとちょっとあまりよくないんですが、こういう活動やっていますとか、お互い情報共有しましょうとか、そうい
った取組を助成していくということで、そういった面では、例えば申請に来られたとき、こういう団体がありますと
いうのは窓口でも紹介はさせてもらっているところですが、どうしても無理やりやっぱり入れるというのはなかな
か難しいところで、そこはちょっと痛しかゆしというところかと思えます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） でも、障がい者の方に対して、いろいろとそういう市として手を差し伸べるということは
またしっかりと続けていただきたいと思えます。次、別のことなんですが、上越圏域の地域活動支援センターとの
交流といったところでは出されておりますが、今までの実態はどのようなのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） すみません、ちょっと後ほど答えさせていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 交流といったところの当事者負担についてもちょっと伺いたかったんですが、今でなく後
でも結構です。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、障がい者就労支援施設管理事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） この補助金の部門で学校給食用米粉パンの販売で148万6000円計上されていますけど、これはパンの単価に対する補填なんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、ここで作るに当たって例えば利益が幾らとか、電気代とか、そういう加算したやつから、学校給食会というところから補助金が出るので、その差額分をですね、単価ということで、それ掛けるパンの個数ということで、施設のほうに一応補助金という形で出させてもらっております。差額分を要するに工賃に結びつけているという、そういうところがあります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 要するに作るに当たっての単価の差異を補填しているということでもいいんですね。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） そのとおりであります。

○委員長（小嶋正彰） では、次、生活困窮者自立支援事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この中でですね、例えばひきこもりをされていて、ずっと長い年月たってしまった。その方々が高齢化していったというふうな事例というのはあるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業の中で、ひきこもり対策といたしまして、幾つかあるんですが、就労準備カウンセリングということで、これは一応就業というような言い方をしていますが、例えば親御さんですね、なかなか人には言えないといいますか、どうしてもうちの子がひきこもっていたりすると人にはなかなか言えないんですけど、そういう相談を受けるということで、産業カウンセラーの人がですね、お話を聞く中で対応している部分と、あと今年はちょっとコロナの関係でできなかったんですが、ひきこもり家族の集いということで、そういった家族の皆さんに集まってもらって、やはりカウンセリングといたしますか、相談の場を設けると、そういうような対応を生活困窮者自立支援事業の中では行っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今高齢化された方がおられるかどうかというところをちょっと聞かせていただいたんですが、例えば40代とか、ひきこもった人が、そこの親御さんは80代後半、90台に近づいているという方々もおられて、市のほうに相談に来ただけけれども、どうも何かスムーズでなくてというようなこともちょっと伺ったことあるんですね。私の小出雲管内でも結構おられます、そういった方々。そんなところで、ひきこもっている人たちに對して市はどうアプローチされて自立支援につなげていかれるようにしようとされて、そしてこの事業を立てられているのかをちょっとお伺いしたいんですが、

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

この件につきまして、なかなかまず発見しづらいという部分が当然あるわけなんですけど、毎年民生委員の皆さんですね、はっきり例えばこのうちはひきこもりとかなかなか言えないんですけど、ちょっとおかしいとか、何かあれば、役所のほうに連絡いただきたいということで、情報をいただくことにしております。ただ、なかなか正

直言うと、例えば親御さんに聞いても、いや、うちの子はひきこもりじゃないとか、なかなか扉を開けてもらうまでやっぱりどうしても時間がかかると。ただ、そういう情報があつてSOSが出れば、うちのほうで積極的にアウトリーチということで、訪問するなりしてですね、何とか対応できるようにはしているところでもあります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 多分そういった家族の方って、市報とか、そういったところからいろんな情報を得るような形になるんだと思うんですね。高齢になられると携帯を使って調べたりとかというのは、なかなか面倒くさくて、あるいはちょっと使い方がよく分からないとか、ホームページを見てくれと言われても、なかなかそういう環境ではないという方も結構おられるんですね。なので、もうちょっと分かりやすく市報のほうにもまたさらにきちっと情報を載せていくような形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 委員おっしゃるとおりで、ちょうどですね、広報の9月号か10月、どっちかだったと思うんですけども、一応カラー刷りでこういった広報のちょっとした出させてもらっておりまして、その結果かどうかあれなんですけど、最近先ほどの産業カウンセラーの相談ですね、そこにひきこもりの家族の方とかがお見えになられたようなところもありますので、こういったPRのほうこれからも行っていきたいなと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 3款民生費通して何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） それでは、4款衛生費、地域医療体制確保事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 毎年予算当然計上していることなんですけれども、特にこの医師確保対策謝礼ということで2万4000円と出ているけれども、これは医師確保に対しての熱意と、それからどういう働きかけを今しているかということをお聞きしたいんですけど。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） この2万4000円につきましては、医師確保のための訪問を行っております。その際の手土産ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと市長に聞きたいんですけども、これに対していろいろと随分東京に行ったりとか、いろんなところに行って、医師確保ということでやっているんですけども、最近の傾向はどういう形になっているのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 入村市長。

○市長（入村 明） 現在のところですが、けいなん総合病院の関係になりますけども、いわゆる新潟大学との協定を結ばせていただいたり、いろんなことで、この期間内においては、お医者さんというのの確保は間違いなくできるというふうに思っております。それから、総体的にですね、お医者さん足りないというようなことからですね、継続して医師の確保ということを念頭に置いて動いているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） その中においてね、妙高病院なんですけれども、妙高病院の医師の確保は、今の状況はどういう形、大丈夫なんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

妙高病院の医師の現状でございますが、今のところ常勤医師数については4名ということで、確保されているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） その科は外科ですか、内科、どういう形の配分になっているのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 4名全員が内科でございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 土地柄、外科の必要性、それから検査技師の必要性というのはすごくあると思うんですけども、その辺はどのような状況になっているんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 特にスキー場がございますので、整形外科というのが大切かというふうに思っております。整形外科につきましては、非常勤医師による週5日、月曜日から金曜日までの診察となっておりますし、また冬期間の休日につきましては、妙高病院後援会を通じまして、土・日の医師確保のための取組を行っているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） どの病院もそうなんですけれども、そこに入院していただける方が仮に亡くなられた場合ですね、亡くなられた方を家に帰すまでの時間が非常に長いということも聞きます。その辺含めた対応というのは、きちっとしてやっぱりあげなきゃいけない部分だと思うんですけども、医師確保と同時にですね、やっぱり継続性ということも考えてもですね、その辺必要だと思うんですけど、その辺の方向性というのはどのようになっているんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

亡くなられた後に自宅に帰られるのが遅いということだというふうに理解いたしましたが、ちょっと実態について私把握しておりませんので、また調査してみたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 最近市内の開業医の閉院が続いております。診療所開設の補助金を設けて努力されていると思いますが、その辺の現状が把握されていたら、お願いします。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

昨年の9月定例会のこの委員会の中でもそのような御質疑いただきまして、非常に私どもとしても危惧しているというお答えをさせていただきました。令和2年度からですね、今委員御質疑の診療所開設の補助金を設けて、関係機関のほうにPRして活動してまいりましたが、今現在の協議の案件とすれば過去2件があったということがございますし、ただそれは開業のほうに至っていないというのが現状でございます。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） このような補助金は、上越とか、糸魚川では実施されていないのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

近隣の市の中では糸魚川市が先行して実施しておりまして、それなりの実績を上げているということから、私ど

もも参考にさせていただいたということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） けいなん総合病院に対して小児医療の補助といった形で行われていると思いますが、この地にあつて本当に小児科医師がおられるというのは物すごくありがたいことで、何かあつたときにはすぐそこに行けるといった部分、お子さんはどうしても夜間、休日等分け隔てなく急変するものです。そういったところで、そのための助成というか、補助をされているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。その辺の補助はどういった具合でやっておられるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） けいなん総合病院に対する助成と小児科の関係でございますが、妙高市公的病院運営費補助金ということで、令和3年度予算の中では1億1700万ほど計上してございます。その内訳といたしましては、救急告示要件ですとか、あるいは不採算地区要件とかございますが、もう一つ小児医療要件というものがございまして、公的病院であり、小児医療のための専用病床が確保されているということで、基準額としましては1575万円ほどというような内訳になっております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 随分昔の話ですが、ここに病院長としておられたある先生が本当に優秀な小児科医で、千葉のほうから何名か招聘したりとかといったところもありまして、今は新潟大学といったところですが、そういったことを切らさないで、ぜひともこのところを強く続けていけるように事業は推進していただきたいと思つています。いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

厚生連とはですね、けいなん総合病院の運営に関する協定書というのを結んでおりまして、昨年更新の時期を迎えましたので、改めて締結をしたところでございます。その中では、けいなん総合病院の内科、外科、整形外科、産婦人科とともに小児科の実施に係る診療体制を維持することということの中には入れているということで御理解いただきたいというふうに思つております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、体と心の健康づくり事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） このところで、いのち支える妙高市自殺対策の計画といったところですが、本当に近年、コロナ禍の中で若年層の自殺が増えていると、一般質問の中にもあつたかなというふうには思つていますが、当市の状況として、こういうところを強化するんだよというふうな事業内容というものはあるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

当市の自殺者数の現状でございますが、毎年10人前後で推移しておりまして、令和2年の1月から12月までの暫定数値での自殺者数は10名でございました。当市の現状といたしまして、どちらかという若年層というよりもですね、働き盛りなり高齢の方の自殺者が多いということがございますので、妙高市こころと命のネットワーク会議、これ関係機関の代表の方入つていただいておりますけれども、そのような中でその対策を講じてですね、いろんなPRをしているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 次、生活習慣病予防健診・重症化予防事業。

太田委員。

- 太田委員（太田紀己代） この中で、糖尿病性腎症の重症化予防プログラムの実施といったところで出されておりますが、これは国から出されたプログラムという形でやっておられるのでしょうか、それとも妙高市として、これも含めてといったような事業はあるのでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。
- 健康保険課長（今井一彦） 基本はですね、国全体で、糖尿病から始まる腎症というのが非常に大きいということで、国がその基本系を定めたプログラムを基に妙高市でプログラムをつくってですね、令和元年度からだと思いますが、実施しているということでございます。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 先ほども透析患者さんのこととか、いろいろ上がってきておりますが、どうしても糖尿病の先に透析があるといった過程であまり減らなくて、透析患者さんが下手をすると増えていってしまうといった部分もあるかと思えます。そうすると、医療費を圧迫するし、市のほうの予算額も上がると。それをしていけないといけないといったところになるかと思えます。こういったところで、糖尿病と高血圧の重症化予防保健指導といったところも掲げられておりますが、具体的にどういった指導をなさっておられますでしょうか、あるいはしようと考えておられますでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。
- 健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。
- 具体的には健診後の集団的な指導やりますし、その後ですね、特に指導が必要だと思われる方については、地域に入ったり、あるいは個人的な指導入ったりして実施しているところでございます。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 健診から広く拾い上げてきての指導だといったところですが、健診の達成率というか、大体6割程度を目指していて、当市はそれで大分いいというふうな評価を先般もなさっておられたかなというふうに思うんですが、ここからすると、やはり6割を超えた健診から拾い上げてくるという部分も非常に重要かと思うので、その辺も一歩進めた事業対策をやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。
- 健康保険課長（今井一彦） おっしゃるとおりでございます、コロナ禍の中でですね、なかなか個人的に訪問して面談というのはかなわない部分もあるんですが、それはそれといたしまして、電話での相談とか、勧奨とかですね、そういったものを通じまして、より健診率が高まるような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。
- 委員長（小嶋正彰） 次、感染症予防対策事業。
- 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 先般私もちよっといろいろと一般質問させていただいたんですが、ヒトパピローマウイルス、こういったことに対して国のほうでも若年層、対象者に対してのいろんな情報を提供せよといった形でされたかと思えますが、次年度どういった対応、対策を考えておられるか教えていただきたいと思えます。
- 委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。
- 健康保険課長（今井一彦） 昨年の12月議会で質問いただきました。そのときもお答えいたしましたが、厚生労働省の方針転換によりまして、市のほうもリーフレット等の個別配布を行ったということでございます。効果といたしましては、例年あるいはいかなかったりですね、2名程度の接種状況であったんですが、昨年は通知後ですね、11月から1月末までの間に7名の方が接種をされました。一定程度の効果があったんだろうなというふうに思っております。今後につきましてもですね、定期接種の時期につきましては、小学6年生から高校1年生となっております

ので、その中で標準的な接種期間を中学1年生の時期に当たるため、中学1年生になる年度の初めに、対象者に対してリーフレットを送付したりしてPRをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 実際ですね、本当にそれに対してすごい危機感を持っているよという方々まだまだ少ないというふうに思うんですよね。これは、防ぎ得る病なんだというふうなところも含めて、本当に全員接種できる形をしっかりと取っていただきたいと思いますし、健康保険課だけでなく、いわゆるこども教育課ですか、そういったところとの連動も必要かなと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） おっしゃるとおり予防できるがんの一つだというふうに言われております。健康保険課だけじゃなくてですね、教育委員会も含めて関係する課で情報共有しながら、対象者の皆さんが正しい判断ができるようにPR活動してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、2050ゼロカーボン推進事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 2050ゼロカーボン推進事業でございますけれども、これは要するに環境ということですので重要だということは私も理解するんですけれども、これに関して私たち、例えば市民はまず何を、市民としてできることって、課長、何でしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 地球温暖化防止であります。地球温暖化防止の一番の原因は、化石燃料を使ってですね、車に乗るだとか、プラスチックを使うだとかということで、二酸化炭素が出て、それが累積してしまうことから、温暖化がどんどん進んでしまうということで、石油、化石燃料を使わないような取組をしていただきたいということで、例えば車に乗るのを控えて、近所に行くときは歩くとか、自転車に乗るとかということがひとつ必要だと思いますし、プラスチック製品削減ということで、ペットボトルをリサイクルするのもいいんですけど、そもそも使わないようにするということがマイボトル運動をするといったような、身近でできることから進めていただきたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この妙高市はね、山あり、谷あり、車なくして生活できないところが現状でございます。理想は分かるんですけども、自販機行けばペットボトルいっぱい売っています。それ飲まない、今だってお茶飲飲むのペットボトルです。やっぱりそういう状況の中で、カーボン以外だってもやっぱり環境として我々できることがやっぱりあると思うんです。例えば環境ということになって、ゼロカーボンと同時にやっぱり我々のできることって例えば禁煙するとか、そういうことだっても重要なことですね、こういうのって、それは違うの。でも、例えば今できる限り、山がこんなたくさんあるところにね、車で移動しなくて歩いて行けと言ったってできるわけないんだよね、こういうところ。交通網だっても発達していないし。それで、さっきの話じゃないけど。だけど、本当現実そこから一步一步やっていくには、まず何からやっていくかということをも市民に大きく宣言したって、できることとできないところと私あると思うんですよね。ペットボトルにしてもそうだけど、その辺はどのようにお考えでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 繰り返しになりますけど、地球温暖化というのは化石燃料を使ってCO₂を出す、それがたまってしまいうということで、少しずつでもですね、活動、一人一人がそういう意識を持ってもらうことが大事な

んですけれども、プラスチックならプラスチックを減らす。今ほどおっしゃいましたペットボトルなんですけど、ペットボトルでなくて紙パックにするだとか、量を減らすだとか、そういう一步一步取り組んでいただきたいと思えますので、そういうヒントを市のほうでどンドン出していきなというふうに思います。車のほうもちょっと長期的にはなるんですけど、車の買い替えのときにはですね、ハイブリッドなり電動自動車、今のところ4駆ないから、なかなかこの辺では難しいのは承知しているんですけど、その辺はまた科学の技術、車会社の技術というのも考えられますので、そのとき、そのときでベストの方向を考えていただくということを市民の方に訴えかけていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、生命地域妙高環境会議事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは、妙高環境会議事業の主な内容というのはどんな事業でしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 予算的には、生命地域妙高環境会議の負担金が予算的には多い事業であります。生命地域妙高環境会議の中で、構成員でありますけれども、それぞれの団体が行う事業、それと妙高市が事務局となって進める事業というのがあります。その中でですね、来年度行うものとしましては、オオハンゴンソウの駆除であるとか、池の平のスイレン刈りの事業、それといもり池周辺の整備といったところが来年度予定されているものがあります。

○委員長（小嶋正彰） 次、妙高高原ビジターセンター管理運営事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） このビジターセンターなんだけれども、一部供用開始というのは今年の10月ということの理解でよろしいんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 一部供用開始は、今年の10月となります。といいますのは、展示物ですね、来年度環境省が整備することになっておりまして、展示物の工事終わりますのが来年度末ということでありまして、使える部分を借りてですね、一部プレオープンするのが10月ということであります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 使える部分ってどの辺でしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 展示物のあるところ以外の事務所、それとオープンスペース、学習室ということになります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） オープンスペースと学習室というのは、これに伴ってビジターセンターの管理運営委託というところがあるんですけども、この委託先はどこでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 来年度の予定になりますが、6月に管理条例を制定する予定であります。その後指定管理者を選定していくといったことで、9月には指定管理者を決めて、来年度の後半につきましては、指定管理ではありませんので、管理運営委託をしていただくということになります。指定管理者となる団体に運営委託をするんですけども、今のところ決まっておられません。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

- 宮澤委員（宮澤一照） この10月からですね、例えば自習室とか、勉強室というんだけど、これは主にどういう人たちをターゲットにしているんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 管理委託する団体にですね、プレオープンということで、簡単な講座であるとかですね、そういうのを想定しています。そのときにその部屋を使ってもらおうということを想定しています。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 簡単な講座とか何かをというんだけど、その簡単な講座って何の講座をどこに募集するんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 秋の観察会であるとか、冬の動物の観察会であるとか、そういったものの講義場所にもなりますし、工作物というのも考えていければというふうに思っております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） どこに告知するんですか。管理運営する人たちがそういうのを募集する形ですよね。なんだけど、まだそこも決まっていない。9月に募集かけるというんだけど、そういうことに対してどこでやるかということ若干決まっているから、こういうことの発案が出たんじゃないんですか、違うんですか、これ。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） いもり池のビジターセンターは今までも、旧ビジターセンターですね、あったものですし、旧ビジターセンターで行っていた講座であるとか、そういうものを同じようにしていただきたいということで、これは発注する私たちの考えということであります。もちろんまだ全然相手方も決まっている状態ではないです。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 管理運営委託という形なんだけど、想定するところで管理運営する方を何人ぐらいという形で想定されているんでしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 10月からにつきましてですが、館長、副館長、事務員ということで3人を考えております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） こちらのほうで、その3人で、それでそのところで講座を開くということになった場合の講師とか、またそういう方々の分の予算というのはどこに入るんでしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 来年度につきましては、別の外部講師というのは予算というか、私たちの見積もりの中では予定しておりませんで、館長、副館長、事務職員の中で講座を開くということで想定しております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） ということは、その講座を開くということの事務職員の方がやられるということは、その方はそれなりの見識を持たれた方々を採用するという理解でいいんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 予算計上ではそのように考えております。
- 委員長（小嶋正彰） 関根委員。
- 関根委員（関根正明） いもり池の観光案内所借上料80万6000円とありますが、これが今現状の観光案内所なんです

か。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 観光案内所につきましては、ビジターセンターを取り壊してからですね、具体的にはアルペンブリックガーデンというところをお借りしまして、観光案内所を開設しているところでありまして、それを今年の9月まで借りるという予算計上であります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） それは承知しているんですけど、9月までということで、いもり池の観光案内所管理運営委託料というのは、今DMOですかね。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） まず、観光案内所の借上料ですけれども、一応移転事務というのがありますので、ちょっと多めなんですけど、1か月予定の10月までを予算的には計上させていただいております。いもり池の観光案内所の運営委託につきましては、現在DMOに委託しております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 俺さっき質疑したときには、9月、募集でまだ決まっていないというけども、もうDMOに決まっているんですか、これ。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今事業委託をしているのは、観光案内所の事業を委託しています。それは、今年度もDMOに委託してあります。来年度の4月から9月までは、まだこの事業者ということもないですけれども、また委託しますし、今度10月から来年の3月までにつきましては、次年度指定管理者となるべき団体に対して管理委託をしてもらう予定であります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 1300万円というのは、9月に募集するので予算つけているんですよね、これ。来年度の3月とか、5月、違うよね、これ。結局DMOなんでしょう、基本的に。募集とか、DMOがやるんですよね、継続。だから、今の話がもうずっと出てきているんじゃないんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 来年度のいもり池の周辺の観光案内所につきましては、4月から9月までは委託します。それは、DMOになるかというのはちょっと分かりませんが、継続するというのでDMOが候補に挙がっています。再来年度ですね、4月から本格オープン、ビジターセンターしますんで、それに向けて指定管理者を6月以降募集して、9月には決定したいと思っています。4年度指定管理者になる団体が決まりますので、その団体から10月から3月まで準備とかも含めて、講座とかも含めまして委託をするということで、10月以降の団体については全く白紙で選定していくというようなことに、白紙というか、プロポーザル等しながら選定していきたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） そのDMOなんだけれども、DMOがずっと今までもやっていたんだと思うんですよ、観光協会としてね。なんだけれども、今の人材というのがやめる方も3人もやめちゃって、こういう状況の中で果たしてこれができたら本体のほうはどうなの、大丈夫なのというようなこともあるんだけど、これってちゃんとした選定をしているんでしょうかね。仮定のちゃんとした選定でやっぱり人数的なこともあると思うし、いろんなバランスもあると思うんだけれども、その辺を含めたやっぱり審議しなきゃいけないと思うんだけれども、その辺は所管

としてどういうふうにお考えです。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 環境生活課でビジターセンターの所管ということになりますので、ビジターセンターはやはり日本全国に売っていくべき施設でありますので、それについてはちゃんと担える団体、人材を選ばなきゃいけないということで、肝に銘じて今後対応していきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ぜひですね、そういう形でやっていただきたいと思いますしね、来年度になってくると交流施設もできるということになっているんだから、やっぱり人材がちゃんといるかどうかと、ここすごく重要な部分だと思うんですよ。だから、ビジターセンター造った、じゃ人いないじゃさ、やっぱりどうにもならないんで、幾ら公募するにしても、その辺をきちっと見ないと、それでなくてもやっぱりそういう人というのは大変な、やっぱり出てくるんだから、その辺含めた考え方というのは私は持っていく必要があると思いますよ。もう一度いかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 委員おっしゃるとおり、これから売り出していく施設でありますので、その辺十分注意していきたいと思います。もう一点、すみません、10月以降の講座等の教室ですけれども、先ほど職員だけで対応すると私申し上げましたが、申し訳ありません、有識者なり経験者ということで、30回分というものを計上しております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと聞こえなかったんですけど、30回、何回。

○環境生活課長（岩澤正明） 30回です。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この時期にこれから30回も、週、じゃ何回ぐらいずつやっていくんかね、30回なんて、これね、どうなんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 秋、冬ということで、週何回とか、そういうものは想定しないんですが、予算的には30回分の講座のときにですね、講師をしていただくというのを予算計上させていただいております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 主にその30回、有識者を呼ぶというんだけれども、どの辺から呼んでくる予定にしているんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 単価的にはですね、1回当たり3000円ということで、ボランティアで講師的なものをしていただける人、近隣からの指導者とか、説明していただく人というようなことであります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） だから、例えば1人、この辺に例えばアイナック、その辺にしたって、やっぱりそういうところから呼ばれるにしても、そうやって1人の人がやるのか、それとも何人かいるのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 得意な分野あると思います。1回当たり3000円の30回分というような計上であります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ビジターセンター周辺の整備で施設利用者の駐車場というふうになっておりますが、これはあくまでもビジターセンターのことで、いもり池まで含む整備はないというふうに捉えていいのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 従前からありましたビジターセンターの駐車場を新たに整備するというものであります。結果的には、いもり池を散策する方も利用するということになるかと思えます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 皆さんも行かれればすごく分かるかと思うんですけど、いもり池に入る一番最初のところ、路肩といいますか、あそこにたくさん駐車されておられるんですね。あそこが駐車場としての範疇であるのかどうか、どう認識されておられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、よく承知してはいない、駐車されているのは見ますけれども、それが道路の路肩なのかどうかというのはちょっと承知していませんが、そこは駐車場として市では整備していないというふうに私のほうでは考えています。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） やはり自然環境のところでは非常にいい場所でお客さんもたくさん来られる、ついついそこに留められる方、県外の方も結構おられます。そこでニアミスも起こる、S字カーブなんですよ。なので、そういったことも含めまして考えての駐車場の整備をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今回の駐車場整備につきましては、いもり池、ビジターセンターということで、道路沿いというか、S字のところですね、その駐車場まではちょっと私のところでは今考える分野じゃないのかなというふうに思いますが、交通安全につきましては気をつけるようにしなければいけないというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 確かに今回の整備事業の中では違うんだというところですが、あそこは含めての観光地であるといったところで、来られる方はビジターセンターだからとか、いもり池だからってそういうふうには区別はされておられないと思うんですね。そういったところも訪れる方にも優しい、そういう環境づくりも必要かと考えます。これは、回答は結構ですが、それなりに今後事業の中に組み入れてやっていただければと思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、経塚斎場維持管理事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 経塚斎場のところですが、休憩室がある部分って御存じかと思うんですけども、その部分は非常に高齢者には利用しにくい形なんですね。ずっとあのままの動きでいるのであれば、少しずつその整備事業の中に改装とか、修理とかを入れていただけるといいかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 経塚斎場正面向かって左側の休憩室のことだというふうに思います。そこは、やはり和室ということになっていきますので、御高齢の方、上がりづらいのかなと思います。現時点での対応なんですけれども、ちょっと使いづらいこともあるかと思うんですけども、奥のほうにですね、セレモニー部分がありますので、そちらのほうですね、椅子に座ってお待ちになるということもできるようにという話はさせていただいていると

ころであります。今後の整備ですけれども、今のところですね、急なというか、近々改修のほう予定はしていないんですけれども、そのようなバリアフリーの観点というのは、やはりちょっと施設が古いもので、ないかと思しますので、その辺ちょっと考えていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あそこは、特にですね、トイレが使いにくいんですよ、本当に。そういったところも含めてですね、いろいろと費用、使用料とか、いろんな形でアップされておられるところもあるし、少しずつでもそのところの改修、ぜひともやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） トイレについては、和式から洋式のほうに、組合から市のほうに来るときですね、修繕してもらって受け入れたというようなことがあります。和式から洋式に変えただけでありますんで、ちょっと狭い部分もあるかと思しますので、その辺改修のときにはまた考えていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 次、霊園維持管理事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと質疑させてもらいたいですけれども、まず霊園管理業務委託料というのはこれはどこに発注しているんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） これは、シルバー人材センターに委託しております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 次に、合葬墓・納骨堂建設工事設計業務委託料ということで210万円、業務委託ということなのですが、これはどういう形でやっていくんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、ちょっと1点訂正させてください。先ほどシルバー人材センターと申し上げましたが、陣場霊園についてはシルバー人材センターでありまして、もう一つ市の霊園であります杉野沢霊園につきましては、杉野沢霊園管理会というものを地元でつくっております、そこに委託させていただいております。

次、建設工事の設計委託料業務であります。昨今ですね、墓の継承問題が全国的な課題となっております。市の議会の中でも新たな形態というようなことを質疑されておったところでもあります。妙高市でもですね、承継が不要な形態の墓の整備を進めていきたいということで、合葬墓、それと納骨堂を整備したいというふうに思っております、その場所につきましては、陣場霊園ということで想定をしているところでもあります。その設計委託料を今回計上させていただいたものであります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これ議会でもですね、何人かにですね、天野さんもそうだし、八木さんもそうだったけれども、これ質疑していると思うんですよ。その際には、やっぱりほかのお寺でもそういうことをやられてきているんだからという回答だったかと思うんですけども、今回これをやるという方向になったきっかけというのは、どうして急にこういうのが出てきたんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 議会等の答弁の中で、お寺等であると言いましたのは、通常やっております区画の使用賃貸のほうですね、については市のほうでも陣場霊園、杉野沢霊園でも区画ごとに造りまして、使用賃貸のほうさせていただいています。それも今全て貸し切ったところでもあります。ただ、新たにそのような区画のものを整備す

るかどうかということにつきましては、民間というか、お寺さんとかですね、まだ市内のほう調べますと、二、三年前ですね、調べたところだと400区画ぐらいあります。ですので、市のほうでは新たな区画についてはちょっと必要ないんじゃないかと。それよりも墓じまいとか、跡取りというか、お墓を継承する心配がないといったものを整備するのが今度行政の役目ではないかというようなことで課題となってきましたので、その検討をしてみいました。今年度検討した結果、来年度設計をして、再来年度建設したいというようなことで、今回設計の委託を計上したということです。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今に始まったことじゃなくてね、墓じまいというのはどこでも今、お寺だってやっぱりすごく悩んでいることだと思うんです。これからどうやって守っていくかということがやっぱり今求められているときに、これからお墓造って自分の子供たちがこの墓守ってくれるのかという、そういう人たくさんいらっしゃる。だから、それは今に始まったことじゃなくて、何年も前からそれがある。だからこそ質疑もあったと思うんです。だから、そういう意味合いの中で今回これをやるということは、私はこれ正直いいことだと思いますよ。でも、やっぱりこの間ね、何回もそういう質疑を議員もしていたという経緯もあります。なんで、その辺含めてもそこはやっぱりある程度ちゃんと報告しておいてあげたほうが親切というもんじゃないかなと私は思いますよね。2回か3回ぐらいこういう質疑あったんじゃないかな、委員会でも、多分、ちょっと忘れちゃったけども。だから、やっぱりそれだけ数年にわたってこれというのは現状すごく問題点のある、やっぱり問題意識があった懸案だと思うんですよ。だから、それを何げにこの予算書の中にぽつんとかやって入っていれば見落とす人も結構いらっしゃると思うんですよ。だから、その辺含めても、やっぱりちゃんとここは言ってあげるべきだというふうに思いますが、その辺の見解はいかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 議員さんの、委員さんの質疑なり要望等あったというようなことで今回検討させていただいたということで、やっとなんか言い方悪いですけども、動き始めたところです。ただ心配された委員さん、議員さんにもっと丁寧な説明というか、こうなりましたというようなことをしておけばよかったというふうに今思っていますので、遅いんですけども、また資料のほうを提供させていただきたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちなみに、納骨堂もそうなんだけど、どれぐらいの規模を御予定されておりますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 規模的には、建築面積47平米ほどでありまして、延べ床面積35平米というようなことであります。すみません、ちょっと間違えました。すみません、今ほど申し上げたのは参考にした場所の面積でありまして、申し訳ありません。これは、これからまた設定するものですけども、納骨堂につきましては300体ほどのもの、合葬墓につきましては2000体が収容できるものを今想定しております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは、陣場霊園のほうだというんだけど、例えば杉野沢とか、あの辺というのは、やっぱりそういうのの要望とか、そういうのはあるもんなんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 杉野沢の辺りで設置してくださいというようなことはありませんでした。何で陣場霊園に設置したかということですね、区画が1111か所ぐらいありますので、墓じまいというよりも、そこが妙高市の中の今霊園ということで定着しているというようなことを、それとスペースがですね、少しありますので、そこが利用

できるかというようなことであります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは、市内の方だったら誰でも希望があれば、地区にとらわれずに入られるというふうな理解でいいんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 妙高市民の霊園でありますので、全然問題なく、妙高市民の霊園として整備するものであります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 陣場霊園のところの周辺の整備なんですけど、あくまでも整備をするのは陣場霊園内だけであって、その周辺、周りの道路を含む、その部分の整備というのは含まれていないんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 合葬墓、納骨堂の建設でありまして、周辺整備というのは、今のところ予定はしていません。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 逆にちょっとお伺いしたいんですけど、まず陣場霊園を造られるときに、あそこの土地を代替地も含めてそういったことをやった人たちがおられます。私もその中の一人なんですけど、その周辺、きちっと整備しますよと、ぐるりと、そこも草の整備もきちっとしますよというふうな話であったのに、最近全くされていない、殊に裏側のほうが、といったところで苦情のような話が私のほうに届いておりますが、その辺は、例えばちょっとでも残っていた場所、個人的なものがあればそこは一切なさらないというふうに捉えていいんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、その経緯まではちょっと承知しておりませんが、残地ですね、残っていたものの管理どうするのかと、整備、維持管理ですね、草刈りまでするのかどうかというのはちょっと承知していないんですけども、その辺またちょっと調べてみたいと思いますし、自分のところだけきちりやっていたらいいというものでもないと思いますので、そこも含めてですね、景観的に配慮しなきゃいけなかったり、するものもあると思いますので、その辺は柔軟に対応したりしていきたいと思いますので、またお話聞かせていただければというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） では、次、生活環境保全事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 次、鳥獣対策事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） お願いいたします。鳥獣対策事業ということで、国内で他市において、イノシシがわなにかかって、捕獲しようとしたときに、逆に襲われて貴い命を失ったという死亡事故例もあり、国では麻酔捕獲の実施ということで、当市も新事業として取り上げていただいております。今現在鳥獣捕獲、銃、わな、鉄砲の免許を持っている方は何人おられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） それは、妙高市民の方……市民、市役所。

○横尾委員（横尾祐子） 市民で。

○環境生活課長（岩澤正明） お答えいたします。

狩猟免許を取っていらっしゃる方というのはいらっしゃるかと思いますけれども、その中で個人で取られる方もいらっしゃると思いますので、全てを把握するわけにはいかないんですが、市が有害鳥獣の捕獲のための実施隊というものを組織しています。猟友会の方から推薦いただいて、ほとんど全ての方なんですけれども、その数からしますとですね、狩猟免許持っている方は34名であります。もう少しそのほかにですね、個人的に取られている方はいらっしゃるかと思います。銃の免許を持っていらっしゃる方、そのうち33名、わなの免許を持っていらっしゃる方は、重なるんですけれども、20人前後というようなことであります。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） これでお聞きしたいんですが、34名の方が、またほかの20名も重なっている方おられるわけですが、狩猟に定期的に行くには、班でチームとなって捕獲というか、駆除対策に行かれるわけでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 単独で行かれる方もいらっしゃいますし、チームを組んで行く方もいらっしゃいます。チームを組めばですね、片方から追って鳥獣のほうを移動させて、待っている部隊が捕獲するといったようなこともありますので、チームで行くのが有効だというふうに思っていますが、必ずチームで行かなければいけないというものではございません。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 昨日、おとこのニュースかと思いますが、やはり猟銃での事故がありまして、貴い命、亡くなったのをニュースで聞きました。職員の方にも免許を持っている人ということで前聞いたことあるんですけども、今現在職員で免許を持っておられる方は何人おられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今担当している部署で確認した数ということになりますけれども、環境生活課、農林課、両支所です。銃の免許、私1人なんですけれども、わなの免許につきましては、私のほか4名の職員が取っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 時々私の同級生に猟友会に入っている方がおられまして、よく聞く話なんですけれども、最近は何か猟銃で撃つと、私はよく分からないんですけども、尻尾だけ持ってこいと言われて、すごく残念な思いして、獲物を持ってきたほうがいいのか分かりません。ジビエにしたいためにするのか分からないけど、尻尾だけ持ってくるんだというんですけど、どうして尻尾だけ持ってくるのか、その点お聞きします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 有害鳥獣捕獲をした際にはですね、捕獲報酬というものが出ております。その証拠のために写真を撮ってもらったり、何回も何回も申請をしないように、証拠として尻尾を持ってくるというような決まりに、全国的なものなんですけれども、決まりになっているんですが、そのことをおっしゃっているんだというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 分かりました。その中で、今課長が銃の免許持っているんですね。そこで、私は決してお勧めしないんですが、猟友会の方は、ぜひ課長にも一緒に現場に出てほしいと。私は、それを、ちょっとそれは無理かなんと思っているんですけども、命もありますし、その点は、安全なところまで行って、いつもやっている人は奥に入っていていいのですが、気持ちがありましたら、本当に勧めませんが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ちょっと信用がないのかなという気はするんですが、今年ですね、冬ちょっと私の話で申し訳ないんですけども、やっぱり現場を知っておいたほうが良いということで、専門員の方と一緒にですね、日曜日半日狩猟のほう行ったり、個人的にも2回ですかね、山のほうに入ってみました。その感想をここで披露するのも申し訳ないんですけども、やはり素人の者が捕獲するのはなかなか難しいので、やっぱりベテランの方と一緒に行って、習いながら経験を積んでいかなきゃいけないなというふうに思いました。それと、冬の捕獲はやっぱり雪があって獲りやすい反面、かんじき履いて行ったり、スノーシュー履いて行ったりするんですけども、それは非常に重労働で、なかなか趣味というか、仕事というか、頼まれてやるにしている非常に重労働で大変な仕事だなというところ、鳥獣実施隊の方にはちょっと感謝申し上げるというような気持ちになったところです。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） その気持ちを私もお伝えしておきますし、また本当に私としてはこうやって課長が心身ともにいつまでも健康でいて、自分たちの仕事をやっている方のためにトップに立っていただいていたほうが良いので、お勧めはしませんが、その気持ちだけは伝えておきます。

それで、次、免許の保持者について予算が67万7000円ついています。今年の免許保持者はどのような推移だと思っているか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 有害鳥獣捕獲につきましては、やはり裾野を広げる必要があるかというふうに思います。それで、先ほど申し上げましたが、やっぱり経験年数も必要でありますので、若い人から若いうちから取っていただきたいというようなことで補助制度を設けたというところでもあります。令和2年度の実績でございますけれども、わな免許の取得者4名、それと銃の免許、それと銃の取得、1名ということでもあります。銃の取った方につきましては、わなと一緒に取っております。実質4人の方が狩猟免許を取られたということでもあります。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 昨年は、雪がなくて春の山菜採りには山の道とか、中は穴だらけで、いかにイノシシが根っこを食べたり、芋を食べたりして大変だったなと思いますし、今年は逆に雪があり過ぎて、春先になったころにはまた鳥獣も出てきますので、そういった方々にはくれぐれも気をつけて行動していただくように指導していただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（小嶋正彰） 議事整理のため、2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて会議を続けます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 先ほどの御質疑について後ほどお答えしますということでお答えさせていただきます。

まず、冬期の入居者の割合であります。まず妙高の里、定員12に対しまして5名が入居しているということで41.7%、長沢いきいきホームにつきましては、定員6に対しまして3人入居しているということで50%、ひだまり荘につきましては、定員3に対して3人ということで100%となっております。

もう一点、上越圏域への地域活動センターとの交流ですが、中身につきましては、当市の利用者、職員が糸魚川、上越市の地域活動センターを訪問視察してどのような取組をしているか参考にすると、あとその場でお茶会といいますが、交流ということで、そういう取組を行っているということですので、御報告させていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（小嶋正彰） それでは、ごみ減量・リサイクル推進事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） すみません、最初に、外国語版ごみの出し方カレンダーというんですけど、主にこれほどここに、どの地域に配る御予定でしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 外国語版ごみの出し方カレンダーの作成謝金を盛ってあるわけですけども、どこに配るといってではなくてですね、希望あったときに配布できるようにということでありまして、中国語、ハングル語、タガログ語、英語に加えまして、来年度はベトナム語、今年も作っているんですけど、ベトナム語の作成をいたします。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 希望があったらといったって、知らなきやもらいに来ないと思うんですよ。ある程度やっぱりそういうのは告知しないといけないと思うんですけども、主にどこで告知をする御予定ですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 希望のあるというか、まず企業のところですね、外国人の方雇っていらっしゃる方いますので、企業の方に配る。それと、外国人の方の交流協会とかありますので、その協会を通じた中で配布するといったようなことを考えております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あと、ごみの減量ということなんですけれどもね、それに対する先日から言っている生ごみの2回、3回というのがあったんだけど、ぜひアンケートって、この辺どうなっていますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 2年度、今年度ですね、ごみの分別収集に関するアンケート調査実施しております。それで、現在検討している段階というようなことなんですけれども、今国でもプラスチックごみの収集、今まで容器包装プラスチックと、製品としてのプラスチック、どのように集めるか、法律が制定される予定になっています。それと併せて来年度検討していきたいと思います。方向としてはですね、ごみの減量の観点から収集回数は少なくしなければいけないのではないかというような思いではおります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 資源物再商品化委託料という、主にどういうものを再資源化しているんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 容器包装のプラスチックになりますけれども、容器包装のプラスチック集めますが、それについては、2つ委託料が発生しておりまして、今ほど質疑のありました資源物再商品化委託料12万4000円と、その次にあります資源物選別・圧縮・保管委託料556万6000円というようなことであります。容器包装のプラスチックをまた処理ルートに乗せるためには、2番目に申し上げました資源物選別、圧縮等、固める作業というようなものも必要となりますし、質疑のありました資源物再商品化委託料につきましては、委託先というようなことで日本容器包装リサイクル協会に市町村の出します容器包装の1%分なりの計算でですね、委託料というものが発生しておるといふようなところであります。どのような資源ということでありまして、容器包装のプラスチックというようなことであります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

- 関根委員（関根正明）　ということは、委託料とこちらの資源物選別・圧縮・保管委託料との合計がこれを再資源化するのにかかっているということによろしいですか。
- 委員長（小嶋正彰）　環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明）　容器包装のプラスチックにつきましては、そのような費用がかかっているということで理解してくださって結構です。
- 委員長（小嶋正彰）　太田委員。
- 太田委員（太田紀己代）　ごみの減量、資源化の促進といったところで書かれております入れ歯についてですが、これはどんな形での再資源化になっているのか、あるいはそれがある程度の量があって、しっかりと資源化されているのかについてお伺いします。
- 委員長（小嶋正彰）　環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明）　入れ歯につきましては、拠点回収ということで、市役所であるとか、支所であるとかというところで回収しておりますが、リサイクルの方法としましては、専門業者が金属部分を取り出して再生しているということでもあります。
- 委員長（小嶋正彰）　太田委員。
- 太田委員（太田紀己代）　これを回収してそういうふうには資源化できるということは非常にいいことだと思うんですが、本当に資源化のための分が集まっているのか、あるいは完全に入れ歯とかというんじゃなくて、鉄分とか、鉄成分とか、そういったもので使われているんでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰）　環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明）　すみません、処理量とかですね、細かい部分ちょっと分かりませんので、今調べてですね、後ほど回答したいと思います。
- 委員長（小嶋正彰）　太田委員。
- 太田委員（太田紀己代）　あと電池に関しては、アルカリ電池とか、そういうのは、マンガンとか、回収していただいているんですが、ボタン電池回収について市はやはり検討は、これはあまり意味がないというふうにお考えなのか、されておられないかと思うんですが、それについていかがですか。
- 委員長（小嶋正彰）　環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明）　市でリサイクルするものとしなないものとあるわけですがけれども、ボタン電池につきましては、販売事業者のほうで回収していただくというようなことで考えておるものです。
- 委員長（小嶋正彰）　太田委員。
- 太田委員（太田紀己代）　ボタン電池回収してくださっているところが非常に少ないんですね。でき得れば回収先、カレンダーのほうに書かれていたりしますが、あれ、本当にちょっと燃えるごみや何かに混じってしまったらすると爆発するとかというふうなことも聞いております。そういった意味で、本当にボタン電池、ちっちゃいのも結構あるし、いろんな子供のおもちゃにも随分入っているんですね。使われています。そういったところで、安全に回収していただけるような場所をでき得れば想定していただきたいし、市としても考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰）　環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明）　全て市が回収しなきゃいけないかというところではないというふうに思います。販売業者であるとか、そのものが作った責任、販売した責任で回収するというのが、そういう考え方も必要かというふうに思います。特にボタン電池であれば、その再生の可能性からして、販売店から元の製造業者に戻したほうがいい

のではないかなというところで今まで対応してきたというふうを考えています。安全面とかですね、そういう面につきまして、ちょっと考えなければいけない部分もあるかと思しますので、その辺は検討してみたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、焼却施設管理運営事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） それでは、4款衛生費全体を通してありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） それでは、8款土木費、除雪対策事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 雪国妙高住まいの克雪対策推進事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この前もですね、市の総括の中でも話があったかというふうに思うんですが、落下式の屋根でなく、普通のところに太陽光パネルとか、そういったものを取り付けたりといった部分もあるかと思いますが、そういった部分も含めてですね、融雪工事とかというやり方というのはあるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 屋根の克雪化のほうは、雪国妙高住まいの克雪対策推進事業ということで、屋根雪に対してですね、個人負担を減らすために、融雪式、それから落雪式、耐雪式の屋根に改修するものについては、工事費の一部を補助するということになっております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今期非常に雪が降りました。といったところで、融雪式、落雪式のそういう改修工事を希望される方も多いかと思いますが、その辺の把握というのは市のほうではどのようにされるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） この事業の予算化を図るに当たりまして、市内の主なやはり事業者の方にヒアリングを行いまして、そういった屋根雪の改修を希望される方がどのくらいあるかという調査を行った上で、今まで住まいのリフォーム工事のほうでも屋根の改修工事というのはやっておりますので、屋根の克雪化は比較的屋根工事の改修の中でも大きな工事になるんですが、数件今までであったという実績を含めて予算化して件数を算出しているものでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あと屋根の雪下ろし安全対策工事でアンカー等の質疑も先般出ておりましたけれども、一気にどかんと降っちゃう場合に、例えばそのアンカーのところまで行くまでの安全対策とか、いろんなところがそれぞれの家庭の屋根によって違うかと思うんですが、その辺の万全な安全対策のアンカーといった形で市は想定してこの事業を行うというふうにされたんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 屋根の命綱のアンカー固定については、いろんなタイプが出ております。やはり動きやすいように胸の一番高い部分につけるタイプのものと、今委員さんおっしゃられましたように、転げ落ちないように、屋根の下のほうにつけるタイプと、幾つかのタイプが出ておりますので、住宅の形状に合わせて事業者さんなりに御相談されるとともに、私どもも今度補助事業を設けましたので、建設課の窓口でもそういったものについてきちんとアドバイスできるような体制をつくってまいりたいと考えています。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 殊に高齢になり屋根に上がれないといった部分もあろうかと思えますし、住宅改修、そこまでしてでなくて、今やっぱり落雪とか、そういう形じゃなくて、雪下ろしをほかの人に頼んで安全にやっていたといたところでは、こういった取付けは非常に大事かと思えますが、高床式であったりする場合に、アンカーをつけることによって、例えばシルバー人材センターの方がそこに行って作業するという、そういったことはできるような想定でいるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 今回法的な制限を受けるのは、御自身で御自宅の屋根の雪を下ろす場合というのは、現段階では法的な規制の中には入ってまいりません。やはり業者さんなり、そういった方に頼んで請負というような形で屋根雪下ろしをする場合に、そういった作業員の方が命綱を着用して屋根雪下ろしに従事しなければいけないということになってまいります。ですから、シルバー人材センターさんもそういった請負というか、金銭が発生してですね、屋根雪下ろしを行う場合には、やはり最低限の安全対策というのが求められると考えられますので、今言った高床とか、そういったものにかかわらず、法の中では2メートルとか、6メートルとかといったメートルの制限もかけられておりますので、そういった高齢者のお宅で人に頼んで雪下ろしをされる場合には、そういった固定アンカーの設置が必要になってくるというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） これの補助対象で個人住宅の居住部分と限定されていますけれども、例えば店舗併用住宅とか、そういう場合はどういうふうな考えになっているのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 店舗部分と住宅部分で面積案分させていただいて、対象工事費を算出した上で補助対象費を算出する形となります。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、都市公園整備事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） よろしくお願いたします。購入費用として3120万円、どのような整備を考えているのかお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 都市公園整備事業の中で今回費用に上げておりますのは、新井総合公園の整備事業になります。このうち、来年度は用地取得と、それから物件補償ということになりますが、令和4年度から令和8年度にかけては、整備工事ということを予定しております。含まれていきますのがミニサッカー場の整備とか、グラウンドゴルフ、それから遊具広場、あとは東屋とか、駐車場といったものが整備される予定になっております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） コロナ禍ということで、先にいろいろ外で活動できる施設ができるというのは市民にとっては大変うれしいことと思います。本当にそういった意味では3100万円というのは市民にとってはありがたい工事だと思っております。

続きまして、経塚山公園の老木の枝落としということですが、昨日私見てきたところ、老木のほか、いろんな木々が枝落とししなくてもほとんど落ちておりました。それでまた、さくら園のほうに大きなこれくらいの木が根元近くから倒れていまして、もうちょっとするとその木全体が道路に落ちるような格好になっておりますので、それは大変急直していただきたいと思えます。枝落としというか、まだ少し雪がありますが、桜の咲くまでには多分大がかりな人材を使って片づけないといけないと思えますが、その点お願いたします。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） では、都市公園・水辺公園等管理事業、
太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 松山水辺の公園のところなんです、私もため池というか、あそこの周辺の草刈りを参加させてもらっているんですけども、あそこにですね、岩というか、石というか、大きな塊があって、あれが本当に公園としてその石が置かれているのか。ある意味掃除するときに非常に邪魔になって、草刈り機もなかなか使えないといったところではあるんですが、あそこは整備何かされるんでしょうか。大きな岩がごろごろとたくさんあります。

○委員長（小嶋正彰） 農林課だ、それは。

○太田委員（太田紀己代） 農林課ですか、残念ですね。

○委員長（小嶋正彰） 貯水池の周りの公園。

○太田委員（太田紀己代） 向こう側はあれだけど、こっち側は違うんだ。

○委員長（小嶋正彰） 川1本で補助のもらっている元が違うんです。そういうことで管理が全然別になっちゃう。じゃ、明日農林課、誰かそこに行って委員外のあれで質疑すればいい。

それでは、8款土木費、それから11款の災害復旧費含めて、ほかにありますか。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 建設課長、道路管理事業で今消雪パイプあって段差になって、そこが陥没する事例がやっぱりあるらしいんですよ。2メートルどんと陥没しちゃうとか、当然砂で洗われちゃっているんだらうな、あれ。そういうのをやっぱりちょっとある程度調査すべきじゃないかなと思うんだけど、その辺のお考えはあります、将来的。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 道路の陥没箇所については、年間を通じて道路パトロールをしたり、道路モニターの方から情報を得たりして調査しております。それと、調査委託にもかけるという予定にしておりますが、今言われたのは、消雪パイプが稼働している時期というお話になるということ……

○宮澤委員（宮澤一照） 冬期間でね。

○建設課長（渡部雅一） 冬場の陥没については、なかなか雪があると応急的な処置しかできない場合が多いという点が1つ難点がございますので、そういった箇所については、陥没箇所をチェックしておいて、できる限り応急的な処置をした上で、雪が解けた段階でさらに調査をして本復旧を図るなりの形を取っていきたいというふうには考えております。

○委員長（小嶋正彰） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 歳入のほう質疑ありませんか。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 歳入のほうの18款の2項2目の物品売払収入の中の有価物売払収入の内訳というか、大体どういうものが、アルミが主かもしれないですけど。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 令和元年の実績でございますが、売払収入、一番多いものから申し上げます……量にもよるんですけども、金額で一番多いのはアルミであります。440万円ほどです。あと鉄くず420万円。そのほか鉄

ということで、主にはアルミ、鉄くずということの中のアルミが一番大きい金額となっております。

○委員長（小嶋正彰） ほかいいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 先ほどの入れ歯の関係でございます。回収量につきましては2キロということでありまして。量としてはそんなに多くないかと思えます。入れ歯、義歯の鉄の部分ですね、もったいないというようなことでマッチングの観点から行政が入ったのではないかな、当初は、思えます。ただその量ですね、回収業者のほうからですね、数字もらったりして公表することがリサイクルにつながるのじゃないかと思えますので、その辺回収ボックスに表示するとかですね、ホームページとかで周知するというのが必要かなと、今そういうふうに思いましたので、留意していきたいと思えます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今の入れ歯の件ですが、下手をするとそのまま斎場のほうにという場合もありますので、その辺も含めましてですね、情報を提供されるとよろしいかなというふうには思えます。あちらの斎場のほうでもそれが入ることによって非常に大きなリスクがあるというふうにも聞いておりますので、それも併せてお願いできればと思えます。

○委員長（小嶋正彰） ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号のうち当委員会所管事項は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書特8、9ページをお開きください。1款1項の国民健康保険税は、県が示した国民健康保険事業費納付金を基に令和3年度の被保険者数や所得等の推計により計上したもので、医療給付費

分と後期高齢者支援分は被保険者全員から、また介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者から納付していただくものであります。

なお、下段の同2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度の廃止により滞納繰越分のみ計上しております。

特10、11ページをお開きください。上段の3款1項1目の保険給付費等交付金は、広域化により県から交付される補助金であり、普通交付金は保険給付費、特別交付金は保険者努力支援制度等の交付金について見込額を計上しております。

中段の5款1項一目一般会計繰入金は、繰出し基準に基づいた保険基盤安定繰入金及び事務費、出産育児一時金補助等に係る一般会計からの法定繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。特14、15ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費は、職員人件費、事務費等であります。

特16、17ページをお開きください。中段の1款2項1目賦課徴収費は、制度改正に係るシステム改修委託の経費を新たに計上しております。

下段から特18、19ページにかけての2款1項療養諸費は、療養給付費等として県国民健康保険団体連合会に支出するものであります。

特20、21ページをお開きください。下段から特22、23ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は、国保財政の運営主体を担う県に対する拠出金として支出するものであります。

中段の4款1項1目特定健康診査等事業費は、医療保険者に義務づけられた特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たり、必要となる検診機関への委託料及び事務費等の経費であります。

特24、25ページをお開きください。中段の4款2項1目疾病予防費は、国保加入者の人間ドックの受診費用に対する助成及びレセプト点検に関する経費であります。

以上、議案第3号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第3号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療保険特別会計予算

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特40、41ページをお開きください。上段1款1項1目1節現年度分は、被保険者から納付していただく保険料で、運営主体である県広域連合から提示されたものを基に計上したものであります。保険料率は、2年に1回見直しされますが、令和3年度は改定後2年目の年となるため、令和2年度と同様の保険料率となります。現年度分は、被保険者数の減少が見込まれることなどを反映し、3億1011万3000円を計上いたしました。

次に、中段の3款1項1目1節保険基盤安定繰入金は、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金であります。

その下2節事務費繰入金は、制度の運営に係る人件費と事務費に対する一般会計からの繰入金であります。

特42、43ページをお開きください。中段の5款4項1目1節のうち特別対策補助金は、人間ドック受診費用の一部助成と低栄養防止、重症化予防等の推進に対する県広域連合からの補助金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。特44、45ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費は、人間ドック受診費用の一部助成と低栄養防止、重症化予防等の推進に係る経費のほか、職員の人件費であります。

特46、47ページをお開きください。上段の2款1項1目広域連合納付金は、歳出の大半を占めており、こちらは納付いただいた保険料や県と市が負担している低所得者等に係る保険料軽減分を県広域連合へ納付するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第4号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議案となりました議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特72、73ページをお開きください。1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の

保険料であります。

下段の3款2項4目の保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組の推進に対する交付金であります。

5目の介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくり等に資する市町村の取組に対する交付金であり、どちらも地域支援事業に充当するものであります。

同じく3款の残りの国庫支出金から次のページの7款繰入金につきましては、介護給付費や介護予防・日常生活支援総合事業などに係る国・県・市のルール分の負担金、交付金、一般会計繰入金などを計上しております。

次に、歳出について申し上げます。特78、79ページをお開きください。1款総務費では、一般管理費として、介護保険事業に必要な事務経費のほか、次ページ中段の介護認定審査会費や認定調査費を計上しております。

特82、83ページをお開きください。2款1項1目在宅サービス給付費は、要介護認定者が利用する訪問介護や通所介護、短期入所生活介護など居宅サービスに係る保険給付費であります。

下段2目施設サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の施設サービスに係る保険給付費であります。

特84、85ページ、中段の3目地域密着型サービス給付費は、要介護認定者が利用する認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホームなどに係る保険給付費であります。

下段から特86、87ページにかけての2項1目高額介護サービス費は、利用者負担の軽減対策として、所得に応じた自己負担額の上限が定められており、限度額を超える額について給付するものです。

中段の3項1目特定入所者介護サービス費は、施設サービスや短期入所サービスの食費と居住費を所得に応じた負担とするために給付するものです。

特88、89ページの4項1目介護予防サービス給付費は、要支援認定者が利用する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリなどに係る保険給付費であります。

特90、91ページ上段の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業は、虚弱高齢者に対し、日常生活上の支援を目的とした訪問型サービスや筋力向上を目的とした通所型サービスを提供するもので、介護予防を積極的に図ってまいります。

特90ページの下段から特93ページにかけての2項1目一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態にならないよう、健康寿命の延伸を目的とした健康長寿！「目指せ元気100歳」運動を引き続き展開し、高齢者の社会参加やフレイル予防を重点とした介護予防に取り組むものであります。

特92ページの下段から特97ページにかけての3項1目包括的支援事業では、在宅医療、介護の連携を推進するため、在宅医療・介護連携推進協議会の活動の強化を図るとともに、新たに生活支援コーディネーターを妙高地域に配置し、地域課題を基に生活支援サービスの検討、創出による生活支援体制の構築を推進してまいります。

以上、議案第6号について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第6号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 収入のほうで介護保険料の特別徴収と普通徴収の収納率。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 予算上、徴収率につきましては、平成30年度実績を基に99.78%を想定しております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 特別徴収も普通徴収も一緒で。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 一緒です。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 特97ページのところにあります寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業委託料とありますが、これはどういったところに委託されておられますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

これにつきましては、事業者にですね、直接御自宅まで届けてもらうような形での委託の仕方、それぞれのお宅で一々買いに行かないでも、この品物が欲しいといった場合に、業者さんが御自宅まで届けるという形での委託になっております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 一般的に言われているドラッグストアとか、そういったところを利用してというふうに捉えていいんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） でなくて、あくまで自宅に届けるというのが大原則になっておりますので、特定の業者ということになってしまいます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） その特定の業者とは。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ちょっと今事業所の名前まで出てこないんで、後ほどお答えします。すみません、リポーンさんのほうに見積もりの結果、お願いしているところです。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 結構ドラッグストア、市内にありますところは、家庭にも届けますよとかというようなところで利用されておられる方もいますけれども、そういった人はこれには値しないということでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今の制度では、一応御自宅まで直接届けるということを想定しておりますが、ただ糸魚川市さん辺り聞くとですね、今委員さんおっしゃったとおりドラッグストアでも購入できるような仕組みもあるみたいなので、ちょっとそこら辺、実際どちらが利便性がいいのか、届けてもらったほうがいいのか、それとも御自分で選んだほうがいいのかというも含めて、ちょっとこの辺は今後検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。追加議案の予算書10、11ページをお開きください。上段の4款1項2目予防費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、4月下旬以降にワクチン接種を開始する運びとなったことから、受付事務や接種介助などに従事する会計年度任用職員の人件費、医師送迎用自動車や接種会場の借上料などを計上したものであります。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、集団接種会場でワクチン接種業務に当たる医師、看護師等の報酬のほか、医療機関等で接種された方の接種費用について計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書8、9ページをお開きください。16款1項2目衛生費国庫負担金は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業に対し、その下、同2項衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対し、それぞれ国から全額充当される負担金補助金であります。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第27号に対する質疑を行います。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） こちら11ページのところに新型コロナウイルスワクチン接種事業として、医師の報酬と医師費用弁償といったところがありますが、これはどのような形で使われるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 医師の報酬につきましては、先ほど提案説明で申し上げましたが、集団接種会場でワクチン接種業務に当たる医師の報酬ということでございまして、医療機関で接種された場合については、別に委託料として医療機関のほうに支払うものでございます。また、費用弁償につきましては、いわゆる旅費でございます。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（小嶋正彰） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

○委員長（小嶋正彰） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これをもって建設厚生委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 3時3

○委員長（小嶋正彰） ただいまから建設厚生委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第2号の所管事項、議案第3号、議案第4号及び議案第6号の予算4件、議案第13号の所管事項、議案第14号、議案第15号及び議案第27号の補正予算4件、議案第16号から議案第23号の条例関係8件の合計16件であります。

議案第13号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第15号）のうち当委員会所管事項

○委員長（小嶋正彰） 最初に、議案第13号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第15号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第13号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第15号）のうち建設課所管分について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正のうち8款2項道路橋梁費の克雪施設整備事業は、12月中旬からの強い寒波により市内全域で大雪となり、1月上旬にはさらに降雪量が増加したため、末広町地内の十三川水系流雪溝整備工事において年度内完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行いたいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 続きまして、福祉介護課所管分につきまして御説明申し上げます。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の追加、2行目、3款民生費、1項社会福祉費の高齢者等新型コロナウイルス感染症検査助成事業850万2000円につきましては、財源である国庫補助金が翌年度に繰り越され、継続して実施することとなったことから、市の予算につきましても同様に令和3年度に繰り越し、継続して実施したいものであります。

続きまして、15ページをお開きください。まず、歳出について申し上げます。下段の3款1項1目介護保険特別会計繰出金18万7000円は、介護保険特別会計の保険給付費の増額に対する市の負担分を一般会計から繰り出すものです。

その下の3款1項4目在宅障がい者訓練等給付費300万6000円は、障がい福祉サービスにおける共同生活援助、いわゆるグループホームですが、及び自立訓練の利用者の増加により予算に不足が見込まれることから、必要な扶助費を増額するものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。戻りまして10、11ページをお開きください。上段の16款1項1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費等負担金105万3000円及び中段の17款1項1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金75万1000円は、先ほど歳出で御説明いたしました在宅障がい者訓練等給付費300万6000円に対する国・県の負担金であります。

以上、議案第13号について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第13号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 障害者自立支援事業で想定よりどのぐらいの人数が増えたのか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

令和2年度の当初予算と比べてということになりますが、共同生活援助、グループホームでは41人を見込んでいたものが44人、自立訓練、これは生活のための訓練ということになりますが、利用者2人を見込んでいたものがその倍の4人となったということで今回補正予算のほう提出させていただいております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 同じく障害者自立支援事業です。予算はグループホーム、また自立支援に対してどのようなものに必要なのか、それについてお願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 共同生活援助というのは、日常共同生活の中で住居で営む中で、相談とか、入浴、排せつ、あるいは食事の介護、その他日常生活、通常必要上の援助を行うサービス、一緒にみんなで住んでいる中でそういうサービスを提供するところです。自立訓練につきましては、知的、あるいは精神的な障がいをお持ちの方が金銭管理ですとか、服薬管理、家事等、そうした自立した日常生活を営むための必要な訓練とか、そういったものに対して相談とか、助言とか、そういうサービスとなっております。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第13号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第15号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページを御覧ください。7款1項1目一般被保険者保険税還付金保険税過年度還付金は、さきの6月定例会で新型コロナウイルス感染症の影響等により、主たる生計維持者の令和2年分の収入が前年と比較して3割以上減少した場合などに、令和元年度の国民健康保険税を減免し、対象となる保険税の還付金について補正したものでありますが、実績見込みが当初の見込みを大きく下回ることから、2192万2000円を減額補正するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして特8、9ページを御覧ください。4款1項1目2節特別交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました保険税過年度還付金に対して国から交付される特別調整交付金であります。歳出の減に伴い、2192万2000円の減額となっております。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第14号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第14号 令和2年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。特10、11ページをお開きください。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業150万円の増額は、要支援者及び基本チェックリストに該当した虚弱高齢者が利用する訪問型サービスや通所型サービスの利用実績が当初予算を上回る見込みであることから、給付費を増額したいものであります。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金の保険料過年度還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響等により主たる生計維持者の令和2年度の収入が令和元年度と比較して3割以上減少した場合などに対象となる令和元年度分の介護保険料を還付する予算であります。実績見込みが6月補正時の利用見込みを大きく下回ることから、実績見込みに応じ、4441万2000円を減額補正するものであります。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして特8、9ページをお開きください。まず、3款2項1目介護給付費調整交付金の特別調整交付金、同項6目介護保険災害等臨時特例補助金は、歳出で説明いたしました第1号被保険者保険料還付金の保険料過年度還付金に係る国からの財源措置であります。6月補正時では、特別調整交付金で全額を財源措置することになっておりましたが、その後、国からの通知により、特別調整交付金で4割、介護保険災害臨時特例補助金で6割を財源措置することとなり、歳出の実績見込みに合わせてそれぞれ減額補正、増額補正するものであります。

また、それ以外の3款2項2目地域支援事業交付金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金、8款繰越金は、歳出の介護予防・生活支援サービス事業に対する国・県・市等のルール分の負担金、交付金、一般会計繰入金等であります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第15号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第15号 令和2年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、令和元年10月の消費税率の引上げと平成30年度の固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料水準の変動などを踏まえ、令和2年4月1日に道路法施行令の一部が改正され、国及び県の道路占用料が見直されたことから、当市においても、県に準じた変更を行うため、条例を改正するものであります。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第16号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第16号 新潟県妙高市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定につきまして御説明申し上げます。

議案第17号参考、生命地域妙高ゼロカーボン推進条例の説明を御覧ください。本条例案は、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロ、いわゆるゼロカーボンを今後の市政の重要課題と位置づけ、施策を総合的かつ計画的に推進し、持続可能な脱炭素型地域の実現を図るため、必要な事項を定めるものであります。

本条例案の主な内容について御説明申し上げます。第1条は、目的として、妙高市環境基本条例の理念に基づきゼロカーボンの実現を図ることを定めています。

第2条から第5条までは、市、市民、事業者、滞在者の責務として、それぞれの役割においてゼロカーボンに積極的に取り組むことを定めています。

第6条は、昨年6月の生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言に基づき、重点的に取り組む5つの施策を定めています。

第7条は、市長によるゼロカーボン推進計画の策定を義務づけており、令和3年度は妙高市地球温暖化対策地域推進計画を改定し、より実効性の高い計画の策定を予定しております。

第8条は、環境教育の実施について定めており、学校や地域などにおいて、脱炭素型地域の実現につながる実践

的な環境教育を実施します。

第9条と第10条は、ゼロカーボン推進に係る市民や事業者の主体的な取組に対する市の支援や、それに伴う財政措置を定めています。

以上、議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第17号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第17号 生命地域妙高ゼロカーボン推進条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定につきまして御説明申し上げます。

議案第18号参考、妙高市希少野生動植物保護条例の説明を御覧ください。本条例案は、絶滅の危機に直面している当市の希少野生動植物を保護し、次代に継承するため、保護が必要な種の指定や捕獲等の禁止などについて必要な事項を定めるものであります。

本条例案の主な内容について御説明申し上げます。第1条は、条例の目的となります。

第2条は、市内に生息、生育している野生動植物のうち希少野生動植物とする要件を定めています。

第3条から第5条までは、市、事業者、市民等の責務を定め、それぞれの立場から希少野生動植物の保護に努めることを定めています。

第9条は、希少野生動植物のうち、特に保護する必要があると認める種を指定希少野生動植物として指定することができることを定めています。指定に当たっては、妙高市環境審議会の意見を聞いた上で種を指定し、告示を行うこととなります。

第10条は、指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等の禁止について定めています。学術研究や保護のために生きている個体を捕獲する場合には、第1条で定める許可を受ける必要があります。

第16条は、希少野生動植物を保護するための監視員の設置について定めています。監視員が巡回、指導を行い、希少野生動植物の乱獲防止や保護を図ってまいります。

第18条から第20条は、罰則について定めています。罰則の内容については、指定希少野生動植物の生きている個体を許可なく捕獲等した場合や、偽りや不正な手段により許可を受けた場合など、新潟県希少野生動植物保護条例、

これ今県で審議中ですけれども、準じたものとなっております。

以上、議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第18号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） まだ審議会等経なければなんでしょうけど、今のところ希少野生動植物というのはどういうものを想定しているのか、現時点の考えでいいと思いますけど、よろしくをお願いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 指定につきましては、環境審議会の指定を受けることになっております。条例案の策定のときにですね、ちょっとこちらからも案を審議会には示させていただいたところでありますけれども、指定の要件につきましては、新潟県のレッドデータブック等を参考にしながら、有識者から意見をいただいて、妙高市内の生息、生育し、希少性が高い動植物とするということになっております。一応22種類の種を予定しております。植物につきましては6、昆虫類につきましては9、鳥類につきましては5、魚類につきましては2ということで、22種類となっております。昆虫の分野につきましては、議会等でも話題になっておりますが、クモツマキチョウなどを考えておりますし、植物につきましては、クマガイソウなどといったものも考えておるところであります。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 佐渡のトキも絶滅だったんですけども、今危機を逃して、たくさんのトキが飛んでいるというのをニュースで見ました。私たちも理解してこれからも勉強しなければいけません、市民にどういふふうにして浸透していただく方法を考えておられるか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） この条例を制定したわけなんですけれども、単に捕獲禁止というだけのPRではなくてですね、希少動植物、野生動植物を見るといったようなことも大事かと思えます。見たり、観察しながら、それを基にですね、保護していくという観点も大事かというふうに思えます。条例制定後ですね、市のホームページをはじめ、監視員から周知のためのチラシを登山者なりに配るといったようなことも考えております。主に啓発活動を取り組んでいきたいというふうに思えます。

○委員長（小嶋正彰） 委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 豊かな自然、妙高市、これを次の世代に継承していくというのは非常に大事なことだというふうに思えます。そういった観点からお伺いします。第5条の事業者の責務がありますけれども、事業者の内容については説明にあるように、建設業、製造業、宿泊業、その他となっておりますけれども、こういった方々にですね、保護をするために、事業活動に支障になるようなことがあったときに、何か市で支援をするというようなことは考えておりますでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 具体的な支障というのはあまり考えておらないんですけども、特に開発みたいなものがですね、土地だとかですね、形状を変更するとか、そういうときに支障があるのかなというふうには思うんですけども、それについては、開発については、自然環境を保護していただくという観点から協力していただ

くというようなことで、特別な支援、補填みたいなものは考えておりません。

以上です。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そういった事例が出たときに、ではしっかりこの条例の趣旨を御理解いただいて、また支援もしていただきたいなと思います。

それから、第8条の環境審議会なんですけれども、これについてはどういう、環境審議会の中身についてですね、教えていただきたいと思います。といいますのは、これ会議録が公開されていないんですね。ですから、どういった内容がどういう方々で審議されているのか、またこの条例の扱いについてどういうふうにしていくということなのか、御説明いただきたいと思います。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 環境審議会につきましては、近年ですが、開かれたのは、地球温暖化対策の地域推進計画ということで、今年の3月ぐらいですかね、ということでしばらく会議がなかったということでもあります。条例制定に当たりまして、書面ですけれども、環境審議会のほうに条例案、それと一応基本方針は、今後条例定めてから基本方針定めることになるんですが、その案を一応提示させていただいて意見をいただいたところです。条例制定後になりますけれども、基本方針、すぐにですね、定める必要がありますので、4月上旬に基本方針を定めるといったこと、それと指定希少野生動植物も審議していただいて、速やかに告示をしてまいりたいというふうを考えております。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 昨年も入域料の話だとか、環境に関する大事な話がありました。それについては、生命地域環境会議ですか、そちらのほうを中心になって計画をつくり、また実施をしてきたと、ライチョウ保護だとかですね、そういう経過があるかと思いますが、そちらのほうとの関連というのはどういうふうになるんでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 生命地域妙高環境会議につきましては、市内全般の自然環境を保護していくなり、保全していくというような形で、実施団体の集まりかというふうに思います。なっております。ということで、条例制定後につきましては、当然、生命地域妙高環境会議の構成団体の方からもですね、十分内容承知してもらったり、実施活動、保護活動のほうに協力していただくというようなことで働きかけてまいりたいと思います。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひそういう団体一体となってですね、推進していただきたいと思います。15条の調査等の推進についてお伺いします。やはり環境の変化だとか、時代の変化によってですね、先ほど22種という話がありましたけれども、変化していくのではないのかなというふうに思います。そういったことを含めて実態をきちっと押さえるということが大事だというふうに私は思っております。先ほど県のレッドデータブックに基づいてというのがありますが、隣の某市ではこういうやつをですね、その市における絶滅のおそれのある野生生物、レッドデータブック独自に作っているわけですね。これすごい数です。こういったことをきちっと押さえながらですね、妙高市の場合、海拔70メートルから2462メートルまで、非常に幅広く、環境が違ってあります。ぜひこういうことをですね、きちっと基礎的なデータをそろえる中で、この運用をしていただきたいというふうに思いますが、調査の方向についてはどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 調査等ということでございます。今までも環境基本計画の中にですね、実態調査するといったようなことが記載されていたんですが、なかなか実施されてこなかったという経過があります。この条例制定を機にですね、今度条例による義務化というのが市長というか、行政に対して義務化されるようになるということで、第一歩として調査を進めていかなければいけないと思います。1年、1年実態調査をしながら、積み重ねて、上越市ですかね、のような、いつかは独自のものがつくれる方向に持っていきたいというふうに思います。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひこういった希少動物、それもそうですけれども、妙高市の自然環境そのものも今どうなっているのか、調査を進めていただきたいと思います。

16条、17条に監視員と、それから権限について書いてありますけれども、監視員というのは、実際どういうような形で運用する。また、そういった違反事例だとかですね、罰則もあるんですよ。見ますと、罰則の金額や何かは長野県の県条例だとか、そういう非常に厳しいところとですね、一緒の大変厳しいもんだというふうに私は思っています。こういったことを実効性のある体制でこの条例を運営していくためには、監視員の位置づけというのが非常に大事じゃないかなというふうに見ております。監視員の権限、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 監視員につきましては、監視、指導等行う、条例に書いてあるとおりなんですが、監視、指導等を行うことを目的としております。ですので、具体的なやめさせる権限なり、そういうものまでは持っていないというのが実情であります。監視員につきましては、国立公園の清掃協会の作業員であるとか、登山道整備の作業員の業務の一環としてお願いするというようなところから入りたいというふうに思っております。その中で注意をしていただく、指導していただくというような形になります。規則も制定しまして、その中でちゃんと任命するようになっております。その中で指導していくということになります。

あと罰則の金額についてでありますけれども、長野県と同じ金額で厳しいのではないかと、厳しいというような話でありましたけれども、それはやはり同額のものにしておかなければバランスが取れないのではないかなというふうなところでありまして、新潟県とも同様の額としているところであります。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 監視員は、この条例がきちっと対応できるかの要になる方々になるんじゃないかなというふうに思います。今のお話ですと、山行く方だとか、山小屋の従業員ですか、そういったことになろうかと思いたすけれども、ぜひ市民の力を借りてですね、啓発といいますかね、そういったことが重点になろうかと思いたすが、よろしくお願いたしたいと思いたす。

最後に、市長にお伺いたす。生命地域、市長の最大の方針であります。生命地域は、やっぱり人間だけじゃなくて、こういう野生生物だとか、こういったものもきちっと大事にしていく、命を守るということではないかなというふうに思いたす。ライチョウとか、そういう象徴的な、この地域を象徴する生き物、これを大事にしていくことによって、この地域がいいところだということをアピールしていく絶好の機会じゃないかなというふうに思いたす。そういった意味からもですね、例えばライチョウに関して言えばですね、富山県とか、那須自然王国、栃木県とか、大町市とかでは人工繁殖ですね、そこにまで踏み込んでやっているところもあります。大町市なんかは、人口2万7560人ですか、当市と同じぐらいの市なんですけれども、博物館を持ってそこで人工繁殖に取り組んでいる。非常に積極的にやっているということだそうなんです。当市についてもですね、そこまで踏み込んで積極的に生命地域をアピールするためにも、希少動物の保護について踏み込んだ活動すべきと思いたすけれども、市長のお考えをお

伺いたします。

○副委員長（太田紀己代） 入村市長。

○市長（入村 明） 今御指摘の同様の様な形の施設というのはいろいろあるのは承知しております。ただ、この件に関しては、私どもの意欲的な発想が一番大事だと思いますが、あくまでも環境行政の中の一環になります。今の環境省の予算規模、あるいは今の体制からしてですね、同種同様のものを何か所も造るといような方向にはないというふうに聞いております。そんな中でですね、今ある現状をいかに安定させるかということに当分の間力を入れるというふうなことに相なろうかと思っております。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（小嶋正彰） 委員長、交代します。

ほかいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第18号 妙高市希少野生動植物保護条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ただいま議題となりました議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げます。

議案第19号参考、妙高市斎場条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。本案は、今年度上越市の新斎場の建設計画が示されたことに伴い、旧新井頸南広域行政組合の構成市町村の上越市板倉区、中郷区を含め、施設を使用できる市外居住者の範囲を明確に定めるとともに、市外居住者の使用料を適正な負担となるよう見直しを行いたいものであります。

市外居住者の範囲につきましては、施行規則で定めるものとして、2の表のとおり、①、特別養護老人ホームの入所者などにより妙高市民が市外に住所を移した場合の住所地特例を受けていた者、②、使用者が妙高市民で、死亡者の親族である者、または使用者の住所が本市に隣接する市町村で、死亡者の親族である者、③、死亡者の本籍地が妙高市である者、④、死亡時の住所が妙高市に隣接する市町村である者、⑤、死亡地が妙高市である者の5項目としております。

使用料については、現状の処理経費で適正な負担となるよう見直しを行いたいもので、市内居住者については、おおむね適正な負担であることから、据置きとしております。市外居住者については、これまでの市内居住者の2倍としておりましたが、経費の負担の公正さや他市の状況などを考慮し、処理費用の実費相当分としたいものであります。具体的には、3の市外居住者の使用料の表を御覧ください。火葬の12歳以上では2万6000円を5万9000円

に、12歳未満は1万6000円を3万6000円に、死産児は8000円を1万8000円とし、焼却の人体の一部は6000円を1万2000円としたいものであります。また、葬儀等の式場の使用料金の変更はありません。

なお、経過措置として、上越市板倉区、中郷区については、旧新井頸南広域行政組合の構成市町村であったことから、上越市の新たな斎場が供用開始されるまでの間は従前のままの使用料金としたいものであります。

以上、議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第19号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第19号 妙高市斎場条例の一部を改正する条例議定は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 妙高市手話言語条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第20号 妙高市手話言語条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第20号 妙高市手話言語条例議定について御説明申し上げます。

まず最初に、これまでの取組の経緯について御説明いたします。平成30年度の新潟県聴覚障害者大会の妙高市開催を契機といたしまして、新潟県聴覚障害者協会や妙高市ろう協会などから、手話言語条例制定の強い要望があり、市としても条例制定に向けて取り組むことといたしました。

条例案につきましては、他市の条例や取組内容を参考にしながら、妙高市ろう協会や市障がい者地域自立支援協議会など関係機関の意見を踏まえ、整理した後、広く市民の皆様から御意見をいただくため、本年1月4日から2月2日までの間、パブリックコメントを実施し、この御意見を基に一部修正の上、提案させていただいているものであります。

それでは、議案第20号参考のほうを御覧ください。まず、前文では、本条例の制定の趣旨、意義について明記しております。日本では、手話は平成26年の国際条約の批准により言語として位置づけられました。その後、全国で手話に対する理解を広げる取組が行われてまいりましたが、本市としても、ろう者がコミュニケーションに不安を感じることなく、地域社会で安心して暮らすことができるよう、市民一人一人が手話やろう者の理解を深め、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定することと明記いたしました。

次のページを御覧ください。第1条では、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。手話やろう者への理解は深まりつつありますが、まだまだ十分とは言えません。手話についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策の基本的事項を定め、推進することにより、

ろう者が安心して手話でコミュニケーションを図ることができ、全ての市民が共に生きることのできる地域社会の実現を本条例の目的としております。

第2条では、基本理念として、手話の普及及びろう者への理解の推進は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならないということを規定しております。

第3条は、ろう者、手話についてそれぞれ用語を定義しております。

第4条では、基本理念に基づく手話の普及及びろう者への理解の促進に関する施策の推進について、市の責務を定めております。

第5条では、市民と事業者は市の施策に協力するよう努めること。また、事業者はろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備に努めることを、市民及び事業者の役割として規定しております。

第6条は、市が推進する5つの施策について規定しております。

第1号では、手話の普及やろう者への理解、配慮を促すため、研修会等の開催や広報紙、ホームページ等での周知啓発に関する施策、第2号では、市役所窓口等における手話による応対やホームページ等において手話による情報発信及び取得に関する施策、第3号では、手話通訳者の派遣や配置といった手話による意思疎通の支援に関する施策、第4号では、手話通訳者等の育成、確保に向けた養成講座の開催及び派遣、その活動環境の充実に係る施策、第5号では、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策です。

続いて、第7条は、緊急時及び災害時の対応について定めております。市は、緊急時及び災害時において緊急メールでの発信や市ホームページへの掲載、地域での見守り体制の構築など、ろう者に対して情報の取得及び意思疎通を図ることができるよう努めるものであります。

第8条は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置について定めております。

第9条は、ろう者や手話を使えない聴覚障がい者に対しても、個人の特性に応じた意思疎通に必要な支援及び措置を講ずるよう努めることを定めたものであります。

以上、議案第20号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第20号に対する質疑を行います。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 議会でも天野議員がたくさん質疑してくださり、大まかなことは分かりました。私も、よつば保育園の入園式、卒園式にもやはり入園されるお子さんのために手話の方が来られて、ほんの小さい未満児のお子さんも、手話の方を見て、何なのという顔をしながら、やはり父兄も後で説明されて、あっ、これはいいことだなと思って何年も見てきました。その様子は、やはり心温かいという感じでしたので、それとまた平成30年には、やはりこちらでろうあ者の方が来て、議会でも、そのときも私建設厚生だったので、皆さんと一緒に議場で写真撮ったことが思い出されます。養成講座をするということで、先日やはり国でもそういうろうあ者のための事前教育をしまして、その方もスターバックスコーヒーに勤めていて、やはり音で感知するんですけども、その音が聞こえないので、電気でランプがつくということで、通常の方と健常者と同じ仕事をして収入を得ているということで、非常にやはり一般市民の方の目線も普通になってきたなと思っています。先日点字の名刺を作らないかというほうも私たち議員のほうに来たと思いますし、点字のシールということで、こういうふうに戻ってきていますし、妙高市でも庁舎でいろいろなシール案内していただいたり、お手洗い、いろんなところでもそういったことをしっかりと活動に向けてしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

今委員おっしゃるとおりで、今回の条例制定につきましては、極めて理念的なものが強いというのは十分承知しておりますが、これを第一歩にそれぞれ関係機関と協議したり、いろんな意見聞きながらですね、一つずつ実現に結びつけていく第一歩になればいいなと思っておりますので、そのように対応してまいりたいなと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○委員（太田紀己代） この条例を制定するといったところで、非常に皆様の障がい者の方々に対する意気込みを感じ取りました。こういったことをつくる、この前文のところにも全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指す。非常に大きなところで、市全体として障がい者と共に生きるんだよといったところの部分だとは思われますが、実は障がい者ってたくさんおられるんですね。いろんな方々、そういった中でも聴覚とか、視覚とかって、実際いろいろとすぐ出てきますが、例えば知的障がい、肢体不自由、それから精神、発達、そして内部障がいと、いろんなところもあります。これを契機にですね、これはしっかりやっていただきたいんですけど、今後広げていくようなお考えはないかどうか。この近隣が今のところこの手話言語条例だけの対応なのか、その辺も含めてお話をいただけるとありがたいです。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、条例の前文のところにもちょっと書かせていただいておりますが、当市の取組としていわゆるSDGsの推進ということで、誰一人取り残さない、この部分と、今特に国が福祉行政の中で進めている地域共生社会、これは地域の中でそういった方々を取り残さないで進めていくという強い意志の表れだと思っておりますので、今回は聴覚障がい者の方、こういった方からの声の大きいということもありましたが、ほかの分野についても、やはり同様にできるところから進めていくべきではないかなと思っておりますので、そのように考えております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○委員（太田紀己代） ぜひともですね、その辺を進めていただきたい。というのは、国が批准してから随分たっているんですね。私もちょっと前になりますが、先回大阪府の茨木市に行ってまいりました。そこでは、障がいのあ人もない人も共に生きるまちづくり条例というのが出されていて、これは学校等々にも含めて、きちっと情報発信をしながら、自分たち、障がい者と共に生きるんだよといったところも出しております。今回手話言語条例というものの制定に当たって、入村市長のお考えを再度伺いたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 入村市長。

○市長（入村 明） 今茨木ですか、それはまたそれで非常に評価は私も大事なことだと思っています。私どもも一つ一つたくさんな課題がありまして、その一つ一つに正面からきちっと向かい合ってますね、今うちの課長が申し上げましたけども、共生する社会だとか、いろんな形で地域づくり、あるいは国としての方針も随分方向が明確になってきております。ここまで来まして、これでいいというのは、毎日、毎日生活していく上で、いいというのは僕はないと思います。だから、絶えずですね、その状況、その状況に乗じて一番ベストな方法をどうつくっていったらいいか。一気にできる場合もありますし、時間をかけているんですね、関係者の方から御指導いただく場合もありますね。そういう中での取組を今後も継続していく必要がある。いわゆる今回のこの件に関しては、これは当然ですね、遅きに失するぐらいの時期だと思っていますので、一気にそういう環境整備するための基本的な指針を今日はお願しているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第20号 妙高市手話言語条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議題となりました議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

このたびの条例改正の内容は、主に3点ございます。1点目が、令和3年度から令和5年度までの保険料を定めるもの、2点目が、介護保険施行令の一部改正に伴う保険料の算定方法について改正するものであります。3点目が、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの修正に合わせ、文言を整理するものであります。

まず、1点目について御説明いたします。これは、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間の保険料の年額を定めるものであります。なお、保険料については、第7期介護保険事業計画の令和2年度と同額となり、保険料の基準月額が6900円のままで変更はございません。

2点目について御説明いたします。介護保険法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。具体的には、平成30年度の税制改正で給与所得及び公的年金等の控除額が10万円引き下げられたことに伴い、所得が変動しない場合でも保険料が増額となる場合が出てしまうということで、当該合計所得金額から10万円を控除する旨を規定し、意図せざる保険料の増額を防ぐものであります。これにより、給与や公的年金に係る収入のみで、収入額が前年と変わらない場合には前年度と同額の保険料となる必要な措置を行うものであります。

さらに、令和2年度の税制改正で低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が新設されたことに伴い、同控除を保険料の算定に加えるものであります。

3点目について御説明いたします。これは、新型コロナウイルス感染症について、国の法的位置づけが変更になったということから、それに合わせて当市の条例上の文言の修正を行うものであります。

以上、議案第21号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第21号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第21号 妙高市介護保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

このたびの改正は、先ほどの介護保険条例と同様に、新型コロナウイルス感染症についての国の法的位置づけが変更になったことから、それに合わせて文言の修正を行うものであります。

以上、議案第22号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第22号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第22号 妙高市国民健康保険条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、令和3年度分以降の国民健康保険税の軽減について、給与所得及び公的年金等の所得控除が10万円引き下げられたことにより、軽減対象となる納税義務者に不利益が生じないよう、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、給与所得者と公的年金等の支給を受ける方の人数による影響が出ないよう、軽減判定基準の見直しを行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症に関する文言についての改正につきましては、先ほどの議案第22号と同様とな

りますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第23号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第23号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

議案第23号 妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（渡部雅一） ただいま議題となりました議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち建設課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。予算書29ページをお開きください。下段の15款1項7目2節住宅使用料は、市内6か所の市営住宅と朝日町の特定公共賃貸住宅及びその駐車場の使用料等であります。

次に、37ページをお開きください。上段の16款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金は、市道及び普通河川における災害復旧に対する国からの負担金であります。

中段の2項1目3節防衛施設周辺整備調整交付金5991万6,000円のうち3110万円が新井総合公園の拡張整備に対する国からの交付金であります。

続いて、39ページをお開きください。下段から41ページ中段までの5目1節道路橋梁費補助金とその下の2節住宅費補助金は、それぞれの事業に対する国からの交付金等であります。

次に、51ページをお開きください。下段の17款2項6目1節住宅費補助金は、木造住宅の耐震補強工事や既存住宅の屋根の克雪化に対する県からの補助金であります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。235ページをお開きください。8款2項2目道路維持費の道路管理事業は、道路の破損箇所や道路附帯構造物などの修繕を行い、安全で快適な道路交通を確保するものであります。

その下の8款2項3目除雪対策費の除雪対策事業は、冬期間における道路交通確保のため、市道の除排雪作業や除雪機械の維持管理などにかかる経費、及び老朽化した妙高高原地域の除雪ドーザー1台と妙高地域のロータリー除雪車1台の更新などを行うものであります。

次に、239ページをお開きください。克雪施設管理事業は、流雪溝1路線の整備と老朽化等により機能低下が著しい消雪施設3路線の更新を行うものであります。

1枚めくっていただいて、241ページ上段の8款2項4目道路新設改良費の道路新設改良事業は、継続7路線、新規5路線の市道を整備するものであります。

その下の5目橋梁維持費の橋梁長寿命化事業は、市道橋40橋の定期点検による健全度の確認と、老朽化が著しい市道橋2橋に対し、修繕に向けた実施設計委託を行うものであります。

次に、245ページをお開きください。中段の4項2目持家住宅費の雪国妙高住まいの克雪対策推進事業は、雪下ろしに伴う負担軽減や危険防止対策を目的に、既存住宅の屋根の克雪化と雪下ろし時の命綱固定器具の設置等に対し、その費用の一部を補助するものであります。

1枚めくっていただいて、247ページ上段の安全・快適住まいづくり支援事業は、住宅の環境負荷を低減し、長寿命化で質が高く、災害に強い住宅を推進するため、既存住宅のゼロカーボン化や耐震性の向上を行う工事に対し、その費用の一部を補助するものであります。

中段、5項1目都市計画総務費の都市計画総務費は、都市計画マスタープランの策定から10年が経過し、都市計画に関連する法令等が改定されていることや土地利用の実態も大きく変化していることなどから、計画の見直しを行うもの及び新井スマートインターチェンジ改良工事の負担金等であります。

1枚めくっていただいて249ページ上段の優良宅地造成支援事業は、立地適正化計画の居住誘導区域内において低廉で優良な宅地の提供による定住促進を図るため、宅地造成を行う事業者が築造する道路整備に対し、かかる費用の一部を補助するものであります。

中段3目公園費の都市公園整備事業では、新井総合公園に新たなグラウンドゴルフ場や遊具広場などを整備するための用地買収や物件補償等にかかる費用であります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 続きまして、福祉介護課所管のものについて御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。35ページをお開きください。上段の低所得者介護保険料軽減負担金は、第1号被保険者のうち、所得段階が第1段階から第3段階までの方の介護保険料の負担軽減に係る国の負担金であります。

43ページをお開きください。下段の低所得者介護保険料軽減負担金は、同様に所得段階が第1段階から第3段階までの方の介護保険料の負担軽減に係る県の負担金であります。

次に、歳出について申し上げます。107ページをお開きください。下段2款1項12目新井ふれあい会館改修事業では、建設から28年が経過し、施設全体の老朽化が著しいため、国の補助金を活用し、空調設備の更新やバリアフリー化など施設の機能維持に必要な改修に向けて実施設計を行うものであります。

133ページをお開きください。下段3款1項1目社会福祉協議会助成事業では、災害支援ボランティアの運営に携わるスタッフの養成や、高齢者、障がい者世帯への有償ボランティアの派遣による生活支援などを行います。また、法人として成年後見人を受任し、相談業務をはじめとした高齢者等の権利擁護に関する体制整備に努めます。

143ページをお開きください。下段の3款1項4目障がい者日常生活支援事業では、自立した社会生活を送ることができるよう、生活用具の給付や外出支援等のサービスを提供するとともに、緊急時の相談や短期入所施設の受入れ等、地域全体で障がい者を支える体制づくりに取り組みます。また、手話言語の普及と障がい者理解の促進を図るため、手話言語条例推進に向けた取組を進めてまいります。

163ページをお開きください。下段の3款3項1目生活困窮者自立支援事業では、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、就労体験やカウンセリングを実施するなど、本人の状況に応じた包括的、継続的

な相談支援を行ってまいります。

以上で福祉介護課所管分の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。45ページをお開きください。中段の17款1項1目4節保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険税軽減分及び保険者支援分に係る国民健康保険特別会計への繰出金に対する県の負担金であります。

その下5節保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療制度の保険料軽減分に係る後期高齢者医療特別会計への繰出金に対する県の負担金であります。

49ページをお開きください。上段の17款2項3目1節保健衛生費補助金のうち子ども医療費助成等交付金は、子供の入院、通院医療に対する県の交付金であります。

少し飛びまして、65ページをお開きください。中段の22款5項3目1節雑入の健康保険課分のうち、厚生連寄附講座負担金は、新潟大学に設置された寄附講座に係る新潟県厚生農業協同組合連合会からの負担金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。大きく飛びまして、167ページをお開きください。下段の4款1項1目保健衛生総務費の地域医療体制確保事業では、市内病院の医療提供体制の充実と市民の健康増進に係る調査研究などのため、新潟大学医学部に設置した消化器疾患診療ネットワーク講座に対する負担金のほか、市内医療機関の医師確保を目的とした医師養成修学資金貸与のための基金への繰出金であります。けいなん総合病院に対しては、特別交付税及び県補助金を活用した運営費や設備整備費への補助を引き続き行ってまいります。

169ページをお開きください。中段の体と心の健康づくり事業では、生活習慣病予防の推進を図るため、健康づくりリーダーと連携し、地域ぐるみで運動習慣を定着できるよう、引き続きウォーキングの推進に努めてまいります。

171ページをお開きください。中段の生活習慣病予防健診・重症化予防事業では、市民健診や各種がん検診等の受診率向上に向け、新たにインターネット予約を導入するほか、特に国・県よりも死亡率の高い胃がんの死亡率を下げるため、ピロリ菌の検査等を継続するなど、がん予防の普及啓発と早期発見、早期治療を推進してまいります。また、引き続き人工透析への移行を防止するため、かかりつけ医と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた保健指導を強化するとともに、生活習慣病との関連性が深い骨折を予防するため、積極的に骨粗鬆症検診の受診勧奨に取り組みます。

飛びまして、175ページをお開きください。上段の4款1項2目予防費の感染症予防対策事業では、感染症の発症と蔓延を予防するため、予防接種法等に基づく定期予防接種を実施するとともに、風疹の感染拡大の防止を図るため、引き続き風疹抗体価の低い世代の男性を対象とした抗体検査と予防接種を行ってまいります。

少し飛びまして、185ページをお開きください。上段の4款1項4目母子衛生費の妊産婦・子ども医療費助成事業では、保護者の経済的な負担軽減のため、出生から高校卒業までの子供につきまして、医療機関の窓口で支払う一部負担金に対し、助成を行うもので、中学卒業までの子供については、引き続き無償化を継続してまいります。

中段のすくすく親子健康づくり事業では、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠から出産、子育て期までの一貫した切れ目のない手厚い支援を行うとともに、不妊、不育症治療費や産前産後の家事、育児費用の助成を行うほか、第3子以降の出産費用や出産時にかかるタクシー費用の助成を行うなど、経済的な負担軽減を図ってまいります。

以上で健康保険課所管の説明を終わります。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 続きまして、環境生活課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。33ページをお開きください。中段15款2項2目1節の環境衛生手数料は、妙高クリーンセンターやあらい再資源センターに搬入されるごみの処理手数料や指定ごみ袋の代金などが主なものであります。

次に、37ページをお開きください。中段の16款2項1目1節の地域内フィーダー系統確保維持費補助金は、市営バスの関燕温泉線、杉野沢線の運行に対する国からの補助金であります。

次に、39ページをお開きください。下段の16款2項3目1節の持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業補助金は、ゼロカーボン実行計画の策定に対する国からの補助金であります。

次に、59ページをお開きください。中段の20款1項3目1節のごみ処理施設整備基金繰入金は、妙高クリーンセンター基幹改良工事に係る繰入金であります。

次に、67ページをお開きください。上段の22款5項3目1節の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、同じく妙高クリーンセンターの基幹改良工事に對する補助金であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。115ページをお開きください。中段から117ページ上段にかけての生活交通確保対策事業では、市営バス7路線の運行のほか、路線バス4路線、コミュニティバス3路線、乗合タクシー4路線の運行を支援し、市民生活を支える公共交通サービスを確保します。また、老朽化した妙高高原地域の路線バス1台の更新や令和4年度に見直しが見直しが予定されている路線バスの斐太線、青田線の代替交通の検討を行います。

次に、175ページをお開きください。下段から177ページ上段にかけての2050ゼロカーボン推進事業では、先ほど審議していただきました生命地域妙高ゼロカーボン推進条例の制定を契機に、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けたロードマップやアクションプランを策定するほか、小学生の環境学習や市民への情報発信などを通じて、持続可能な脱炭素型地域づくりに取り組みます。

中段の生命地域妙高環境会議事業では、2年目となる妙高山・火打山エリアへの入域料の収受やクラウドファンディングなどを通じて財源を確保する中で、ライチョウをはじめとする貴重な自然資源を次世代に引き継ぐ取組を継続します。また、先ほど審議していただきました希少野生動植物保護条例の制定を契機に、国立公園妙高の貴重な宝である希少動植物の保護活動に取り組みます。

下段の妙高高原ビジターセンター管理運営事業では、10月にプレオープンを予定しているビジターセンターの管理運営を通じて、妙高戸隠連山国立公園や当市の魅力を発信するほか、駐車場の整備や、いもり池周辺の新たな遊歩道の整備に向けた設計を行います。

次に、181ページをお開きください。上段の霊園維持管理事業では、市内2か所の市営霊園の適正な維持管理を行うほか、陣場霊園の敷地内に近年ニーズが高まっている新たな形態のお墓として合葬墓と納骨堂の一体的な施設整備に向けた設計を行います。

次に、183ページをお開きください。上段の鳥獣対策事業では、鳥獣対策専門員や鳥獣被害対策自治体による地域と連携した有害鳥獣の捕獲活動や狩猟免許取得支援により人的被害や農作物被害を防止するほか、令和2年度から導入したICTを活用した捕獲、監視を実施し、市民の皆さんの安全、安心な暮らしを守ります。

次に、187ページをお開きください。下段から189ページ上段にかけてのごみ減量リサイクル推進事業では、食品ロス削減に向けたフードドライブや食べ残しゼロ運動を普及、推進するほか、国で検討を進めているプラスチックごみの収集拡大に対応した新たな収集体制の検討や新たにスマホアプリを活用したごみの分別の推進などにより、生活に身近な場所からゼロカーボンを進めます。

189ページ上段から191ページ上段にかけての焼却施設管理運営事業では、妙高クリーンセンターで施設長寿命化総合計画に基づいた基幹改良工事を実施し、施設の延命化と適正な維持管理に努めます。

最後に、戻りまして7ページをお開きください。第2表の継続費になります。今ほど御説明申し上げました焼却施設管理運営事業のごみ焼却施設基幹改良工事につきまして、令和3年度から5年度までの3か年にわたる大規模な工事となることから、継続費を設定させていただきたいものであります。総額で26億640万を見込んでおり、このうち令和3年度は6369万円となっております。

以上で議案第2号に係る当委員会所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） 議案第2号に対する質疑の前に、質疑の進め方について説明します。

歳出の審査については、初めに令和3年度予算主要事業の概要に記載されている事業の質疑を行い、次にその他の事業の質疑を行います。1つの款が終わってから次の款の質疑を行うこととします。また、歳入については歳出の事業に関連して行うか、歳出の質疑を全て行った後、歳入の質疑を行うこととします。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

交通安全対策事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 交通災害共済の加入者数は現在何人いらっしゃいますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、ちょっと今手元にないので、資料分かりましたら報告させていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ここの中で、運転免許返納制度の普及と促進といったところでございますが、この返納率は前年度、あるいは前々年度からの経過の中で進展しているかどうかお伺いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 運転免許の返納の支援事業ということでありまして、率というものでなくて申請者数でちょっと今管理しております。近年でいいますと平成28年から申し上げますと、申請者数で104人、29年は123人、平成30年度で113人、令和元年度145人、令和2年度、今現在3月8日時点で116人ということになっております。昨年度につきましては、145人ということで、報道されました事故、東京都での高齢者の事故があつてですね、増えたというようなことになっております。今年度につきましては、例年より若干多いというような形になっております。引き続き、返納されたときはですね、警察で制度の紹介をさせていただいておりますので、そのようなところで漏れはないようにしていきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あと70歳以上の免許返納者に対して2万円分のバス、タクシー利用券を交付されておられますが、交付された方の使用状況とかは把握なさっておられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 申請あつて決定した後、例えば今年度であれば次の次の年度の末まで使える、約2年から3年使えるものになっております。ですので、なかなか管理というのは難しいんですけども、利用率についてはですね、金額ベースで年平均61%ということになっております。大体交付された方のうち61%使っているということでありまして。全部使っていらっしゃる方と、全く使わない方もいらっしゃるというふうに分析しています。全く使っていらっしゃらない方は、家族とかの送迎とかある方が使っていない方がいらっしゃるというふうに分析し

ております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 私何でこのことを伺ったかといいますと、私の近所の方がですね、2万円分のをいただいてもまずバスがうちの前通らないといったところ、タクシーを呼んでもなかなかタクシーが来なかったり、必要なときに皆さん一緒になってしまうというふうな状況があって、せっかく2万円分のをいただいても利用できない部分があるというふうなお話を伺ったことがあるんですね。そういったところの部分で2万円というのが本当に妥当なのか、バス、タクシー券と分離してやったほうがいいのか、その辺の検討というのはなされておられるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） バスとタクシーの関係でございます。2万円交付しているうちですね、どのような割合で利用されているかというようなことなんですけれども、バスが約2%、タクシーが98%ということで、ほとんどタクシーの方が利用されております。最短でも2年間使えることができますので、使う機会があると思いますので、ぜひそのときに使っていただければというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 確かにこういうふうな補助をしていただけるというのは、物すごく市民としてはありがたいことだというふうには思われます。しかし、それが適正に補助を出されていて使用されるといったところ、市のお金を適切に使う、あるいは利用されるべき人が利用するといったところも含めてきちっと検証されて、そして予算化されていく、そしてそこをまたチェックしていくというふうなことが重要だと考えます。もう一度お考えをお伺いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 免許返納の支援につきましては、免許返納のきっかけづくりという面もありますし、移行したときにですね、不便を感じないようにという面もあります。利用率が61%というようなことも考えながらですね、本当にそれが有効なのかどうかという検討はしていく必要があるかと思っておりますので、今後考えていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、新井ふれあい会館改修事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 新井ふれあい会館、建設から28年たったんだなと思っております。そこで、主な改修内容として、外壁の改修、空調設備の更新、トイレのバリアフリー化などがあります。その中で、トイレのバリアフリー化ですね、ふれあい会館の入り口のほうにありますトイレのほうは、女性のほうは洋式的な、そういうのがないんですね。バリアフリーでなくて洋式的なものがあればいいかと思えます。そしてまた、もし研修とかあると、本当に女性のところが行列になって行って、知っている人は大急ぎでふれあい会館の1階のほうの向こう側の2つしかないトイレ、もしくは文化ホールまで飛んでいくか、分かっている人は2階へ駆け上がってきます。できましたらそういうところも工面していただくとありがたいと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、喫緊の課題としてバリアフリー化というのは、ふれあい会館は福祉の拠点的な施設ですので、それは当面やりたいと思っておりますが、数については実施設計等来年行いますので、その辺の中で可能かどうかも含めて、スペース的にどうしても物理的に難しい場合もあるかと思っておりますので、その辺また設計の中で検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、生活交通確保対策事業。

○副委員長（太田紀己代） 委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 1点だけ、概要書45ページの一番下にありますが、地域特性に対応した運行形態の見直し、斐太線、青田線、路線バスの再編に伴うということになりますが、今の現状の課題をどういうふうに見ておられるのか、そしてまた代替手段についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 課題ということでありまして。斐太線が上越市との2市にまたがるものなくなるというものがどうかというのが課題かと思いますが、それについては、近年利用率がですね、利用者数が減っているの、上越市の補助金の面からと、補助金の負担をなくしていくという判断もやむを得ないのではないかなというふうにお考えしているところなんです。代替手段につきましてですが、今現在あります乗合タクシー、斐太地区で運行しております。その充実というか、現在の本数を増やすなり、曜日を増やすなりというようなことも検討の課題ではないかというふうに思っています。今後鉄道、トキ鉄との連携というものを評価しながら上越市、妙高市、交通手段として利用されるのがあるのかなというふうに思っております。

○副委員長（太田紀己代） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 代替手段はいろいろあるかと思うんですが、地域の中でやっていくようなコミュニティバスについては、実際昨年ね、南部地区のほうで動き出しましたけれども、こういった形については今後どういうふうにお考えでしょうか。

○副委員長（太田紀己代） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今回の代替の関係でのコミュニティバスでしょうか、市全体でのコミュニティバスでしょうか。

○小嶋委員（小嶋正彰） 両方考えられると思うんですけど。

○環境生活課長（岩澤正明） 市全体でのコミュニティバスの方向性というのについてですけども、コミュニティバスというのは、地域の足の確保とともにですね、地域づくりをしている団体の経済的なバックボーンを支えるような機能もあるかというふうに思っておりますので、市営バスでの運行が困難な利用者が少なくなってきた場合ですね、次の方策としてのコミュニティバスというのは考えていく必要があるかというふうに思います。今斐太線の関係でのコミュニティバス化というものになるかと思いますが、なかなか広いエリアでの運行ということになりますので、難しい面もあるかと思いますが、現在のところ乗合タクシーというもので機能発揮できているのではないかというふうに思っておりますので、コミュニティバス化というものも選択肢にあるんですけども、それよりも乗合タクシーの充実のほうがいいのではないかというのが私の担当としての考えであります。

○副委員長（太田紀己代） 委員長、交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（小嶋正彰） 2款総務費、ほかにありますでしょうか。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと確認なんですけれども、交通安全対策事業の件ですね、免許の返納あるじゃないですか。免許の返納で例えば目が悪くなったとか、体が不自由になってそれで返納したと、そういう方に対する何か補助というか、そういうのはどうなっているんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 一昨年ですかね、宮澤委員からそのような質疑ありまして、制度の検討をさせていただきました。令和2年の4月から、この4月から制度改正しまして、今まで70歳以上が対象だったんですけども、70歳になる前の方でも事情があれば対象とするようなことで変更させていただいております。2名の方がですね、新しい制度で交付をさせていただいたところです。

○委員長（小嶋正彰） 3款民生費……

〔「すみません、委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 先ほど関根委員から質疑のありました交通災害の加入状況であります。今募集しているんですが、今募集しているのではなく、令和2年度分の加入状況であります。令和3年1月末現在で加入率は約61%ということであります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 今61%ということですけども、最近のここ何年間の推移はどんな感じでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、そこまではちょっと資料今手元にないんですが、61%という割合なんですけれども、未成年であったり、高齢者であったりという方が多く入っている状況です。あと大人につきましては、車の保険とかですね、入っておりますので、その辺りで今6割ぐらいの方が加入しているというのは妥当なのかなというように思っております。それらちょっと状況について、推移についてまた後で報告いたします。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 私の常会では、常会で回って一応募集しているんですけど、その辺がなかなか難しくなってきたら、予想としては減っているのかなという気がしてこの中に入れたんですけど、その辺の募集方法というのはどういうほうが多いのか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 募集につきましては、町内会を通じて集金というか、加入の申込みをさせていただいているのが多い状況です。ほとんどそのような状況ですけども、地域によっては配るだけはやりますけれども、あとは個人の方から加入してもらおうといったところもあります。ただ、手数料がですね、町内会に入る部分がありますので、今のところ町内で取り組んでいただいている地区が多いということになります。そのようなやり方の中で61%というのは、結構高い率だというふうに判断しております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、3款民生費、社会福祉協議会助成事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ここの中で権利擁護事業の実施と言われておりまして、法人後見制度というふうな注釈がございまして。ちょっと違うというふうになるとあれなんですけど、成年後見制度というのはあるかと思うんですが、そういったところとの兼ね合いというのはどういうふうにご捉えておられますか。特に施設の中では、いずれかを選択してやるという場合があるかと思っております。その辺も含めてちょっと御説明いただきたいと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

これ一応社会福祉協議会の助成事業ということで、こちらにあるのは当然法人後見ということでお願いしております。市が助成する中で昨年裁判所のほうから一応受けられますよという認定を受けて、今実際には1名の方を

受け入れる準備を進めているところです。成年後見ですか、そこら辺の制度のところまで承知していないんですが、恐らく身内の方のことになるのか、逆にそこら辺は委員さんの意図しているところがちょっと分からない。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） すみません、特別養護老人ホームとか、そういったところの施設内においても、独居の方であったり、本当に完全に親族も近間におられない、あるいは本当におられない方が入所、入居されている場合があるんですね。そういったときに成年後見制度といったところの利用をして、司法書士の方とか、あるいは弁護士の方とかになっていただいている部分があったりするんですが、そこら辺との法人後見制度との兼ね合いというのがどういうふうに考えておられるかなと思ったので、質疑させていただきました。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 実際ですね、今委員おっしゃったとおり、直接個人的に頼んでいる方も当然施設の中ではいますし、ただそういう形だけでなく、どうしても個人ということになると、その人がいなくなってしまうらどうするかとか、そういう問題があるということで、市としては福祉協議会のほうにそういった受任、資格を持ってもらって、協議会全体で例えば誰かがいなくなっても引き継げるというような形で安定した形で、どうしてもそういった後見制度というのは長期にわたるもので、組織で受けてもらうようにということで、今回この協議会の中での助成を行っているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あくまでも社会福祉協議会のみというふうなことなんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 実際今協議会だけじゃなくて、助成制度市のほうで持っておりますので、3人の方が今受けて、そういった後見制度やっておりますので、それはちょっとこの事業とは関係ありませんけど、やっております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、民生委員推薦会。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私も過去に推薦委員会の委員をしていました。民生委員は、任期変わるごとになかなか委員を探すのに苦慮されています。今現在妙高市の民生委員は何人おられますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 83人おります。そのほかに主任児童委員ということで6人います。89人です。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 締切りまでにはきっかり83人は確実に決定されたんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今ほど83人と申し上げましたが、定員的に84人ということで、今現在1名、民生委員さんのほうが欠員となっております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） その欠員の地域は、どなたかが代わって民生委員としての活動していらっしゃるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

具体的には斑尾のほうになるんですが、今支所と、あと地域の役員さん、相談する中でですね、民生委員さんの

果たしている役割というのは何とかやっておられるのかなというところですが、引き続きどなたか適当な方がいれば就任していただけるよう働きかけのほうは行っていきたいと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 民生委員さん、初めてなられる方もいるんですけども、研修会とかはございますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今市内で6つの一応協議会つくっております、月1回程度の定例的な研修会といますか、会合を開く中で、この地区で何か私のところではこういう問題があるとか、こういうふうに対応したとか、情報交換なり、対応方法等情報共有を図ることで、それぞれの資質を高めていくというような形で取り組んでおります。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 当市でなくて市外での研修会もありますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） バス使って研修使っていることがあるんですが、どこまで行っているかちょっと把握していないので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それについて私のほうがちょっと聞いていることありますので。この方は、初めて民生委員になりました。何度かお伺いに行って、子供の扶養家族外れるから駄目だとか、それには関係ないよという形で一生懸命皆さんが声かけてくださって納得してなっただきました。年齢的には72歳ぐらいですか、高齢ですが、なかなか人格的にもいい方になっていただきました。あるとき、ちょうど歩いていたので、珍しくいい格好しているなと思ったので、お伺いしたところ、新潟の県庁まで研修に行ってきたと。今まで出たことないけど、研修会で誰か行ってもらえないかということで、思い切って高速バスで行って、何とか行かれたと。行ったところ研修内容は、こちらでした研修内容とほぼ同じであったと。だったら、わざわざ行ってもなというので、大変だったねというあれしたんですけども、やはり何人行っているか分からなかったんですけども、それぞれ自己紹介みたいなのしたときに結構妙高市からも来ていて、だったら、みんな自分と同じぐらいの年齢だったので、よく来たねという感じで、皆さん、びっくりされたんですけども、そうであつたらみんなまとめて時間に一緒に行くとか、もしくはバス、今の時期コロナ禍ですから、ちょっとあれかも分かりませんが、お一人で行って、行ったら同じ研修内容だった。聞いたら、あっちこっちにみんな妙高市の人もいたとなるとやはり少しまとまって行ったほうが、70代の方、それ以上の方もおられるので、安全面、そしてまた精神的にも軽くなるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今ほどのお話の中で、協議会の中ですとね、お互い連携取りながらそういう体制が取れるよう、またこちらとしても働きかけのほうは行っていきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それと、上町、中町、下町と1つの地域ですが、順番に毎回民生委員が変わられています。

ほかの地域も高齢化かかっていますが、まさに市の中心部、特にお年寄りだけが残っている家庭状況で、3年ぐらい前にも上町の方にお伺いしたら、みんな今までやった人、同じ繰り返して民生委員やっていると、何とかならないかという話も聞いて、以前にも私このお話を委員会でもさせていただきました。地元の上町の中で、職員もいる、中町もいるとなつたら、そういう方が、そんなに人数、件数あるわけでもない上町、中町、下町ですので、そ

う中で職員の採用というか、そういうふうな民生委員となつていただくことはできないのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

以前私のほうで同じようなことでお答えさせていただいたかと思いますが、原理原則から申し上げますと、選考要領の中に、地方公務員の適用を受ける公務員については、原則として選任しないものとなっております。ただ、委員さんおっしゃるとおり、どうしてもやむを得ない場合には、任命権者の承諾書があればということでもだし書がついております。ただ、実際職員も日中の時間にですね、その時間例えば職務専念義務をちょっと外してもらって何かやるとかというのはなかなか現実的にはちょっと難しいところがあるかなと思いますので、従前お答えさせていただいたとおり、何とか地域の中でそういう形にさせていただければありがたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） そんな仕事に影響があるようではいけません、できましたら退職された方とか、またそういった意味でそういう方にも声かけしていただければ幸いですと思いますので、お願いいたします。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、妙高市保護司会。横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 引き続きです。先日小嶋委員長からも保護司会の説明、私も回覧板で見させていただきました。事業所としてもやはりそういう方を仕事に交えて更生させる、そしてまた親代わりとなってやはり面倒見というのは、テレビで見ると同じだなと思って見ていました。また、次の保護司のなり手がいないというような話、私のところまでその話聞きます。兼業していることもあったり、とても人格的に立派な保護司さんには私はとても向いていないと思ひまして、あらゆる判断でお断りしております。なり手不足、今どんな状況かお聞かせください。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

民生委員さんとちょっと共通するようなところがあるかと思いますが、現在の20人中の定員の中で19名確保しております、この4月にまたもう1名入る予定ということで聞いておりますので、何とか定員は確保できているのかなと思いますが、やはりなかなか保護司という仕事というのは保護監察ですとか、よくテレビの中で登場するような、ああいった何か非常に難しいようなイメージもあるのか、危ないとか、いろんな意味もあるのかなと思うんですが、なかなか手が足りないというのが事実ですので、引き続き、今公務員の方が保護司の中では結構多くなっておりますので、さっき委員おっしゃったとおりOBの皆さんのところにもお声がけする中で、定員確保については今後とも努めてまいりたいと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 小嶋委員長さんも保護司さんでおられて、いろいろ活動しております。結構委員の方を見ますと学校の先生が多いんですね。そういう面でやはり適格かと思ひます。私もそういう適格ではないんですけども、そういう適格の方にまたお願いできるような形で説明できるようにしていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） 次、妙高高原ふれあい会館管理事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっとお伺いしたいんですけども、修繕料というのは270万円かかっているんですけども、これって何するんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

主に消防機具のような関係になるんですけども、非常用照明器具交換修繕で140万円、それと非常用階段ということで裏のほうに鉄の階段があるんですが、あれを要は市のほうで引き受けてから塗装等を行っていないということで、避難するにちょっと支障が出つつあるということで、塗装のほうを行うという、この2つで270万円というふうになっております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 非常用の消防のというのは、緑の非常口とか、あと停電のときのとか、主に何なんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

非常用照明ということで、ちょっとなかなか説明しづらいんですけど、こういうような直感型ですかね、こういうような感じのやつで、LED非常用照明器具ということで、普通の蛍光管みたいなものだと思います。

○委員長（小嶋正彰） 議事整理のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて会議を続けます。

環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 先ほど関根委員から質疑のありました交通災害共済の加入率の推移でございます。平成30年度以降3か年ですけれども、61%台と、ここに来て安定した数値となっております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、3款民生費、緊急通報装置設置事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） それでは、午後からですが、よろしくお願ひします。緊急通報設置事業としては、全体に対しての現在の設置数はいかほどですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

昨年の12月末現在で199台となっております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） この事業は、終了したのか、まだ継続しているのか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 継続中ということで、ボタン式からセンサー式に切り替えたということで、利用者からは好評いただいております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 時々ですが、以前にも、最近もそうですけれども、いまだに逆に屋外の放送がよく聞こえないとか、屋外放送がうるさい、それで、よくよく聞いてみると緊急通報装置がついていない方なのです。それで、無料とは思っていない、悪徳業者だと思っているという、そういう方がおられて一生懸命説明するんですけども、もし本当にまだ199台としたら、やはりもうちょっと皆さんに浸透するべき方法は何か考えたほうがよいのではないかと思います。

○委員長（小嶋正彰） 委員、防災無線の話ではないですか。

○横尾委員（横尾祐子） 防災無線です。緊急無線か、間違いましたね。

○委員長（小嶋正彰） 総文の所管です。

○横尾委員（横尾祐子） はい。以上で終わります。

○委員長（小嶋正彰） じゃ、次、高齢者福祉施設整備事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 負担金のケアハウス新井、グループホーム新井建設費とデイサービスセンター朝日整備費、これ何年間負担するんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

詳細は、予算書の322ページに債務負担ということでちょっと載っておりますが、ケアハウス新井、グループホーム新井につきましては、平成16年から令和5年の20年間、デイサービスセンター朝日につきましては、平成17年から令和5年までの19年間というふうになっております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 建設費と整備費、整備費って土地も入っているような気はするんですけど、その違いってどういう違いですか。

○福祉介護課長（岡田雅美） 建設費と……

○関根委員（関根正明） 整備費。朝日のほうが整備費でケアハウス新井のほうが建設費。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えします。

特に違いはないと、建設に係る同じ経費だというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、高齢者冬期生活支援事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは課長、冬期に入居する方なんでしょうけども、今現在とか、今後どれぐらいの人数というふうに予定しているのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、現在冬期入所ということで、それぞれ妙高の里、長沢いきいきホーム、それとひだまり荘、冬期入居者おられますが、妙高の里につきましては1月末時点で入居者9名ですね、トータルか……すみません、12月から3月の間までは5名、長沢につきましても12月から3月まで3名、ひだまり荘は3名ということですので、合わせると今現在で11名ですか、おられます。何名ということ、定員からいきますと、まだまだ余裕がありますので、これから例えば今年のような大雪、そういったことを想定した場合にはもう少し利用者のほうがまた増えてくるのかなということで、多少余裕を持つ中で、こういった施設の利用を今後考えていきたいなというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 主にどの辺から来られているのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

妙高の里ですと、関山、中村新田、樽本、二俣、田口、やっぱりどちらかというと妙高、妙高高原のほうが多くなっております。長沢につきましては、地元の長沢と平丸、ひだまり荘については、新井の上中、上小沢、坂口新田ということでちょっとばらけるような、そういう状況です。

- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 定員の何%ぐらい入っているんですか、これ。
- 委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。
- 福祉介護課長（岡田雅美） すみません、ちょっと後ほど答えさせてください。
- 委員長（小嶋正彰） それでは、障がい者移動支援事業。

関根委員。

- 関根委員（関根正明） 人工透析の現在の患者数は何人でしょうか。
- 福祉介護課長（岡田雅美） 人工透析の……
- 関根委員（関根正明） 助成しているのが何人いるのかでもいいです。
- 福祉介護課長（岡田雅美） 移動支援でしたっけ。
- 関根委員（関根正明） 交通費助成。
- 委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。
- 福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

移動支援の助成数としては、今21名おられます。

- 委員長（小嶋正彰） 関根委員。
- 関根委員（関根正明） そのうちの妙高市と上越市に通っている比率というか、何名、何名なんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。
- 福祉介護課長（岡田雅美） 市内では、けいなん病院だけが対応できるような形になっておりますが、けいなん病院で12人ですので、残り9人が白ということ。
- 委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。
- 福祉介護課長（岡田雅美） では、次、障がい者日常生活支援事業。

横尾委員。

- 横尾委員（横尾祐子） お願いします。ここでまた再度ですが、手話奉仕員養成講座の開催を考えています。どのような開催方法を計画していますか。
- 委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。
- 福祉介護課長（岡田雅美） 手話奉仕員の養成ということでよろしいですか。この事業につきましては、市内のろう協会さんに委託する中で、入門講座、基礎講座、応用講座、それぞれ10名ずつの講座を開く中で、委託料のほう一応130万円ほどで委託させてもらっています。現状でいいますと今4名奉仕員さんいらっしゃいますが、この条例制定を契機にですね、もう少し何とか増やしていきたいなというふうに考えております。
- 委員長（小嶋正彰） 横尾委員。
- 横尾委員（横尾祐子） 分かりました。

それでは次に、経済的理由に成年後見制度として生活が困難な方に対して費用を助成するとありますが、どれくらいの費用を考えていますか。

- 委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。
- 福祉介護課長（岡田雅美） 在宅支援といたしまして一応2万8000円、施設入所者については1万8000円というふう
- に要綱上定められておりますので、そのように対応しております。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 今回市役所の窓口到手話通訳者を配置されるといったところですが、何人くらいでその役

職というか、立ち位置はどういった立場になるのか、お教えいただけますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

まず、人数については、さっきの本会議の際にちょっと御説明させていただきましたが、今1名、市民税務課のほかに消費生活相談員ということでいらっしゃいまして、月曜から金曜まで朝の9時から5時までずっといらっしゃるということで、その方、手話の資格、一番高い手話通訳士という国の認定している資格をお持ちということで、その方に一応対応していただくということで来年度は対応してまいりたいなと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 1名で少ないのかどうかといったところもございしますが、いわゆる障がいをお持ちの方でこういったことができる方っておられるかと思うんですが、そういった方の職域として採用されるとか、そういった計画はないですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 障がい者雇用の割合についてそれぞれ当然市役所に割り当てられているので、その中で対応しておりますが、もしそういった中で適任の方がいらっしゃればと思いますが、この例えば条例制定を契機にこの方かかというところまでは今考えておりません。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） できればそういった方々の働くところも広げて、そして障がいを持っている方がさらにそういう障がいの方に対して、いろんな思いが伝わる通訳ができるかと思っておりますので、その点含めてしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 先ほど申しましたとおり、この奉仕員の育成については、ろう協会の皆さんにお手伝いいただく中でやっておりますので、今後も協力し合いながら、よりよい方向に持っていきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 次、障がい者相談支援事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ここの中で、新たに障害者手帳交付した方に対する相談員の訪問とございますが、この相談員というのはどういった方になるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今現在相談員ということで、市役所の福祉介護課の中に1名と、あと、ほっとランド、ふれあい会館のほうにお一人、2人一応いらっしゃいますが、その相談員と、あと市の職員が基本的には一緒に行くような形で、手帳は持っているけれども、今例えばサービスを使っていないような方がいらっしゃいましたら、区分認定審査を受けるなりして、積極的に利用してくださいということで、回っているところであります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 障がい者の方に何うと、いろんな障がい者団体が出来上がっているかと思うんですが、そういった方々も障害者手帳は持っているけど、そういった方々の団体との兼ね合いがなくて、ひきこもっているとか、あるいはお互いのそういう問題点の解決策のところちょっと不備が起こったりするとか、いろんな話をお聞きするんですが、そういったところまで含めて支援なさるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

今ほどの話は、私も今、昔と違ってなかなかそういった団体に加入してくれる方が少なくなってきていると。その理由としては、今の時代ですので、例えばSNSとか、インターネットですとか、いろんなところから情報がやっぱり自分でも何とか取れてしまう。あと、また団体に入るとどうしても何か役をやったり、集まりがあったりするとちょっとちゅうちょしちゃうという話も聞いております。それぞれの団体で基本的にこういうメリットと言うとちょっとあまりよくないんですが、こういう活動やっていますとか、お互い情報共有しましょうとか、そういった取組を助成していくということで、そういった面では、例えば申請に來られたとき、こういう団体がありますというのは窓口でも紹介はさせてもらっているところですが、どうしても無理やりやったり入れるというのはなかなか難しいところで、そこはちょっと痛しかゆしというところかと思えます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） でも、障がい者の方に対して、いろいろとそういう市として手を差し伸べるということはまたしっかりと続けていただきたいと思えます。次、別のことなんですが、上越圏域の地域活動支援センターとの交流といったところで出されておりますが、今までの実態はどのようでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） すみません、ちょっと後ほど答えさせていただきます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 交流といったところの当事者負担についてもちょっと伺いたかったんですが、今でなく後でも結構です。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、障がい者就労支援施設管理事業。

関根委員。

○関根委員（関根正明） この補助金の部門で学校給食用米粉パンの販売で148万6000円計上されていますけど、これはパンの単価に対する補填なんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） まず、ここで作るに当たって例えば利益が幾らとか、電気代とか、そういう加算したやつから、学校給食会というところから補助金が出るので、その差額分をですね、単価ということで、それ掛けるパンの個数ということで、施設のほうに一応補助金という形で出させてもらっております。差額分を要するに工賃に結びつけているという、そういうところがあります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 要するに作るに当たっての単価の差異を補填しているということですよね。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） そのとおりであります。

○委員長（小嶋正彰） では、次、生活困窮者自立支援事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この中でですね、例えばひきこもりをされていて、ずっと長い年月たってしまった。その方々が高齢化していったというふうな事例というのはあるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業の中で、ひきこもり対策といたしまして、幾つかあるんですが、就労準備カウンセリン

グということで、これは一応就業というような言い方をしていますが、例えば親御さんですね、なかなか人には言えないといいますか、どうしてもうちの子がひきこもっていたりすると人にはなかなか言えないんですけど、そういう相談を受けるということで、産業カウンセラーの人がですね、お話を聞く中で対応している部分と、あと今年はちょっとコロナの関係でできなかったんですが、ひきこもり家族の集いということで、そういった家族の皆さんに集まってもらって、やはりカウンセリングといいますか、相談の場を設けると、そういうような対応を生活困窮者自立支援事業の中では行っております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今高齢化された方がおられるかどうかというところをちょっと聞かせていただいたんですが、例えば40代とか、ひきこもった人が、その親御さんは80代後半、90台に近づいているという方々もおられて、市のほうに相談に来ただけけれども、どうも何かスムーズでなくてというようなこともちょっと伺ったことあるんですね。私の小出雲管内でも結構おられます、そういった方々。そんなところで、ひきこもっている人たちに對して市はどうアプローチされて自立支援につなげていられるようにしようとされて、そしてこの事業を立てられているのかをちょっとお伺いしたいんですが、

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

この件につきまして、なかなかまず発見しづらいという部分が当然あるわけなんですけど、毎年民生委員の皆さんですね、はっきり例えばこのうちはひきこもりとかとなかなか言えないんですけど、ちょっとおかしいとか、何かあれば、役所のほうに連絡いただきたいということで、情報をいただくことにしております。ただ、なかなか正直言うと、例えば親御さんに聞いても、いや、うちの子はひきこもりじゃないとか、なかなか扉を開けてもらうまでやっぱりどうしても時間がかかる。ただ、そういう情報があつてSOSが出れば、うちのほうで積極的にアウトリーチということで、訪問するなりしてですね、何とか対応できるようにはしているところであります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 多分そういった家族の方って、市報とか、そういったところからいろんな情報を得るような形になるんだと思うんですよね。高齢になられると携帯を使って調べたりとかというのは、なかなか面倒くさくて、あるいはちょっと使い方がよく分からないとか、ホームページを見てくれと言われても、なかなかそういう環境ではないという方も結構おられるんですよね。なので、もうちょっと分かりやすく市報のほうにもまたさらにきちっと情報を載せていくような形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 委員おっしゃるとおりで、ちょうどですね、広報の9月号か10月、どっちかだったと思うんですけども、一応カラー刷りでこういった広報のちょっと出させてもらっておりまして、その結果かどうかあれなんですけど、最近先ほどの産業カウンセラーの相談ですね、そこにひきこもりの家族の方とかがお見えになられたようなところもありますので、こういったPRのほうこれからも行っていきたいなと思っております。

○委員長（小嶋正彰） 3款民生費通して何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） それでは、4款衛生費、地域医療体制確保事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 毎年予算当然計上していることなんですけれども、特にこの医師確保対策謝礼ということで2万4000円と出ているけれども、これは医師確保に対するの熱意と、それからどういう働きかけを今しているかと

いうことをお聞きしたいんですけど。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） この2万4000円につきましては、医師確保のための訪問を行っております。その際の手土産ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと市長に聞きたいんですけども、これに対していろいろと随分東京に行ったりとか、いろんなところに行って、医師確保ということでやっているんですけども、最近の傾向はどういう形になっているんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 入村市長。

○市長（入村 明） 現在のところですが、けいなん総合病院の関係になりますけども、いわゆる新潟大学との協定を結ばせていただいたり、いろんなことで、この期間内においては、お医者さんというのの確保は間違いなくできるというふうに思っております。それから、総体的にですね、お医者さん足りないというようなことからですね、継続して医師の確保ということを念頭に置いて動いているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） その中においてね、妙高病院なんですけれども、妙高病院の医師の確保は、今の状況はどういう形、大丈夫なんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

妙高病院の医師の現状でございますが、今のところ常勤医師数については4名ということで、確保されているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） その科は外科ですか、内科、どういう形の配分になっているんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 4名全員が内科でございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 土地柄、外科の必要性、それから検査技師の必要性というのはすごくあると思うんですけども、その辺はどのような状況になっているんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 特にスキー場がございますので、整形外科というのが大切かというふうに思っております。整形外科につきましては、非常勤医師による週5日、月曜日から金曜日までの診察となっておりますし、また冬期間の休日につきましては、妙高病院後援会を通じまして、土・日の医師確保のための取組を行っているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） どこの病院もそうなんですけれども、そこに入院してられる方が仮に亡くなられた場合です、亡くなられた方を家に帰すまでの時間が非常に長いということも聞きます。その辺含めた対応というのは、きちっとしてやっぱり上げなきゃいけない部分だと思うんですけども、医師確保と同時にですね、やっぱり継続性ということも考えてもですね、その辺必要だと思うんですけど、その辺の方向性というのはどのようなになっているんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

亡くなられた後に自宅に帰られるのが遅いということだというふうに理解いたしましたが、ちょっと実態についても私把握しておりませんので、また調査してみたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 最近市内の開業医の閉院が続いております。診療所開設の補助金を設けて努力されていると思いますが、その辺の現状が把握されていたら、お願いします。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

昨年の9月定例会のこの委員会の中でもそのような御質疑いただきまして、非常に私どもとしても危惧しているというお答えをさせていただきました。令和2年度からですね、今委員御質疑の診療所開設の補助金を設けて、関係機関のほうにPRして活動してまいりましたが、今現在の協議の案件とすれば過去2件があったということでございますし、ただそれは開業のほうに至っていないというのが現状でございます。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） このような補助金は、上越とか、糸魚川では実施されていないのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

近隣の市の中では糸魚川市が先行して実施しておりまして、それなりの実績を上げているということから、私どもも参考にさせていただいたということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） けいなん総合病院に対して小児医療の補助といった形で行われていると思いますが、この地であって本当に小児科医師がおられるというのは物すごくありがたいことで、何かあったときにはすぐそこに行けるといった部分、お子さんはどうしても夜間、休日等分け隔てなく急変するものです。そういったところで、そのための助成というか、補助をされているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。その辺の補助はどういった具合でやっておられるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） けいなん総合病院に対する助成と小児科の関係でございますが、妙高市公的病院運営費補助金ということで、令和3年度予算の中では1億1700万ほど計上してございます。その内訳といたしましては、救急告示要件ですとか、あるいは不採算地区要件とかございますが、もう一つ小児医療要件というものがございまして、公的病院であり、小児医療のための専用病床が確保されているということで、基準額としましては1575万円ほどというような内訳になっております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 随分昔の話ですが、ここに病院長としておられたある先生が本当に優秀な小児科医で、千葉のほうから何名か招聘したりとかといったところもありまして、今は新潟大学といったところですが、そういったことを切らさないで、ぜひともこのところを強く続けていけるように事業は推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

厚生連とはですね、けいなん総合病院の運営に関する協定書というのを結んでおまして、昨年更新の時期を迎えましたので、改めて締結をしたところでございます。その中では、けいなん総合病院の内科、外科、整形外科、産婦人科とともに小児科の実施に係る診療体制を維持することということその中には入れているということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、体と心の健康づくり事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） このところで、いのち支える妙高市自殺対策の計画といったところですが、本当に近年、コロナ禍の中で若年層の自殺が増えていると、一般質問の中にもあったかなというふうには思いますが、当市の状況として、こういうところを強化するんだよというふうな事業内容というのはあるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

当市の自殺者数の現状でございますが、毎年10人前後で推移しておまして、令和2年の1月から12月までの暫定数値での自殺者数は10名ございました。当市の現状といたしまして、どちらかという若年層というよりもですね、働き盛りなり高齢の方の自殺者が多いということがございますので、妙高市こころと命のネットワーク会議、これ関係機関の代表の方入っていただいておりますけれども、そのような中でその対策を講じてですね、いろんなPRをしているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 次、生活習慣病予防健診・重症化予防事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この中で、糖尿病性腎症の重症化予防プログラムの実施といったところでは出されておりますが、これは国から出されたプログラムという形でやっておられるのでしょうか、それとも妙高市として、これも含めてといったような事業はあるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 基本はですね、国全体で、糖尿病から始まる腎症というのが非常に大きいということで、国がその基本系を定めたプログラムを基に妙高市でプログラムをつくってですね、令和元年度からだと思っておりますが、実施しているということでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 先ほども透析患者さんのこととか、いろいろ上がってきておりますが、どうしても糖尿病の先に透析があるといった過程であまり減らなくて、透析患者さんが下手をすると増えていってしまうといった部分もあろうかと思っております。そうすると、医療費を圧迫するし、市のほうの予算額も上がると。それをしていけないといけないといったところになろうかと思っております。こういったところで、糖尿病と高血圧の重症化予防保健指導といったところも掲げられておりますが、具体的にどういった指導をなさっておられますでしょうか、あるいはしようと考えておられますでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） お答えいたします。

具体的には健診後の集団的な指導やりますし、その後ですね、特に指導が必要だと思われる方については、地域に入ったり、あるいは個人的な指導入ったりして実施しているところでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 健診から広く拾い上げてきての指導だといったところですが、健診の達成率というか、大

体6割程度を目指していて、当市はそれで大分いいというふうな評価を先般もなさっておられたかなというふうに思うんですが、ここからすると、やはり6割を超えた健診から拾い上げてくるという部分も非常に重要かと思うので、その辺も一歩進めた事業対策をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） おっしゃるとおりでございます、コロナ禍の中ですね、なかなか個人的に訪問して面談というのはかなわない部分もあるんですが、それはそれといたしまして、電話での相談とか、勧奨とかですね、そういったものを通じまして、より健診率が高まるような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） 次、感染症予防対策事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 先般私もちよっといろいろと一般質問させていただいたんですが、ヒトパピローマウイルス、こういったことに対して国のほうでも若年層、対象者に対してのいろんな情報を提供せよといった形でされたかと思いますが、次年度どういった対応、対策を考えておられるか教えていただきたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 昨年の12月議会で質問いただきました。そのときもお答えいたしました、厚生労働省の方針転換によりまして、市のほうもリーフレット等の個別配布を行ったということでございます。効果といたしましては、例年あるいはなかったりですね、2名程度の接種状況であったんですが、昨年は通知後ですね、11月から1月末までの間に7名の方が接種をされました。一定程度の効果があったんだろうなというふうに思っております。今後につきましてもですね、定期接種の時期につきましては、小学6年生から高校1年生となっておりますので、その中で標準的な接種期間を中学1年生の時期に当たるため、中学1年生になる年度の初めに、対象者に対してリーフレットを送付したりしてPRをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 実際ですね、本当にそれに対してすごい危機感を持っているよという方々まだまだ少ないというふうに思うんですね。これは、防ぎ得る病なんだというふうなところも含めて、本当に全員接種できる形をしっかりと取っていただきたいと思ったり、健康保険課だけでなく、いわゆるこども教育課ですか、そういったところとの連動も必要かなと思ったり、その辺についてはいかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） おっしゃるとおり予防できるがんの一つだというふうに言われております。健康保険課だけじゃなくてですね、教育委員会も含めて関係する課で情報共有しながら、対象者の皆さんが正しい判断ができるようにPR活動してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） それでは、2050ゼロカーボン推進事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 2050ゼロカーボン推進事業でございますけれども、これは要するに環境ということですので重要だということは私も理解するんですけども、これに関して私たち、例えば市民はまず何を、市民としてできることって、課長、何でしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 地球温暖化防止であります。地球温暖化防止の一番の原因は、化石燃料を使ってですね、車に乗るだとか、プラスチックを使うだとかということで、二酸化炭素が出て、それが累積してしまうことから、温暖化がどんどん進んでしまうということで、石油、化石燃料を使わないような取組をしていただきたいというこ

とで、例えば車に乗るのを控えて、近所に行くときは歩くとか、自転車に乗るとかということがひとつ必要だと思いますし、プラスチック製品削減ということで、ペットボトルをリサイクルするのもいいんですけど、そもそも使わないようにするということがマイボトル運動をするといったような、身近でできることから進めていただきたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） この妙高市はね、山あり、谷あり、車なくして生活できないところが現状でございます。理想は分かるんだけど、自販機行けばペットボトルいっぱい売っています。それ飲まない、今だってお茶飲飲むのペットボトルです。やっぱりそういう状況の中で、カーボン以外だっってやっぱり環境として我々できることがやっぱりあると思うんです。例えば環境ということになって、ゼロカーボンと同時にやっぱり我々のできることって例えば禁煙するとか、そういうことだっって重要なことですよ、こういうのって、それは違うの。でも、例えば今できる限り、山がこんなたくさんあるところにね、車で移動しなくて歩いて行けと言っただけでできるわけないんだよ、こういうところ。交通網だっって発達していないし。それで、さっきの話じゃないけど。だけど、本当現実そこから一步一步やっていくには、まず何からやっていくかということをも市民に大きく宣言したっって、できることとできないところと私あると思うんですよ。ペットボトルにしてもそうだけど、その辺はどのようにお考えでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 繰り返しになりますけど、地球温暖化というのは化石燃料を使ってCO₂を出す、それがたまってしまいうということで、少しずつでもですね、活動、一人一人がそういう意識を持ってもらうことが大事なんですけれども、プラスチックならプラスチックを減らす。今ほどおっしゃいましたペットボトルなんですけど、ペットボトルでなくて紙パックにするだとか、量を減らすだとか、そういう一步一步取り組んでいただきたいと思えますんで、そういうヒントを市のほうでどんどん出していきないうふうに思います。車のほうもちょっと長期的にはなるんですけど、車の買い替えのときにはですね、ハイブリッドなり電動自動車、今のところ4駆ないから、なかなかこの辺では難しいのは承知しているんですけど、その辺はまた科学の技術、車会社の技術というのも考えられますので、そのとき、そのときでベストの方向を考えていただくということを市民の方に訴えかけていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、生命地域妙高環境会議事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これは、妙高環境会議事業の主な内容というのはどんな事業でしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 予算的には、生命地域妙高環境会議の負担金が予算的には多い事業であります。生命地域妙高環境会議の中で、構成員でありますけれども、それぞれの団体が行う事業、それと妙高市が事務局となって進める事業というのがありまして、その中でですね、来年度行うものとしましては、オオハンゴンソウの駆除であるとか、池の平のスイレン刈りの事業、それともいもり池周辺の整備といったところが来年度予定されているものがあります。

○委員長（小嶋正彰） 次、妙高高原ビジターセンター管理運営事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） このビジターセンターなんだけれども、一部供用開始というのは今年の10月ということの理解でよろしいんですか。

- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 一部供用開始は、今年の10月となります。といいますのは、展示物ですね、来年度環境省が整備することになっておりまして、展示物の工事終わりますのが来年度末ということでありまして、使える部分を借りてですね、一部プレオープンするのが10月ということであります。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 使える部分ってどの辺でしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 展示物のあるところ以外の事務所、それとオープンスペース、学習室ということであります。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） オープンスペースと学習室というのは、これに伴ってビジターセンターの管理運営委託というところがあるんだけど、この委託先はどこでしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 来年度の予定になりますが、6月に管理条例を制定する予定であります。その後指定管理者を選定していくといったことで、9月には指定管理者を決めて、来年度の後半につきましては、指定管理ではありませんので、管理運営委託をしていただくということであります。指定管理者となる団体に運営委託をするんですけども、今のところ決まっておられません。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） この10月からですね、例えば自習室とか、勉強室というんだけど、これは主にどういう人たちをターゲットにしているんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 管理委託する団体にですね、プレオープンということで、簡単な講座であるとかですね、そういうのを想定しています。そのときにその部屋を使ってもらおうということを想定しています。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 簡単な講座とか何かをとというんだけど、その簡単な講座って何の講座をどこに募集するんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 秋の観察会であるとか、冬の動物の観察会であるとか、そういったものの講義場所にもなりますし、工作物というのも考えていければというふうに思っております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） どこに告知するんですか。管理運営する人たちがそういうのを募集する形ですよ。なんですけど、まだそこも決まっていない。9月に募集かけるというんだけど、そういうことに対してどこでやるかということ若干決まっているから、こういうことの発案が出たんじゃないんですか、違うんですか、これ。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） いもり池のビジターセンターは今までも、旧ビジターセンターですね、あったもので、旧ビジターセンターで行っていた講座であるとか、そういうものを同じようにしていただきたいということで、これは発注する私たちの考えということでもあります。もちろんまだ全然相手方も決まっている状態ではないです。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

- 宮澤委員（宮澤一照） 管理運営委託という形なんだけれども、想定するところで管理運営する方を何人ぐらいという形で想定されているんでしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 10月からにつきましてですが、館長、副館長、事務員ということで3人を考えております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） こちらのほうで、その3人で、それでそのところで講座を開くということになった場合の講師とか、またそういう方々の分の予算というのはどこに入るんでしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 来年度につきましては、別の外部講師というのは予算というか、私たちの見積もりの中では予定しておりませんで、館長、副館長、事務職員の中で講座を開くということで想定しております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） ということは、その講座を開くということの事務職員の方がやられるということは、その方はそれなりの見識を持たれた方々を採用するという理解でいいんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 予算計上ではそのように考えております。
- 委員長（小嶋正彰） 関根委員。
- 関根委員（関根正明） いもり池の観光案内所借上料80万6000円とありますが、これが今現状の観光案内所なんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 観光案内所につきましては、ビジターセンターを取り壊してからですね、具体的にはアルペンブリックガーデンというところをお借りしまして、観光案内所を開設しているところであります、それを今年の9月まで借りるという予算計上であります。
- 委員長（小嶋正彰） 関根委員。
- 関根委員（関根正明） それは承知しているんですけど、9月までということで、いもり池の観光案内所管理運営委託料というのは、今DMOですかね。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） まず、観光案内所の借上料ですけれども、一応移転事務というのもありますので、ちょっと多めなんですけど、1か月予定の10月までを予算的には計上させていただいております。いもり池の観光案内所の運営委託につきましては、現在DMOに委託しております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 俺さっき質疑したときには、9月、募集でまだ決まっていないというけども、もうDMOに決まっているんですか、これ。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 今事業委託をしているのは、観光案内所の事業を委託しています。それは、今年度もDMOに委託してあります。来年度の4月から9月までは、まだどこの事業者ということもないですけれども、また委託しますし、今度10月から来年の3月までにつきましては、次年度指定管理者となるべき団体に対して管理委託をしてもらう予定であります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 1300万円というのは、9月に募集するので予算つけているんですよね、これ。来年度の3月とか、5月、違うよね、これ。結局DMOなんでしょう、基本的に。募集とか、DMOがやるんですよね、継続で。だから、今の話がもうずっと出てきているんじゃないんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 来年度のいもり池の周辺の観光案内所につきましては、4月から9月までは委託します。それは、DMOになるかというのはちょっと分かりませんが、継続するという事でDMOが候補に挙がっています。再来年度ですね、4月から本格オープン、ビジターセンターしますので、それに向けて指定管理者を6月以降募集して、9月には決定したいと思っています。4年度指定管理者になる団体が決まりますので、その団体から10月から3月まで準備とかも含めて、講座とかも含めまして委託をするということで、10月以降の団体については全く白紙で選定していくというようなことに、白紙というか、プロポーザル等しながら選定していきたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） そのDMOなんだけれども、DMOがずっと今までもやっていたんだと思うんですよ、観光協会としてね。なんだけれども、今の人材というのがやめる方も3人もやめちゃって、こういう状況の中で果たしてこれができたら本体のほうはどうなの、大丈夫なのというようなこともあるんだけど、これってちゃんとした選定をしているんでしょうかね。仮定のちゃんとした選定でやっぱり人数的なこともあると思うし、いろんなバランスもあると思うんだけれども、その辺を含めたやっぱり審議しなきゃいけないと思うんだけれども、その辺は所管としてどういうふうにお考えです。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 環境生活課でビジターセンターの所管ということになりますので、ビジターセンターはやはり日本全国に売っていくべき施設でありますので、それについてはちゃんと担える団体、人材を選ばなきゃいけないということで、肝に銘じて今後対応していきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ぜひですね、そういう形でやっていただきたいと思いますね、来年度になってくると交流施設もできるということになっているんだから、やっぱり人材がちゃんといるかどうかと、ここすごく重要な部分だと思うんですよ。だから、ビジターセンター造った、じゃ人いないじゃさ、やっぱりどうにもならないんで、幾ら公募するにしても、その辺をきちっと見ないと、それでなくてもやっぱりそういう人というのは大変な、やっぱり出てくるんだから、その辺含めた考え方というのは私は持っていく必要があると思いますよ。もう一度いかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 委員おっしゃるとおり、これから売り出していく施設でありますので、その辺十分注意していきたいと思います。もう一点、すみません、10月以降の講座等の教室ですけれども、先ほど職員だけで対応すると私申し上げましたが、申し訳ありません、有識者なり経験者ということで、30回分というものを計上しております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと聞こえなかったんですけど、30回、何回。

○環境生活課長（岩澤正明） 30回です。

- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） この時期にこれから30回も、週、じゃ何回ぐらいずつやっていくんかね、30回なんて、これね、どうなんでしょう。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 秋、冬ということで、週何回とか、そういうものは想定しないんですが、予算的には30回分の講座のときにですね、講師をしていただくというのを予算計上させていただいております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） 主にその30回、有識者を呼ぶというんだけど、どの辺から呼んでくる予定にしているんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 単価的にはですね、1回当たり3000円ということで、ボランティアで講師的なものをしていただける人、近隣からの指導者というか、説明していただく人というようなことであります。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） だから、例えば1人、この辺に例えばアイラック、その辺にしたって、やっぱりそういうところから呼ばれるにしても、そうやって1人の人がやるのか、それとも何人かいるのか、その辺をお聞きしたいんですけど。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 得意な分野あると思います。1回当たり3000円の30回分というような計上であります。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） ビジターセンター周辺の整備で施設利用者の駐車場というふうになって上がっておりますが、これはあくまでもビジターセンターのことで、いもり池まで含む整備はないというふうに捉えていいんでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 従前からありましたビジターセンターの駐車場を新たに整備するというものであります。結果的には、いもり池を散策する方も利用するということになるかと思えます。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 皆さんも行かれればすごく分かるかと思うんですけど、いもり池に入る一番最初のところ、路肩といいますか、あそこにたくさん駐車されておられるんですね。あそこが駐車場としての範疇であるのかどうか、どう認識されておられますか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） すみません、よく承知してはいない、駐車されているのは見ますけれども、それが道路の路肩なのかどうかというのはちょっと承知していないんですが、そこは駐車場として市では整備していないというふうに私のほうでは考えています。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） やはり自然環境のところ非常にいい場所でお客さんもたくさん来られる、つついそこに留められる方、県外の方も結構おられます。そこでニアミスも起こる、S字カーブなんですよね。なので、そういったことも含めまして考えての駐車場の整備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 今回の駐車場整備につきましては、いもり池、ビジターセンターということで、道路沿

いというか、S字のところですね、そこの駐車場まではちょっと私のところでは今考える分野じゃないのかなというふうに思いますが、交通安全につきましては気をつけるようにしなければいけないというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 確かに今回の整備事業の中では違うんだというところですが、あそこは含めての観光地であるといったところで、来られる方はビジターセンターだからとか、いもり池だからってそういうふうに区別はされておられないと思うんですね。そういったところも訪れる方にも優しい、そういう環境づくりも必要かと考えます。これは、回答は結構ですが、それなりに今後事業の中に組み入れてやっていただければと思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、経塚斎場維持管理事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 経塚斎場のところですが、休憩室がある部分って御存じかと思うんですけども、その部分は非常に高齢者には利用しにくい形なんですね。ずっとあのままの動きでいるのであれば、少しずつその整備事業の中に改装とか、修理とかを入れていただけるといいかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 経塚斎場正面向かって左側の休憩室のことだというふうに思っています。そこは、やはり和室ということになっていますので、御高齢の方、上がりづらいのかなと思います。現時点での対応なんですけれども、ちょっと使いづらいこともあるかと思うんですけども、奥のほうにですね、セレモニー部分がありますので、そちらのほうでですね、椅子に座ってお待ちになるということもできるようにという話はさせていただいているところであります。今後の整備ですけども、今のところですね、急なというか、近々改修のほう予定はしていないんですけども、そのようなバリアフリーの観点というのは、やはりちょっと施設が古いもので、ないかと思うので、その辺ちょっと考えていきたいというふうに思っています。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あそこは、特にですね、トイレが使いにくいんですよ、本当に。そういったところも含めましてですね、いろいろと費用、使用料とか、いろんな形でアップされておられるところもあるし、少しずつでもそのところの改修、ぜひともやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） トイレについては、和式から洋式のほうに、組合から市のほうに来るときにですね、修繕してもらって受け入れたというようなことがあります。和式から洋式に変えただけでありますので、ちょっと狭い部分もあるかと思えますので、その辺改修のときにはまた考えていきたいというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 次、霊園維持管理事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） ちょっと質疑させてもらいたいんですけども、まず霊園管理業務委託料というのはこれはどこに発注しているんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） これは、シルバー人材センターに委託しております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 次に、合葬墓・納骨堂建設工事設計業務委託料ということで210万円、業務委託ということなんですけど、これはどういう形でやっていくんでしょう。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、ちょっと1点訂正させていただきます。先ほどシルバー人材センターと申し上げましたが、陣場霊園についてはシルバー人材センターでありまして、もう一つ市の霊園であります杉野沢霊園につきましては、杉野沢霊園管理会というものを地元でつくっておまして、そこに委託させていただいております。

次、建設工事の設計委託料業務であります。昨今です、墓の継承問題が全国的な課題となっております。市の議会の中でも新たな形態というようなことを質疑されておったところでもあります。妙高市でもですね、承継が不要な形態の墓の整備を進めていきたいということで、合葬墓、それと納骨堂を整備したいというふうに思っております。その場所につきましては、陣場霊園ということで想定をしているところでもあります。その設計委託料を今回計上させていただいたものであります。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これ議会でもですね、何人かにですね、天野さんもそうだし、八木さんもそうだったけれども、これ質疑していると思うんですね。その際には、やっぱりほかのお寺でもそういうことをやられてきているんだからという回答だったかと思うんだけど、今回これをやるという方向になったきっかけというのは、どうして急にこういうのが出てきたんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 議会等の答弁の中で、お寺等であると言いましたのは、通常やっております区画の使用賃貸のほうですね、については市のほうでも陣場霊園、杉野沢霊園でも区画ごとに造りまして、使用賃貸のほうさせていただいています。それも今全て貸し切ったところでもあります。ただ、新たにそのような区画のものを整備するかどうかということにつきましては、民間というか、お寺さんとかですね、まだ市内のほう調べますと、二、三年前ですね、調べたところだと400区画ぐらいあります。ですので、市のほうでは新たな区画についてはちょっと必要ないんじゃないかと。それよりも墓じまいとか、跡取りというか、お墓を継承する心配がないといったものを整備するのが今度行政の役目ではないかというようなことで課題となってきましたので、その検討をしてみました。今年度検討した結果、来年度設計をして、再来年度建設したいというようなことで、今回設計の委託を計上したということです。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今に始まったことじゃなくてね、墓じまいというのはどこでも今、お寺だってやっぱりすごく悩んでいることだと思うんです。これからどうやって守っていくかということがやっぱり今求められているときで、これからお墓造って自分の子供たちがこの墓守ってくれるのかという、そういう人たくさんいらっしゃる。だから、それは今に始まったことじゃなくて、何年も前からそれがある。だからこそ質疑もあったと思うんです。だから、そういう意味合いの中で今回これをやるということは、私はこれ正直いいことだと思いますよ。でも、やっぱりこの間ね、何回もそういう質疑を議員もしていたという経緯もあります。なんで、その辺含めてもそこはやっぱりある程度ちゃんと報告しておいてあげたほうが親切というもんじゃないかなと私は思いますよね。2回か3回ぐらいこういう質疑あったんじゃないかな、委員会でも、多分、ちょっと忘れちゃったけども。だから、やっぱりそれだけ数年にわたってこれというのは現状すごく問題点のある、やっぱり問題意識があった懸案だと思うんですよ。だから、それを何げにこの予算書の中にぽつんとかやって入っていれば見落とす人も結構いらっしゃると思うんですね。だから、その辺含めても、やっぱりちゃんとここは言うてあげるべきだというふうに思いますが、その辺の見解はいかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

- 環境生活課長（岩澤正明） 議員さんの、委員さんの質疑なり要望等あったというようなことで今回検討させていただいたということで、やっとなんか言い方悪いですけども、動き始めたところです。ただ心配された委員さん、議員さんにもっと丁寧な説明というか、こうなりましたというようなことをしておけばよかったというふうに今思っていますので、遅いんですけども、また資料のほうを提供させていただきたいと思います。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） ちなみに、納骨堂もそうなんだけど、どれぐらいの規模を御予定されておりますか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 規模的には、建築面積47平米ほどでありまして、延べ床面積35平米というようなことであります。すみません、ちょっと間違えました。すみません、今ほど申し上げたのは参考にした場所の面積でありまして、申し訳ありません。これは、これからまた設定するものですけども、納骨堂につきましては300体ほどのもの、合葬墓につきましては2000体が収容できるものを今想定しております。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） これは、陣場霊園のほうだというんだけど、例えば杉野沢とか、あの辺というのは、やっぱりそういうのの要望とか、そういうのはあるもんなんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 杉野沢の辺りで設置してくださいというようなことはありませんでした。何で陣場霊園に設置したかというところで、区画が1111か所ぐらいありますので、墓じまいというよりも、そこが妙高市の中の今霊園ということで定着しているというようなことを、それとスペースがですね、少しありますので、そこが利用できるかというようなことであります。
- 委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。
- 宮澤委員（宮澤一照） これは、市内の方だったら誰でも希望があれば、地区にとらわれずに入られるというふうな理解でいいんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 妙高市民の霊園でありますので、全然問題なく、妙高市民の霊園として整備するものがあります。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 陣場霊園のところの周辺の整備なんですけど、あくまでも整備をするのは陣場霊園内だけであって、その周辺、周りの道路を含む、その部分の整備というのは含まれていないんでしょうか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。
- 環境生活課長（岩澤正明） 合葬墓、納骨堂の建設でありまして、周辺整備というのは、今のところ予定はしていません。
- 委員長（小嶋正彰） 太田委員。
- 太田委員（太田紀己代） 逆にちょっとお伺いしたいんですけど、まず陣場霊園を造られるときに、あそこの土地を代替地も含めてそういったことをやった人たちがおられます。私もその中の一人なんですけど、その周辺、きちっと整備しますよと、ぐるりと、そこも草の整備もきちっとしますよというふうな話であったのに、最近全くされていない、殊に裏側のほうが、といったところで苦情のような話が私のほうに届いておりますが、その辺は、例えばちょっとでも残っていた場所、個人的なものがあればそこは一切なさないというふうに捉えていいんですか。
- 委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、その経緯まではちょっと承知しておりませんが、残地ですね、残っていたものの管理どうするのかと、整備、維持管理ですね、草刈りまでするのかどうかというのはちょっと承知していないんですけども、その辺またちょっと調べてみたいと思いますし、自分のところだけきっちりやっていたらいいというもんでもないと思いますので、そこも含めてですね、景観的に配慮しなきゃいけなかったり、するものもあると思いますので、その辺は柔軟に対応したりしていきたいと思いますので、またお話を聞かせていただければというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） では、次、生活環境保全事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 次、鳥獣対策事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） お願いいたします。鳥獣対策事業ということで、国内で他市において、イノシシがわなにかかって、捕獲しようとしたときに、逆に襲われて貴い命を失ったという死亡事故例もあり、国では麻酔捕獲の実施ということで、当市も新事業として取り上げていただいております。今現在鳥獣捕獲、銃、わな、鉄砲の免許を持っている方は何人おられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） それは、妙高市民の方……市民、市役所。

○横尾委員（横尾祐子） 市民で。

○環境生活課長（岩澤正明） お答えいたします。

狩猟免許を取っていらっしゃる方というのはいらっしゃるかと思いますけれども、その中で個人で取られる方もいらっしゃいますので、全てを把握するわけにはいかないんですが、市が有害鳥獣の捕獲のための自治体というものを組織しています。猟友会の方から推薦いただいて、ほとんど全ての方なんですけれども、その数からしますとですね、狩猟免許持っている方は34名であります。もう少しそのほかにですね、個人的に取られている方はいらっしゃるかと思います、銃の免許を持っていらっしゃる方、そのうち33名、わなの免許を持っていらっしゃる方は、重なるんですけども、20人前後というようなことであります。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） これでお聞きしたいんですが、34名の方が、またほかの20名も重なっている方おられるわけなんですけども、狩猟に定期的に行くには、班でチームとなって捕獲というか、駆除対策に行かれるわけでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 単独で行かれる方もいらっしゃいますし、チームを組んで行く方もいらっしゃいます。

チームを組めばですね、片方から追って鳥獣のほうを移動させて、待っている部隊が捕獲するといったようなこともありますので、チームで行くのが有効だというふうに思っていますが、必ずチームで行かなければいけないというものではございません。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 昨日、おととのニュースかと思いますが、やはり猟銃での事故がありまして、貴い命、亡くなったのをニュースで聞きました。職員の方にも免許を持っている人ということで前聞いたことあるんですけども、今現在職員で免許を持っておられる方は何人おられますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 今担当している部署で確認した数ということになりますけれども、環境生活課、農林課、

両支所です、銃の免許、私1人なんですけれども、わなの免許につきましては、私のほか4名の職員が取っております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 時々私の同級生に猟友会に入っている方がおられまして、よく聞く話なんですけども、最近は何か猟銃で撃つと、私はよく分からないんですけども、尻尾だけ持ってこいと言われて、すごく残念な思いして、獲物を持ってきたほうがいいのか分かりません。ジビエにしたいためにするのか分からないけど、尻尾だけ持ってくるんだというんですけど、どうして尻尾だけ持ってくるのか、その点お聞きします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 有害鳥獣捕獲をした際にはですね、捕獲報酬というものが出ております。その証拠のために写真を撮ってもらったり、何回も何回も申請をしないように、証拠として尻尾を持ってくるというような決まりに、全国的なものなんですけれども、決まりになっているんですが、そのことをおっしゃっているんだというふうに思います。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 分かりました。その中で、今課長が銃の免許持っているんですね。そこで、私は決してお勧めしないんですけども、猟友会の方は、ぜひ課長にも一緒に現場に出てほしいと。私は、それを、ちょっとそれは無理かなと思っているんですけども、命もありますし、その点は、安全なところまで行って、いつもやっている人は奥に入っていた方がいいのですが、気持ちがありましたら、本当に勧めませんが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） ちょっと信用がないのかなという気はするんですが、今年ですね、冬ちょっと私の話で申し訳ないんですけども、やっぱり現場を知っておいたほうがいいということで、専門員の方と一緒にですね、日曜日半日狩猟のほう行ったり、個人的にも2回ですかね、山のほうに入ってみました。その感想をここで披露するのも申し訳ないんですけども、やはり素人の者が捕獲するのはなかなか難しいので、やっぱりベテランの方と一緒に行って、習いながら経験を積んでいかなきゃいけないなというふうに思いました。それと、冬の捕獲はやっぱり雪があって獲りやすい反面、かんじき履いて行ったり、スノーシュー履いて行ったりするんですけども、それは非常に重労働で、なかなか趣味というか、仕事というか、頼まれてやるには非常に重労働で大変な仕事だなというところ、鳥獣自治体の方にはちょっと感謝申し上げるというような気持ちになったところです。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） その気持ちを私もお伝えしておきますし、また本当に私としてはこうやって課長が心身ともにいつまでも健康でいて、自分たちの仕事をやっている方のためにトップに立っていただいていたほうがいいので、お勧めはしませんが、その気持ちだけは伝えておきます。

それで、次、免許の保持者について予算が67万7000円ついてます。今年の免許保持者はどのような推移だと思っているか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 有害鳥獣捕獲につきましては、やはり裾野を広げる必要があるかというふうに思います。それで、先ほど申し上げましたが、やっぱり経験年数も必要でありますので、若い人から若いうちから取っていただきたいというようなことで補助制度を設けたというところでもあります。令和2年度の実績でございますけれども、わな免許の取得者4名、それと銃の免許、それと銃の取得、1名ということになります。銃の取った方につま

ては、わなと一緒に取っております。実質4人の方が狩猟免許を取られたということでもあります。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 昨年は、雪がなくて春の山菜採りには山の道とか、中は穴だらけで、いかにイノシシが根っこを食べたり、芋を食べたりして大変だったなと思いますし、今年は逆に雪があり過ぎて、春先になったころにはまた鳥獣も出てきますので、そういった方々にはくれぐれも気をつけて行動していただくように指導していただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（小嶋正彰） 議事整理のため、2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○委員長（小嶋正彰） 休憩を解いて会議を続けます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 先ほどの御質疑について後ほどお答えしますということでお答えさせていただきます。

まず、冬期の入居者の割合であります。まず妙高の里、定員12に対しまして5名が入居しているということで41.7%、長沢いきいきホームにつきましては、定員6に対しまして3人入居しているということで50%、ひだまり荘につきましては、定員3に対して3人ということで100%となっております。

もう一点、上越圏域への地域活動センターとの交流ですが、中身につきましては、当市の利用者、職員が糸魚川、上越市の地域活動センターを訪問視察してどのような取組をしているか参考にすると、あとその場でお茶会といえますか、交流ということで、そういう取組を行っているということですので、御報告させていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（小嶋正彰） それでは、ごみ減量・リサイクル推進事業。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） すみません、最初に、外国語版ごみの出し方カレンダーというんですけど、主にこれほどに、どの地域に配る御予定でしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 外国語版ごみの出し方カレンダーの作成謝金を盛ってあるわけですが、どこに配るというわけではなくてですね、希望あったときに配布できるようにということでありまして、中国語、ハングル語、タガログ語、英語に加えまして、来年度はベトナム語、今年も作っているんですけど、ベトナム語の作成をいたします。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 希望があったらといったって、知らなきゃもらいに来ないと思うんですよ。ある程度やっぱりそういうのは告知しないといけないと思うんですけども、主にどこで告知をする御予定ですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 希望のあるというか、まず企業のところでですね、外国人の方雇っていらっしゃる方いますので、企業の方に配る。それと、外国人の方の交流協会とかありますので、その協会を通じた中で配布するといったようなことを考えております。

○委員長（小嶋正彰） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あと、ごみの減量ということなんですけれどもね、それに対する先日から言っている生ごみの2回、3回というのがあったんですけど、ぜひアンケートって、この辺どうなっていますか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 2年度、今年度ですね、ごみの分別収集に関するアンケート調査実施しております。それで、現在検討している段階というようなことなんですけれども、今国でもプラスチックごみの収集、今まで容器包装プラスチックと、製品としてのプラスチック、どのように集めるか、法律が制定される予定になっています。それと併せて来年度検討していきたいと思います。方向としてはですね、ごみの減量の観点から収集回数は少なくしなければいけないのではないかというような思いではあります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 資源物再商品化委託料という、主にどういうものを再資源化しているんですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 容器包装のプラスチックになりますけれども、容器包装のプラスチック集めますが、それについては、2つ委託料が発生しております、今ほど質疑のありました資源物再商品化委託料12万4000円と、その次にあります資源物選別・圧縮・保管委託料556万6000円というようなことであります。容器包装のプラスチックをまた処理ルートに乗せるためには、2番目に申しあげました資源物選別、圧縮等、固める作業というようなものも必要となりますし、質疑のありました資源物再商品化委託料につきましては、委託先というようなことで日本容器包装リサイクル協会に市町村の出します容器包装の1%分なりの計算でですね、委託料というものが発生しておるといふようなところであります。どのような資源ということであると、容器包装のプラスチックというふうなことであります。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） ということは、委託料とこちらの資源物選別・圧縮・保管委託料との合計がこれを再資源化するのにかかっているということでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 容器包装のプラスチックにつきましては、そのような費用がかかっているというところで理解して下さって結構です。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ごみの減量、資源化の促進といったところで書かれております入れ歯についてですが、これはどんな形での再資源化になっているのか、あるいはそれがある程度の量があって、しっかりと資源化されているのかについてお伺いします。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 入れ歯につきましては、拠点回収ということで、市役所であるとか、支所であるとかというところで回収しておりますが、リサイクルの方法としましては、専門業者が金属部分を取り出して再生しているということでもあります。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） これを回収してそういうふうな資源化できるということは非常にいいことだと思うんですが、本当に資源化のための分が集まっているのか、あるいは完全に入れ歯とかというんじゃなくて、鉄分というか、鉄成分というか、そういったもので使われているんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） すみません、処理量とかですね、細かい部分ちょっと分かりませんので、今調べてですね、後ほど回答したいと思います。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あと電池に関しては、アルカリ電池とか、そういうのは、マンガンとか、回収していただいているんですが、ボタン電池回収について市はやはり検討は、これはあまり意味がないというふうにお考えなのか、されておられないかと思うんですが、それについていかがですか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 市でリサイクルするものとしなないものもあるわけですが、ボタン電池につきましては、販売事業者のほうで回収していただくというようなことで考えておるものです。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） ボタン電池回収して下さっているところが非常に少ないんですね。でき得れば回収先、カレンダーのほうに書かれていたりしますが、あれ、本当にちょっと燃えるごみや何かに混じってしまったらすると爆発するとかというふうなことも聞いております。そういった意味で、本当にボタン電池、ちっちゃいのも結構あるし、いろんな子供のおもちゃにも随分入っているんですね。使われています。そういったところで、安全に回収していただけるような場所をでき得れば想定していただきたいし、市としても考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 全て市が回収しなきゃいけないかというところではないというふうに思います。販売業者であるとか、そのものが作った責任、販売した責任で回収するというのが、そういう考え方も必要かというふうに思います。特にボタン電池であれば、その再生の可能性からして、販売店から元の製造業者に戻したほうがいいのではないかなというところで今まで対応してきたというふうに考えています。安全面とかですね、そういう面につきまして、ちょっと考えなければいけない部分もあるかと思いますが、その辺は検討してみたいと思います。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、焼却施設管理運営事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） それでは、4款衛生費全体を通してありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） それでは、8款土木費、除雪対策事業。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 雪国妙高住まいの克雪対策推進事業。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） この前もですね、市の総括の中でも話があったかというふうに思うんですが、落下式の屋根でなく、普通のところに太陽光パネルとか、そういったものを取り付けたりといった部分もあろうかと思いますが、そういった部分も含めてですね、融雪工事とかというやり方というのはあるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 屋根の克雪化のほうは、雪国妙高住まいの克雪対策推進事業ということで、屋根雪に対してですね、個人負担を減らすために、融雪式、それから落雪式、耐雪式の屋根に改修するものについては、工事費の一部を補助するというようになっております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今期非常に雪が降りました。といったところで、融雪式、落雪式のそういう改修工事を希望される方も多いかと思いますが、その辺の把握というのは市のほうではどのようにされるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） この事業の予算化を図るに当たりまして、市内の主なやはり事業者の方にヒアリングを行いまして、そういった屋根雪の改修を希望される方がどのくらいあるかという調査を行った上で、今まで住まいのリフォーム工事のほうでも屋根の改修工事というのはやっておりますので、屋根の克雪化は比較的屋根工事の改修の中でも大きな工事になるんですが、数件今までであったという実績を含めて予算化して件数を算出しているものでございます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） あと屋根の雪下ろし安全対策工事でアンカー等の質疑も先般出ておりましたけれども、一気にどかんと降っちゃう場合に、例えばそのアンカーのところまで行くまでの安全対策とか、いろんなところがそれぞれの家庭の屋根によって違うかと思うんですが、その辺の万全な安全対策のアンカーといった形で市は想定してこの事業を行うというふうにされたんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 屋根の命綱のアンカー固定については、いろんなタイプが出ております。やはり動きやすいように胸の一番高い部分につけるタイプのもので、今委員さんおっしゃられましたように、転げ落ちないように、屋根の下のほうにつけるタイプと、幾つかのタイプが出ておりますので、住宅の形状に合わせて事業者さんなりに御相談されるとともに、私どもも今度補助事業を設けましたので、建設課の窓口でもそういったものについてきちんとアドバイスできるような体制をつくってまいりたいと考えています。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 殊に高齢になり屋根に上がれないといった部分もあろうかと思えますし、住宅改修、そこまでしてでなくて、今やっぱり落雪とか、そういう形じゃなくて、雪下ろしをほかの人に頼んで安全にやっていただくといったところでは、こういった取付けは非常に大事かと思えますが、高床式であったりする場合に、アンカーをつけることによって、例えばシルバー人材センターの方がそこに行って作業するという、そういったことはできるような想定でいるんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 今回法的な制限を受けるのは、御自身で御自宅の屋根の雪を下ろす場合というのは、現段階では法的な規制の中には入ってまいりません。やはり業者さんなり、そういった方に頼んで請負というような形の中で屋根雪下ろしをする場合に、そういった作業員の方が命綱を着用して屋根雪下ろしに従事しなければいけないということになってまいります。ですから、シルバー人材センターさんもそういった請負というか、金銭が発生してですね、屋根雪下ろしを行う場合には、やはり最低限の安全対策というのが求められると考えられますので、今言った高床とか、そういったものにかかわらず、法の中では2メートルとか、6メートルとかといったメートルの制限もかけられておりますので、そういった高齢者のお宅で人に頼んで雪下ろしをされる場合には、そういった固定アンカーの設置が必要になってくるというふうを考えております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） これの補助対象で個人住宅の居住部分と限定されていますけれども、例えば店舗併用住宅とか、そういう場合はどういうふうな考えになっているんでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 店舗部分と住宅部分で面積案分させていただいて、対象工事費を算出した上で補助対象費を算出する形となります。

○委員長（小嶋正彰） それでは、次、都市公園整備事業。

横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） よろしくお願いいいたします。購入費用として3120万円、どのような整備を考えているのかお伺いいたします。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 都市公園整備事業の中で今回費用に上げておりますのは、新井総合公園の整備事業になります。このうち、来年度は用地取得と、それから物件補償ということになります。令和4年度から令和8年度にかけては、整備工事ということをご予定しております。含まれていきますのがミニサッカー場の整備とか、グラウンドゴルフ、それから遊具広場、あとは東屋とか、駐車場といったものが整備される予定になっております。

○委員長（小嶋正彰） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） コロナ禍ということで、先にいろいろ外で活動できる施設ができるというのは市民にとっては大変うれしいことだと思います。本当にそういった意味では3100万円というのは市民にとってはありがたい工事だと思っております。

続きまして、経塚山公園の老木の枝落としということですが、昨日私見てきたところ、老木のほか、いろんな木々が枝落とししなくてもほとんど落ちておりました。それでまた、さくら園のほうに大きなこれくらいの木が根元近くから倒れていまして、もうちょっとするとその木全体が道路に落ちるような格好になっていますので、それは大至急直していただきたいと思っております。枝落としというか、まだ少し雪がありますが、桜の咲くまでには多分大がかりな人材を使って片づけないといけないと思っております、その点お願いいいたします。

以上です。

○委員長（小嶋正彰） では、都市公園・水辺公園等管理事業、
太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 松山水辺の公園のところなんですけど、私もため池というか、あそこの周辺の草刈りを参加させてもらっているんですけども、あそこですすね、岩というか、石というか、大きな塊があって、あれが本当に公園としてその石が置かれているのか。ある意味掃除するときに非常に邪魔になって、草刈り機もなかなか使えないといったところではあるんですけど、あそこは整備何かされるんでしょうか。大きな岩がごろごろとたくさんあります。

○委員長（小嶋正彰） 農林課だ、それは。

○太田委員（太田紀己代） 農林課ですか、残念ですね。

○委員長（小嶋正彰） 貯水池の周りの公園。

○太田委員（太田紀己代） 向こう側はあれだけど、こっち側は違うんだ。

○委員長（小嶋正彰） 川1本で補助のもらっている元が違うんです。そういうことで管理が全然別になっちゃう。じゃ、明日農林課、誰かそこに行って委員外のあれで質疑すればいい。

それでは、8款土木費、それから11款の災害復旧費含めて、ほかにありますか。

宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 建設課長、道路管理事業で今消雪パイプあって段差になって、そこが陥没する事例がやっぱりあるらしいんですよ。2メートルどんと陥没しちゃうとか、当然砂で洗われちゃっているんだらうな、あれ。そういうのをやっぱりちょっとある程度調査すべきじゃないかなと思うんですけど、その辺のお考えはあります、将来的。

○委員長（小嶋正彰） 建設課長。

○建設課長（渡部雅一） 道路の陥没箇所については、年間を通じて道路パトロールをしたり、道路モニターの方から情報を得たりして調査しております。それと、調査委託にもかけるという予定にしておりますが、今言われたのは、消雪パイプが稼働している時期というお話になるということ……

○宮澤委員（宮澤一照） 冬期間でね。

○建設課長（渡部雅一） 冬場の陥没については、なかなか雪があると応急的な処置しかできない場合が多いという点が1つ難点がございますので、そういった箇所については、陥没箇所をチェックしておいて、できる限り応急的な処置をした上で、雪が解けた段階でさらに調査をして本復旧を図るなりの形を取っていきたいというふうには考えております。

○委員長（小嶋正彰） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 歳入のほう質疑ありませんか。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 歳入のほうの18款の2項2目の物品売払収入の中の有価物売払収入の内訳というか、大体どういうものが、アルミが主かもしれないですけど。

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 令和元年の実績でございますが、売払収入、一番多いものから申し上げます……量にもよるんですけども、金額で一番多いのはアルミであります。440万円ほどです。あと鉄くず420万円。そのほか鉄ということで、主にはアルミ、鉄くずということの中のアルミが一番大きい金額となっております。

○委員長（小嶋正彰） ほかいいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） 先ほどの入れ歯の関係でございます。回収量につきましては2キロということでありまして。量としてはそんなに多くないかと思えます。入れ歯、義歯の鉄の部分ですね、もったいないというようなことでマッチングの観点から行政が入ったのではないかな、当初は、思えます。ただその量ですね、回収業者のほうからですね、数字もらったりして公表することがリサイクルにつながるのじゃないかと思えますので、その辺回収ボックスに表示するとかですね、ホームページとかで周知するというのが必要かなと、今そういうふうに思いましたので、留意していきたいと思えます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 今の入れ歯の件ですが、下手をするとそのまま斎場のほうにという場合もありますので、その辺も含めましてですね、情報を提供されるとよろしいかなというふうには思えます。あちらの斎場のほうでもそれが入ることによって非常に大きなリスクがあるというふうにも聞いておりますので、それも併せてお願いできればと思います。

○委員長（小嶋正彰） ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第2号 令和3年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号のうち当委員会所管事項は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書特8、9ページをお開きください。1款1項の国民健康保険税は、県が示した国民健康保険事業費納付金を基に令和3年度の被保険者数や所得等の推計により計上したもので、医療給付費分と後期高齢者支援分は被保険者全員から、また介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者から納付していただくものであります。

なお、下段の同2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度の廃止により滞納繰越分のみ計上しております。

特10、11ページをお開きください。上段の3款1項1目の保険給付費等交付金は、広域化により県から交付される補助金であり、普通交付金は保険給付費、特別交付金は保険者努力支援制度等の交付金について見込額を計上しております。

中段の5款1項1目一般会計繰入金は、繰出し基準に基づいた保険基盤安定繰入金及び事務費、出産育児一時金補助等に係る一般会計からの法定繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。特14、15ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費は、職員人件費、事務費等であります。

特16、17ページをお開きください。中段の1款2項1目賦課徴収費は、制度改正に係るシステム改修委託の経費を新たに計上しております。

下段から特18、19ページにかけての2款1項療養諸費は、療養給付費等として県国民健康保険団体連合会に支出するものであります。

特20、21ページをお開きください。下段から特22、23ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は、国保財政の運営主体を担う県に対する拠出金として支出するものであります。

中段の4款1項1目特定健康診査等事業費は、医療保険者に義務づけられた特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たり、必要となる検診機関への委託料及び事務費等の経費であります。

特24、25ページをお開きください。中段の4款2項1目疾病予防費は、国保加入者の人間ドックの受診費用に対

する助成及びレセプト点検に関する経費であります。

以上、議案第3号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第3号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第3号 令和3年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特40、41ページをお開きください。上段1款1項1目1節現年度分は、被保険者から納付していただく保険料で、運営主体である県広域連合から提示されたものを基に計上したものであります。保険料率は、2年に1回見直しされますが、令和3年度は改定後2年目の年となるため、令和2年度と同様の保険料率となります。現年度分は、被保険者数の減少が見込まれることなどを反映し、3億1011万3000円を計上いたしました。

次に、中段の3款1項1目1節保険基盤安定繰入金は、低所得者等に係る保険料の軽減分に対する一般会計からの繰入金であります。

その下2節事務費繰入金は、制度の運営に係る人件費と事務費に対する一般会計からの繰入金であります。

特42、43ページをお開きください。中段の5款4項1目1節のうち特別対策補助金は、人間ドック受診費用の一部助成と低栄養防止、重症化予防等の推進に対する県広域連合からの補助金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。特44、45ページをお開きください。上段の1款1項1目一般管理費は、人間ドック受診費用の一部助成と低栄養防止、重症化予防等の推進に係る経費のほか、職員の人件費であります。

特46、47ページをお開きください。上段の2款1項1目広域連合納付金は、歳出の大半を占めており、こちらは納付いただいた保険料や県と市が負担している低所得者等に係る保険料軽減分を県広域連合へ納付するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第4号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第4号 令和3年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ただいま議案となりました議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特72、73ページをお開きください。1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

下段の3款2項4目の保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組の推進に対する交付金であります。

5目の介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくり等に資する市町村の取組に対する交付金であり、どちらも地域支援事業に充当するものであります。

同じく3款の残りの国庫支出金から次のページの7款繰入金につきましては、介護給付費や介護予防・日常生活支援総合事業などに係る国・県・市のルール分の負担金、交付金、一般会計繰入金などを計上しております。

次に、歳出について申し上げます。特78、79ページをお開きください。1款総務費では、一般管理費として、介護保険事業に必要な事務経費のほか、次ページ中段の介護認定審査会費や認定調査費を計上しております。

特82、83ページをお開きください。2款1項1目在宅サービス給付費は、要介護認定者が利用する訪問介護や通所介護、短期入所生活介護など居宅サービスに係る保険給付費であります。

下段2目施設サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の施設サービスに係る保険給付費であります。

特84、85ページ、中段の3目地域密着型サービス給付費は、要介護認定者が利用する認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホームなどに係る保険給付費であります。

下段から特86、87ページにかけての2項1目高額介護サービス費は、利用者負担の軽減対策として、所得に応じた自己負担額の上限が定められており、限度額を超える額について給付するものです。

中段の3項1目特定入所者介護サービス費は、施設サービスや短期入所サービスの食費と居住費を所得に応じた負担とするために給付するものです。

特88、89ページの4項1目介護予防サービス給付費は、要支援認定者が利用する介護予防短期入所生活介護、介

護予防通所リハビリなどに係る保険給付費であります。

特90、91ページ上段の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業は、虚弱高齢者に対し、日常生活上の支援を目的とした訪問型サービスや筋力向上を目的とした通所型サービスを提供するもので、介護予防を積極的に図ってまいります。

特90ページの下段から特93ページにかけての2項1目一般介護予防事業は、高齢者が要介護状態にならないよう、健康寿命の延伸を目的とした健康長寿！「目指せ元気100歳」運動を引き続き展開し、高齢者の社会参加やフレイル予防を重点とした介護予防に取り組むものであります。

特92ページの下段から特97ページにかけての3項1目包括的支援事業では、在宅医療、介護の連携を推進するため、在宅医療・介護連携推進協議会の活動の強化を図るとともに、新たに生活支援コーディネーターを妙高地域に配置し、地域課題を基に生活支援サービスの検討、創出による生活支援体制の構築を推進してまいります。

以上、議案第6号について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第6号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 収入のほうで介護保険料の特別徴収と普通徴収の収納率。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 予算上、徴収率につきましては、平成30年度実績を基に99.78%を想定しております。

○委員長（小嶋正彰） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 特別徴収も普通徴収も一緒で。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 一緒です。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 特97ページのところにあります寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業委託料とありますが、これはこういったところに委託されておられますか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） お答えいたします。

これにつきましては、事業者ですね、直接御自宅まで届けてもらうような形での委託の仕方、それぞれのお宅で一々買いに行かないでも、この品物が欲しいといった場合に、業者さんが御自宅まで届けるという形での委託になっております。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 一般的に言われているドラッグストアとか、そういったところを利用してというふうに捉えていいんですか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） でなくて、あくまで自宅に届けるというのが大原則になっておりますので、特定の業者ということになってしまいます。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） その特定の業者とは。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） ちょっと今事業所の名前まで出てこないんで、後ほどお答えします。すみません、リポーンさんのほうに見積もりの結果、お願いしているところです。

○委員長（小嶋正彰） 太田委員。

○太田委員（太田紀己代） 結構ドラッグストア、市内にありますところは、家庭にも届けますよかというようなところで利用されておられる方もいますけれども、そういった人はこれには値しないということでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（岡田雅美） 今の制度では、一応御自宅まで直接届けるということを想定しておりますが、ただ糸魚川市さん辺り聞くとですね、今委員さんおっしゃったとおりドラッグストアでも購入できるような仕組みもあるみたいなので、ちょっとそこら辺、実際どちらが利便性がいいのか、届けてもらったほうがいいのか、それとも御自分で選んだほうがいいのかということも含めて、ちょっとこの辺は今後検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第6号 令和3年度新潟県妙高市介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）

○委員長（小嶋正彰） 次に、議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） ただいま議題となりました議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。追加議案の予算書10、11ページをお開きください。上段の4款1項2目予防費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では、4月下旬以降にワクチン接種を開始する運びとなったことから、受付事務や接種介助などに従事する会計年度任用職員の人件費、医師送迎用自動車や接種会場の借上料などを計上したものであります。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、集団接種会場でワクチン接種業務に当たる医師、看護師等の報酬のほか、医療機関等で接種された方の接種費用について計上したものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書8、9ページをお開きください。16款1項2目衛生費国庫負担金は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業に対し、その下、同2項衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対し、それぞれ国から全額充当される負担金補助金であります。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○委員長（小嶋正彰） これより議案第27号に対する質疑を行います。

太田委員。

○太田委員（太田紀己代） こちら11ページのところに新型コロナウイルスワクチン接種事業として、医師の報酬と医師費用弁償といったところがありますが、これはどのような形で使われるのでしょうか。

○委員長（小嶋正彰） 健康保険課長。

○健康保険課長（今井一彦） 医師の報酬につきましては、先ほど提案説明で申し上げましたが、集団接種会場でワクチン接種業務に当たる医師の報酬ということでございまして、医療機関で接種された場合については、別に委託料として医療機関のほうに支払うものでございます。また、費用弁償につきましては、いわゆる旅費でございます。

○委員長（小嶋正彰） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第27号 令和3年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（小嶋正彰） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小嶋正彰） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

○委員長（小嶋正彰） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これもちまして建設厚生委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 3時30分